

昭和53年度秋田城跡発掘調査概報

秋 田 城 跡

秋 田 市 教 育 委 員 会
秋 田 城 跡 発 掘 調 査 事 務 所

正 誤 表

5. 1. 2

ページ	行	誤	正
24	上11~12	2m以上と考 <small>ト</small> と考えられ	2m以上と考えられ
32	下 8	第4層出土の平瓦で。	第4層出土の平瓦で
32	下 4	表IV	表III
32	下 2	体部外面面	体部外面
34		表IV	表III
44		(第48図中) S B004 S B005	S I 004 S I 005
45		(第50図中) S B400 S B401	S I 400 S I 401
57	上 3	下記III表	前記IV表
64	下 15	S D396	S B 396
64	下 14	約7.0cm ***	約70cm
69	上 9	難一。	難一。
69	下 7	S B395 388建物跡 ***	S B395 398建物跡
73	上 2	至らしめることと意味	至らしめることを意味
83	上 8	できるであろう。註3しかし	できるであろう註3。しかし



序

秋田城跡の調査については、昭和47年度から国県をはじめ各方面のご指導とご援助をいただきながら実施してきたところである。

53年度の調査は、遺構等の状況から現地調査の拡大をはかりながら対処したところであるが、最終段階で井戸跡から出羽柵創建当時を立証し得る「木簡」を発見し、秋田城の歴史的解明に大きな前進をみることができた。これもひとえに各関係機関・諸先輩のご支援のおかげであり深く感謝申しあげると共に、今後のご指導ご助言を切にお願いするものである。

この概報は、今年度の調査結果をまとめたものであるが、特に東北歴史資料館の研究員平川南氏から「木簡について」の執筆をいただき、また昨年度に続き同氏の玉稿「秋田城関係古代文献集」を、本年度の調査結果と一緒に収録できたことは、時宜を得たものとしてまことに有難く、深甚の謝意を表するものである。

本書が、古代城柵研究の資料として広く活用され、秋田城跡の保護対策の一助となればまことに幸いである。

昭和54年3月

秋田市教育委員会
教育長 佐藤博之

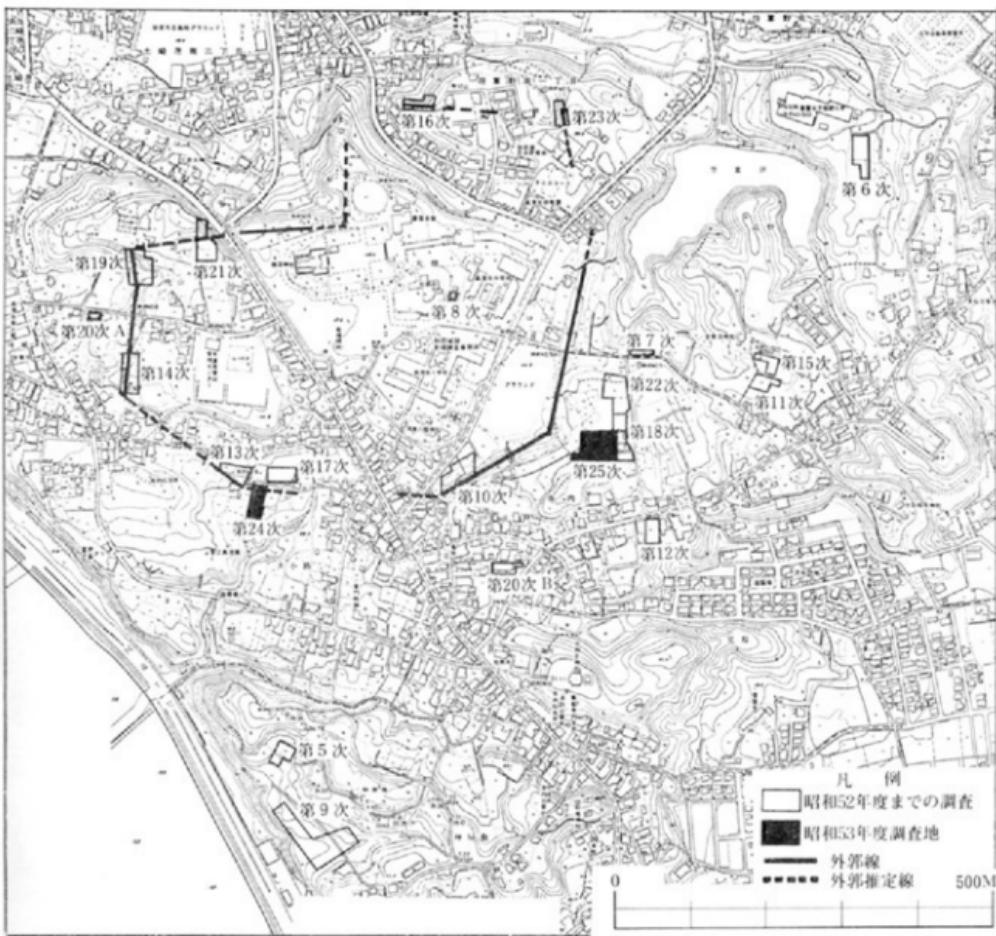
目 次

I 調査の計画	3
II 第24次発掘調査	4
1) 調査経過	4
2) 検出遺構と出土遺物	8
3) 各層位出土遺物	28
III 第25次発掘調査	37
1) 調査経過	37
2) 検出遺構と出土遺物	40
3) 各層位出土遺物	66
IV 考 察	67
1) 第24次調査検出の遺構と出土遺物について	67
2) 第25次調査検出遺構について	69
3) SE406井戸跡出土墨書埠について	71
4) SE406井戸跡出土木簡について	73

付録 秋田城関係古代文献史料

例 言

- 本概報の図面・遺物整理・原稿執筆・編集には秋田城跡発掘調査事務所の小松正夫、石郷岡誠一、日野久、西谷隆、安田忠市、柏谷光子の各職員があたった。遺物の写真撮影は小松、西谷・安田が担当した。
- 各項目別の執筆は文末に氏名を記し文責をあきらかにした。
尚、井戸跡出土木簡の原稿執筆については、東北歴史資料館技師平川南氏に依頼した。



第1図 秋田城跡地図及び調査地域図

I 調査の計画

昭和53年度の調査は、前年度までの調査成果を踏まえて外郭線の追跡調査と鶴ノ木地区建物群の性格究明を目的に計二ヶ所の調査地を設定した。

調査に際し、宮城県教育委員会の特段のご配慮と多賀城跡調査研究所の継続的指導を得た。

発掘事業費については、補助金の内示（総事業費1,100万円のうち、国庫補助額50%、県費負担額25%、市負担額25%）を得たので次のように実施計画を立案した（表I）。

表 I 発掘調査計画表

調査次数	調査地区	発掘面積m ² (坪)	調査実施期間
第24次	南外郭線中央部(大・小・路・北)	594m ² (180坪)	4月5日～7月10日
第25次	鶴ノ木中央部	1,332m ² (403坪)	7月1日～10月31日

第24次調査は、昭和49年度第13次調査検出の外郭築地線の延長上にあたる。しかし調査の結果、築地は検出されず東西に走る溝と、その南側では住居跡と掘立柱建物跡が検出された。

第25次調査の鶴ノ木地区は、第18次・22次調査について三年次にあたる。これまで多くの掘立柱建物が検出されていたが、その性格を把握するまでには至っていない。今次の調査では国営調査で第二次講堂跡と考えられた建物跡を再発掘し、さらに北側に新たに調査区域を拡張した。その結果、3間×7間の掘立柱建物は建替の行われていることが判明した。調査地北東部では上面で幅4.3m、深さ5.5mの掘り方の井戸が検出され、その下部には内径約1mの井筒、そして底面には埠と瓦が三段に敷き並べられている。また井筒内からは多量の木製品と16点の木簡が出土した。そのうちの7点には墨書が認められ「天平六年月」、「勝宝四年」、「勝宝五年」などの紀年銘のある木簡も出土している。

昭和53年度の発掘調査はつぎのとおりである（表II）。

表 II 調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘面積m ² (坪)	調査実施期間
第24次	南外郭線中央部(大・小・路・北)	640m ² (194坪)	4月3日～7月7日
第25次	鶴ノ木中央部	1,476m ² (446坪)	7月10日～12月11日

他に、史跡隣接地である後城遺跡の宅地造成に伴う緊急発掘調査が行われ、当事務所が調査を担当した。調査費は原団体負担によるもので4月から12月まで調査が実施された。

なお各次調査の出土遺物は年間を通して整理作業を行った。

III 第24次発掘調査

1) 調査経過

第24次発掘調査は、寺内字大小路を対象に、4月3日から7月7日まで実施した。発掘調査面積は約640m²（約194坪）である。

調査地は第17次調査地の南西に隣接し、現状では前調査地とは約3mの比高で、一段低く、北東から東西方向に走る沢筋に向う、南緩斜面の畠地である。

調査は、1) 本調査地が第13次調査（1974年）で検出した築地痕跡、溝状遺構等の南外郭線の東側延長線上に位置し、これら外郭線を構成する遺構を追求すること。

2) 第17次調査（1975年）では、掘立柱建物跡、重複する42棟の堅穴住居跡を検出、又多量の墨書き器を含む遺物が出土しており、これら遺構の広がりを把握することを目的に実施した。ちなみに、国営調査時に、本調査地南東20m程の地区で、堅穴住居跡を検出している。

調査の結果、築地遺構は既に削平されたものと考えられ確認できなかったが、溝状遺構、掘立柱建物跡、土塁、ピット群等を検出した。



第2図 第24次調査周辺地形図

調査は測量基準点No.9より原点を移動し、X=-95.238m、Y=-221.573m、H=27.639mを基準点とし、発掘区を設定した（4月5日）。

調査地南側から表土（耕作土）剥ぎを実施し、下層の第2層も同質であることが判明し、同時に除去していった。同層からは素焼き酸化灰焼成の土器が出土、以後、第5層までの除去作業中、計3点の同種の土器が出土した（4月12日）。

S207ラインから北側の地区では30~50cmの厚さの耕作土を除去すると、すぐに、地山飛砂層となる。これは畑地を造成する際に、緩斜面を平坦にするために、削平したものと考えられた。以下、第3、4、5層と順次、除去していった。第3、4層もプラスチック・ビニールなどを含む近年までの耕作土である。さらに5層も、第6層面に同層を埋土とする耕作の搅乱溝がみとめられ、同層内から、青磁、黄瀬戸、寛永通宝などが出土し、近世以降の最も古い耕作面と考えられた。

したがって、表土、第2層までの現耕作面、第3、4層の耕作面、第5層の耕作面が認められ、その都度、付近の北側傾斜面を削平し南側に埋めているものと考えられた（4月28日）。ちなみに最も深い南東部では厚さ1.5mに及んでいる。

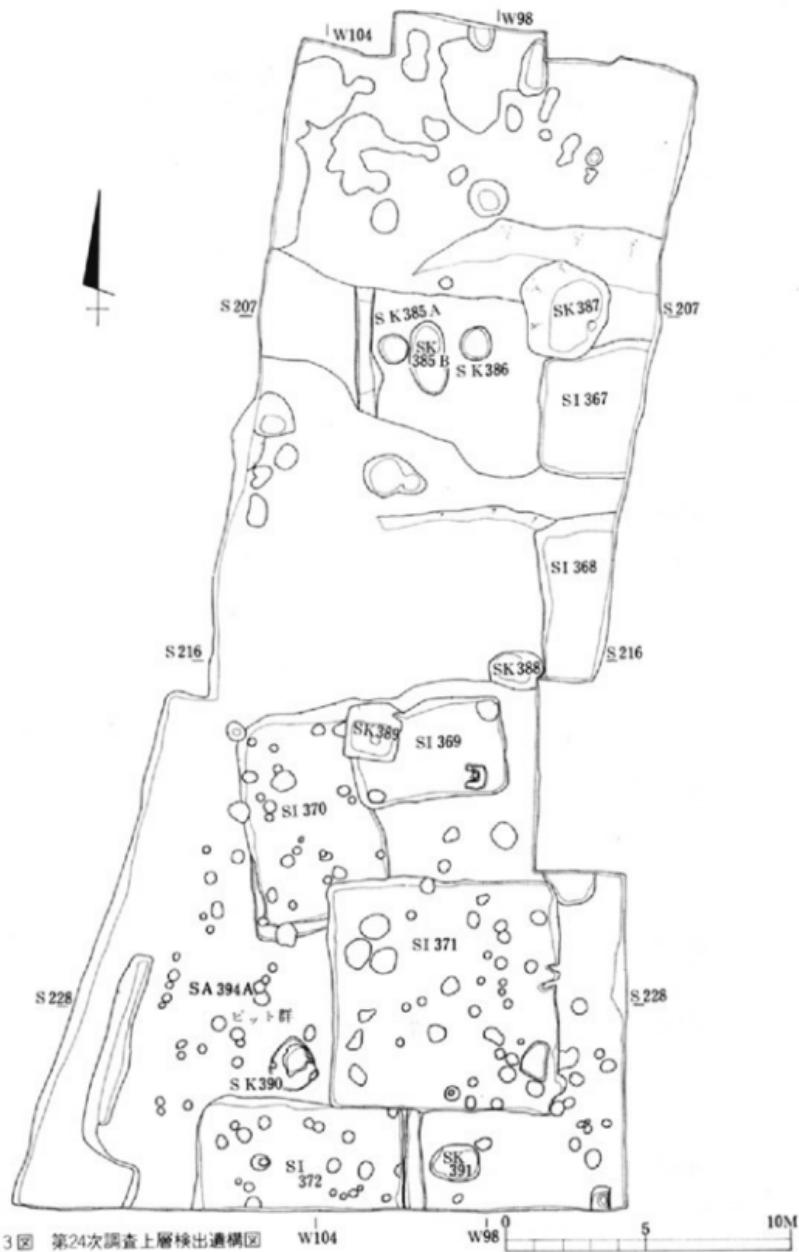
第6層は黒色砂質土の遺物包含層で、S207ライン以南でその堆積が確認された。同層は多量の瓦片、赤褐色土器等を含む土層で、層上面にてSK384~387土壌を検出した。他に明確な遺構が認められず、北側から除去してゆき、SD366A・B溝、SI367、368、369住居、SK388土壌を検出、精査していった（5月2日）。

同層を全域で除去した段階で、SI370、371、372住居跡を確認、SI371住居東部分が発掘区外にあるため、さらに東に発掘区を拡張した（5月9日）。以上の住居跡は第7層粘土・焼土の混入する黄褐色砂を掘り込んでおり、掘り込みは部分的に地山飛砂層まで至っている。これら住居跡と重複してSA394Aピット群を検出、住居跡埋土を切っているのが確認された。検出した住居跡、土壌、溝、ピット群の精査を開始、並行して、第6層までの断面観察のベルトの断面図作成、写真撮影を行い、除去していった（5月15日）。

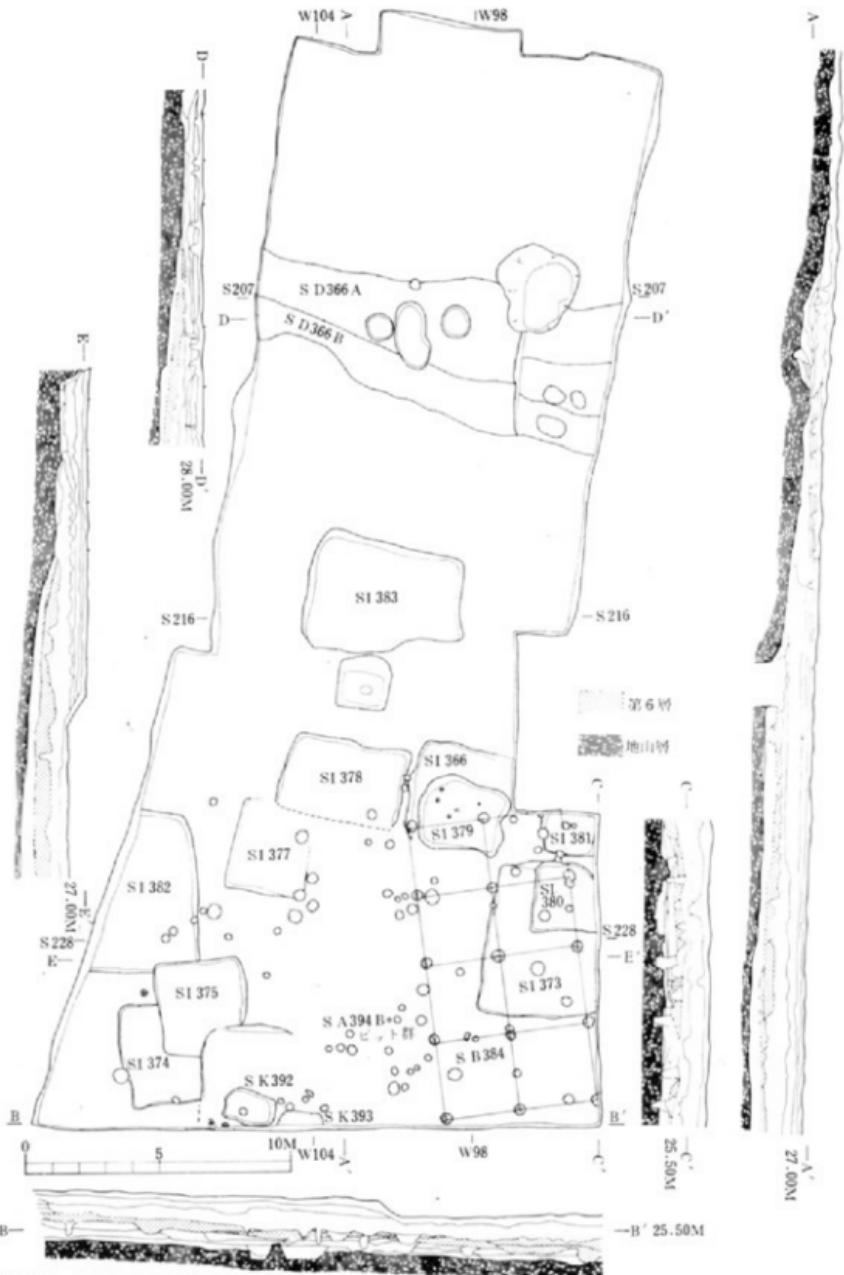
S1372（5月16日）、S1371（5月18日）、SI369（5月19日）、SI370（5月25日）住居跡の精査を行っていった。住居床面では、SA394Aピット群に属するピットが、SA394Bピット群のものと混在して検出され、中に、柱痕跡のみとめられるものもあり、掘立柱建物跡の存在が考えられるため、追求したが、明確に把握できなかつた（6月2日）。第7層面での遺構精査終了後、同層面での遺構の写真撮影（6月7日）、植り方設定（6月8日）を行い、平面実測、レベル測定を実施した（6月9日~13日）。

さらに下層に遺構を存在が考えられ、第7層を北側から除去し、地山砂層面をあらわしていった（6月14日）。同層の堆積範囲は、第6層同様、S207ライン以南で、南東方向に漸次、厚く堆積している。S207付近では30cm前後、発掘区南端部では50~80cmである。

7層を除去した段階で、これまで断面では把握されていたが、明確でなかったSD366B溝のプラ



第3図 第24次調査上層検出遺構図



第4図 第24次調査下層検出道構図

ンが鮮明となり、さらにSI367住居床面下層にわずかに残存しているのが確認された。

並行して、特異な形態のSI369住居跡カマドの精査を行い、面取りした粘土塊をカマドの四隅に立てているのを確認した（6月15日）。

地山砂層面にてSI367（6月14日）、SI373住居跡、SB384掘立柱建物跡、SA394Bピット群（6月16日）、SI374～375住居跡（6月19日）を検出した。SA394Bピット群、SB384掘立柱建物跡の精査を行い、掘り方はSI373住居等の埋土上面から認められ、その新旧関係は住居跡より新しいことが確認された（6月23日）。同遺構の写真撮影、平面実測を実施し（6月24日）、SI376、373住居の精査を開始した（6月26日）。SI376床面下層でSI379を、SI373床面下層にてSI380を、さらにSI380と重複するSI381、SI375と重複するSI382住居跡を検出した（6月27日）。

各住居跡の精査を6月30日まで実施し、降雨のため崩壊した植り方を再度設定し、平面実測、レベル測定（7月3日）、写真撮影（7月5日）を行った。発掘区東壁、南壁の土層断面図を作成、部分的な埋めもどしを行い調査を終了した（7月7日）。なお、全体的な埋めもどしは、年度の全調査終了後、改めて行った。

2) 検出遺構と出土遺物

遺構は、第7層粘土、焼土混りの黄褐色砂を境に大きく2期に把握され、第3、4回は第7層上層、下層で検出した各遺構を示している。

SB384 建物跡（第5図、図版3）

第7層下層で検出し、SI373、376、377、380住居跡と重複し、新旧関係は、住居跡埋土上面で、掘り方が確認され、住居跡より新しい。東、南部分が未調査で全体を把握することができなかつたが、東西2間以上×南北4間以上の総柱の掘立柱建物跡である。柱間は東西2.9m、南北は2.7～2.9mと巾がある。西端の柱筋の方位は、北で西に約7°振れる。掘り方は円形で、直径40～50cm、深さ約50cm、埋土には粘土、焼土が混入している。

竪穴住居跡

SI367～372住居跡は第7層面にて、SI373～383住居跡は第7層を除去した地山砂層面にて検出した。

SI 367 住居跡（第6図、図版5）

方形を呈しSD366A・B溝と重複し、同溝より新しい。北西コーナー部はSK387土塙により壊されている。柱穴、周溝は認められず、カマド位置も不明である。住居方位は西邊ではほぼ真北をとる。

SI 367 出土遺物（第7図、図版25）

6、7、10は床面、1～5、8、9は埋土からの出土である。

土 師 器

6は低い台付杯でナデのため切り離しは不明である。内面に緻密なヘラミガキが施されているが、

黒色処理は再加熱のため消失して

いる。

赤褐色土器

3、4は低い台が付き、ナデのため、切り離しは不明である。1、2、5、6は回転系切りで再調整はない。

鉄 製 品

8は錆化の著しい両刃の形態の刀子、9は先端部の偏平な鐵鎌である。

土 製 品

10はフィゴの羽口の破片である。他にコブシ大の鐵鋤が3点出土している（図版25の11）。

SI 368 住居跡

（第8図、図版5）

南辺及び東部分が発掘区外にあり、全体は不明であるが、方形を呈し、西辺はほぼ真北方向をとる。柱穴、周溝は認められず、カマド位置も不明である。

SI 368 出土遺物

（第9図、図版5）

赤褐色土器

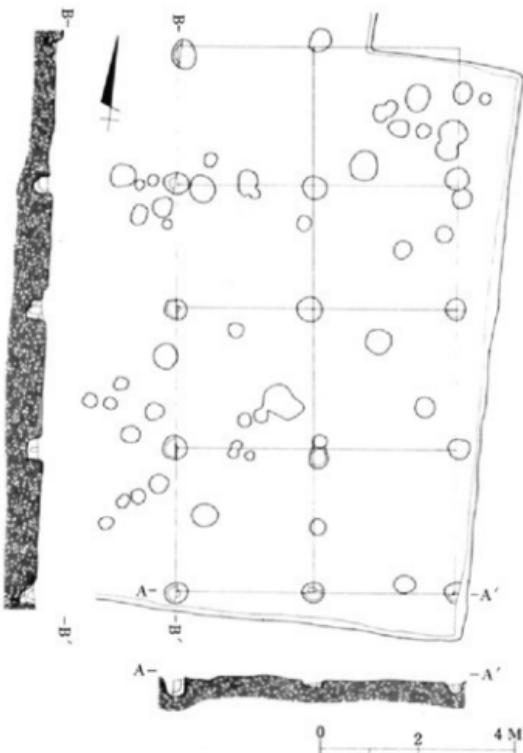
1は回転系切りで、再調整がない。

石 製 品

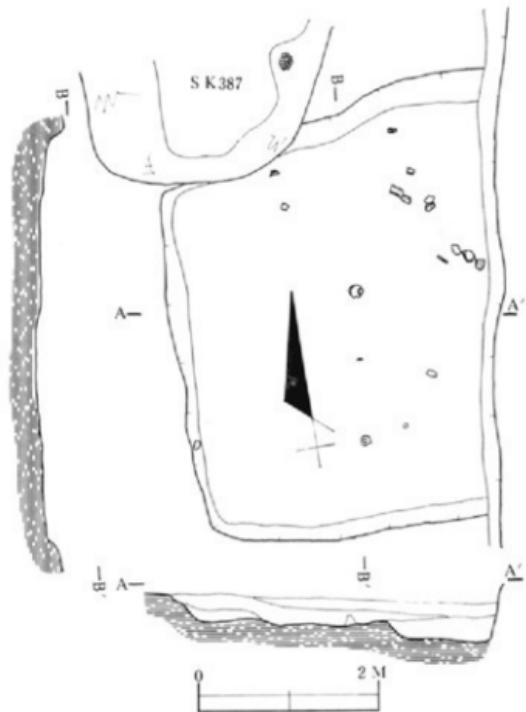
2、3は砥石で、2は上端が欠損、4面に使用痕が認められる。3は舟形を呈し、表裏面、側面に使用痕が認められ、特に表裏面には沈線状の使用痕が著しい。いずれも床面出土である。

SI 369 住居跡（第10・11図、図版5）

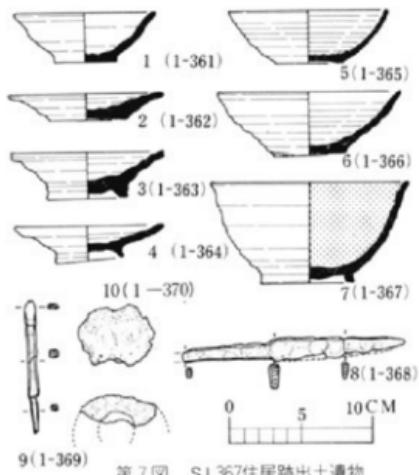
東西5.3m×南北3.5mの方形を呈する。SK389土壙により、北西コーナー部は壊されている。SI370住居跡と重複し、同住居跡より新しい。北壁及び、東壁は一担、ゆるい傾斜をなし、床面20~30cm付近で垂直な立ち上りとなる。カマド（第11図、図版6）は南東コーナー付近に東向きに付設されて



第5図 SB384掘立柱



第6図 S1367住居跡



第7図 S1367住居跡出土遺物

いるが、住居跡には取りつかず、壁面から離れている。一辺約1mのコの字形に粘土組みされ、カマド壁は垂直な立ち上りである。カマド中央には河原石を、面取りした赤色の粘土塊で固定し、支脚として使用している。同様な赤色の粘土塊はカマドの四隅にも使用され、それを覆う状態で黄褐色の粘土を組んでいる。カマド周辺を中心に浅い皿形の小型の赤褐色土器がまとまって出土し、うち1点に文字の認められる漆紙が付着していた。

周溝、柱穴は認められない。住居の方位は、南辺が東で、北に約8°振れる。

SI 369 出土遺物

(第12図、図版25、26、35)

4、8、11、15、19~21は埋土、他は床面から出土した。

赤褐色土器

1~3は小型の極めて浅い皿形で、口径9~11cm未満、器高1cm前後である。4~13も小型で、口径9~11cm未満、器高は前者より、深いが、2~3cm未満である。11を除き、体部が外反する皿形を呈す。14~16は口径11cm以上、器高5cm近い。17は低い台が付き、台は回転を利用してひき出され、補強の粘土を貼りつけたものと観察された。12、13は漆紙が付着、13の漆紙には2行、6字の文字が認められる。全体の内容は不明であるが、うち1字は「虫」と判読される。14は漆のみの付着である。15は体部外面に「田」の記号と考えられる墨書が認められる。以上はす

べて回転糸切りで再調整は認められない。18は赤褐色土器蓋て鉢の部分、19は体部外面に墨書が認められるが、判読不可能である。

土 製 品

20、21は約3mmの孔を穿った小型土鍤、22は砥石に転用した壺と考えられ、3面に使用痕が認められ磨滅している。

瓦

第37図1は「高」の刻印のある格子目瓦で埋土からの出土である。

SI 370 住居跡

(第13図、図版6)

東西4.5m×南北7.4mの方形を呈する。SI369、371住居跡と重複し、両住居より古い。周溝、柱穴は認められず、カマド位置も明確でないが、SI371北西コーナー付近の床面に焼土、炭化物が認められ、この付近に設置されたものと考えられる。住居方位は、西辺が北で、西に約7°振れる。

SI 370 出土遺物

(第14図、図版26、27)

2、3、5～7、13が床面から、他は埋土から出土した。

土 師 器

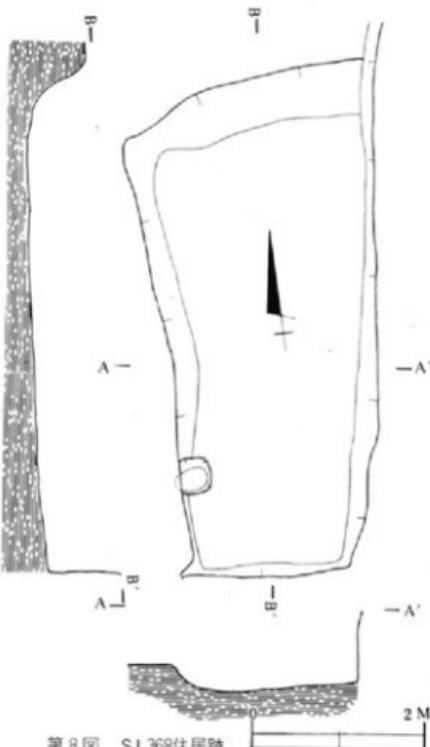
10は体部外面に判読不能の墨書のある内面黒色処理の台付杯である。切り離しは不明。

須 惠 器

8は回転ヘラ切りの台付杯、9は内面に「厨」の墨書のある蓋口縁部破片である。

赤褐色土器

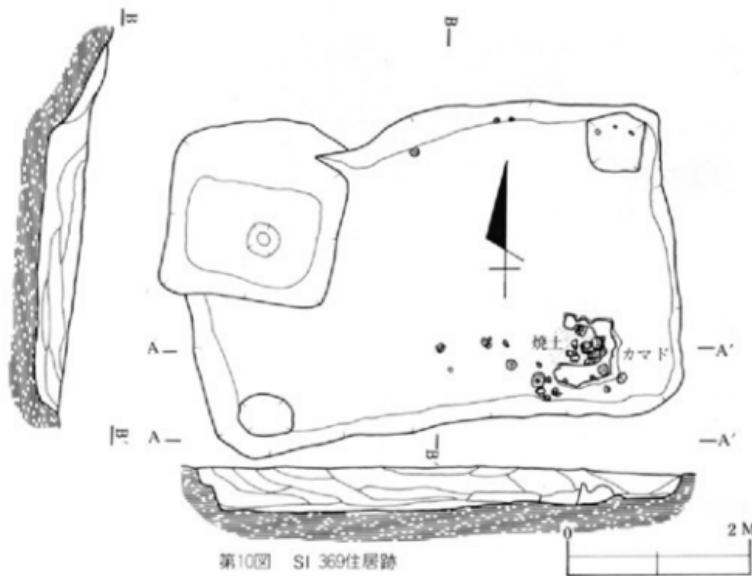
1～6は回転糸切り、再調整がない。1、2、5、6は底部を厚く切り離し、一見、台付杯に類似する形態である。7は回転糸切りの台付杯で、台周辺にナデが認められる。11は体部外面に判読不能



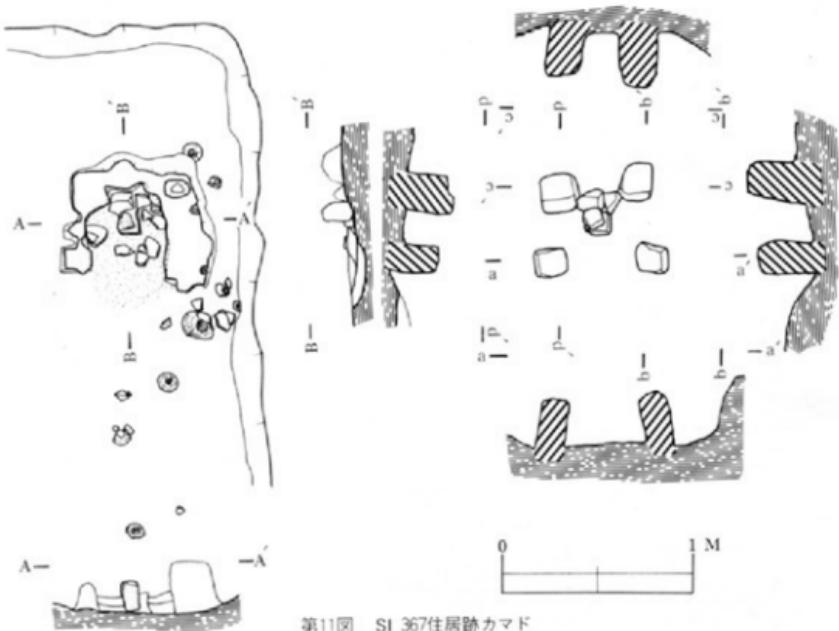
第8図 SI 368住居跡



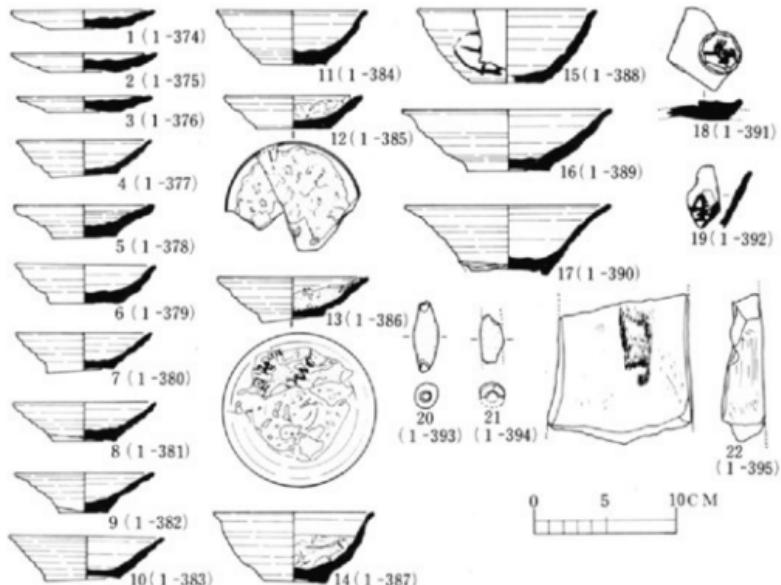
第9図 SI 368住居跡出土遺物



第10図 SI 369住居跡



第11図 SI 367住居跡カマド



第12図 SI 369住居跡出土遺物

の墨書きが認められる。

灰釉陶器

12は口縁部破片で、胎土は灰色、釉は明るい淡緑色である。

土 製 品

13、14は直径約2mmの孔を穿った小型土錘である。

鉄 製 品

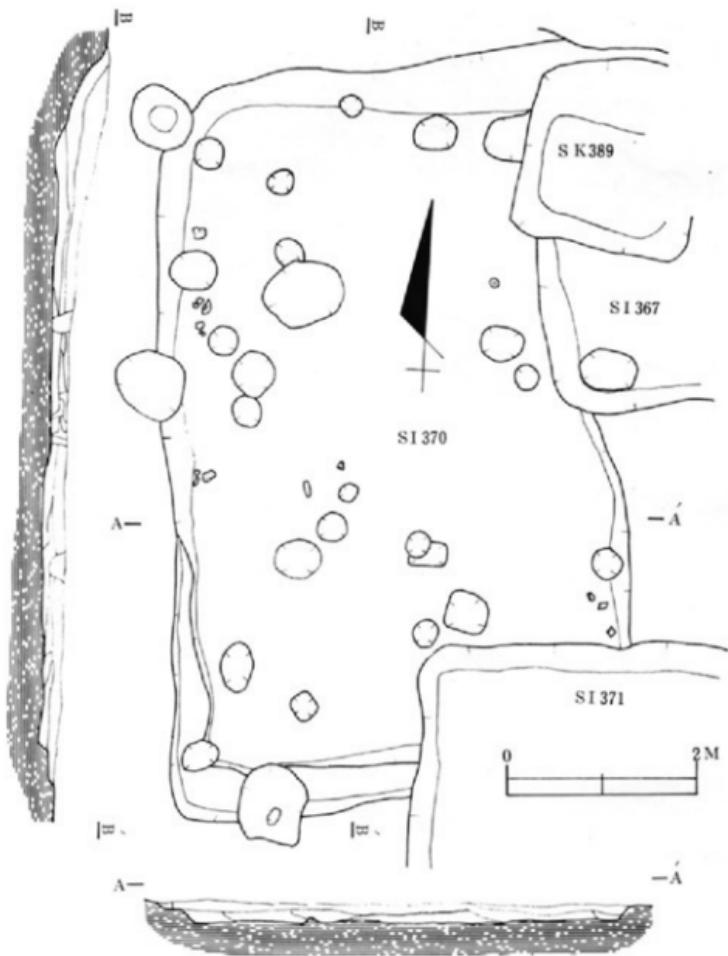
15、16は鉄釘で、先端部、基部を欠損している。17は頭部が方形の鉄釘である。

SI 371 住居跡 (第15図、図版7)

東西8m×南北8mの方形を呈する。SI370、372住居跡と重複し、新旧関係は前者より新しく、後者より古い。カマドは東辺、やや北よりに付設されている。住居の規模に比し、小さく、カマド壁の焼面、袖部の粘土も極めて貧弱である。住居南西部で炭化材、草状の植物の炭化物が厚く堆積しており、火災をうけた可能性も考えられる。ただ壁面にその痕跡を観察することはできなかった。床面に多くのビットを検出、精査したが、SA394A、Bビット群に属するものと考えられ、住居に伴う柱穴、周溝は把握されなかった。住居の方位は西辺ではほぼ真北をとる。

SI 371 住居跡出土遺物 (第16・37図、図版27・35)

4、5、6は床面、他は埋土出土である。



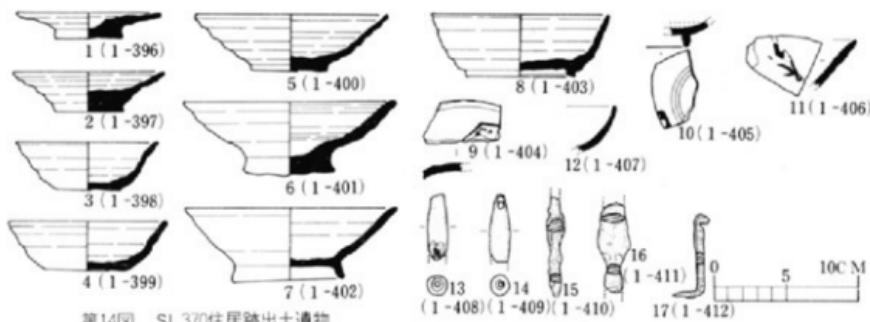
第13図 SI 370住居跡

須 恵 器

4は外面が平行タタキ板痕、内面が平行と同心円のアテ板痕のある甕腹部破片である。方形に四端部を面取りし、内面を観として使用しており、墨の付着、使用による磨滅が認められる。

赤褐色土器

1～3はいずれも回転糸切りで、再調整がない。3は底部を厚く切り離し、台付杯に類似する形態である。



第14図 SI 370住居跡出土遺物

土 製 品

5は直径2mmの孔を穿った小型土錘である。

石 製 品

6は大型の砥石で、4面に沈線状の使用痕が認められる。

鉄 製 品

7は頭部が方形の鉄釘、8は刀子の刃部破片である。

瓦（第37図）

4は埋土出土ののし瓦で、凹面に粘土のつぎ目、粘土板痕跡が認められる。7は南東土塙内出土で凸面に部分的に布目痕があるものの、凹面には認められず、横骨と考えられる板状の痕跡がある。

SI 372 住居跡（第17図、図版7）

東西約7m、南北は不明である。SI 371と重複し、同住居より新しい。床面には焼土、炭化物が堆積し、焼面が認められる。又、SI 371住居同様、SA 394A、Bピット群に属するピットが認められるものの、住居に伴う柱穴、周溝は確認されなかった。カマド位置も不明である。住居の方位は北辺ではほぼ真東をとる。

SI 372 出土遺物（第18図、図版27）

3、4が床面から、他は埋土から出土した。

須 惠 器

1は回転糸切り、再調整のない杯で、底部外面に判読不能の墨書が認められる。

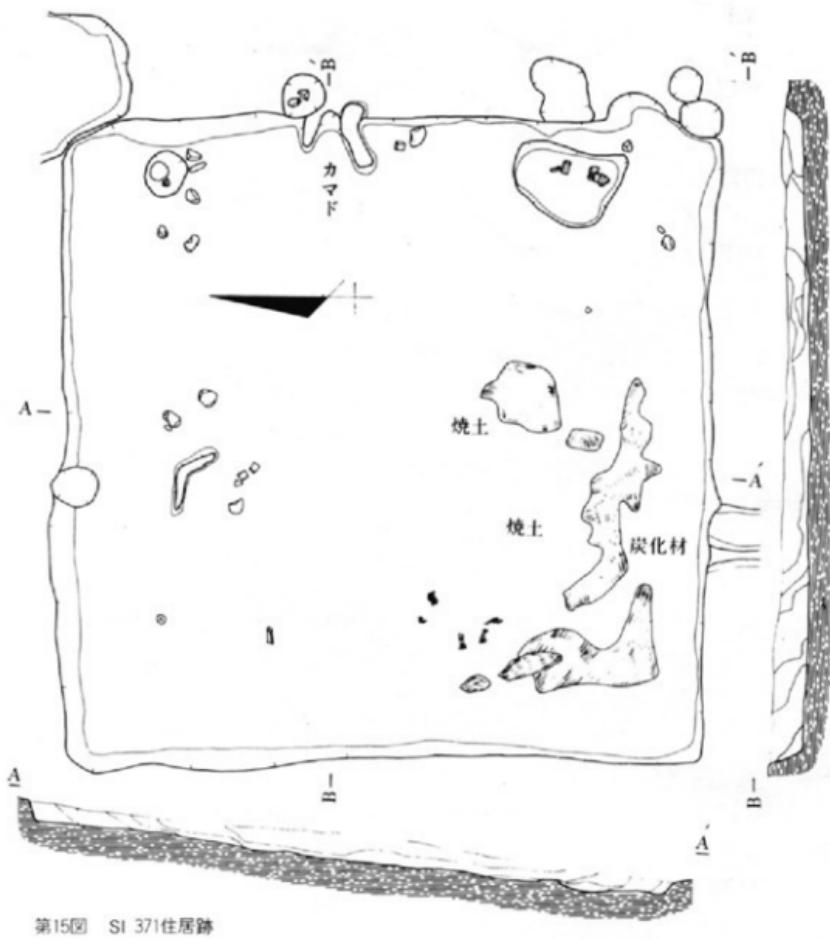
赤褐色土器

2は回転糸切り、再調整のない杯底部破片で、外面に判読不能の墨書が認められる。

鉄製品：3、4は刀子の破片、5は基部に木質の鍛着した鐵鎌である。

SI 373 住居跡（第19図、図版8）

SI 371住居跡床面下層で検出、SB 384掘立柱建物跡と重複し、同建物跡より古い。南北約5.4m、東西は不明の方形を呈する。カマドは、東、或いは、南辺に付設されたものと考えられ、発掘区東



第15図 SI 371住居跡

0 2M

壁付近で、焼土、粘土が認められる。住居方位は、西辺が北で東に10°振れる。遺存状態は極めて不良で、わずかに壁立ち上りが確認される。

SI 374 住居跡（第20図、図版8）

SI 375住居跡と重複し、同住居跡より古い。住居東南コーナー部は上層から掘り込まれたSI 372

住居跡によって壊されているが、北東コーナー部が、SI375住居跡床面にわずかに残存している。東西約4.2m×南北約4mの方形を呈する。柱穴、周溝は認められないが、カマドは東辺に付設されたものと考えられ、SI375床面下層に焼土、粘土の堆積が確認された。住居方位は西辺が、北で8°西に振れる。

SI 374 出土遺物 (第21図、図版28)

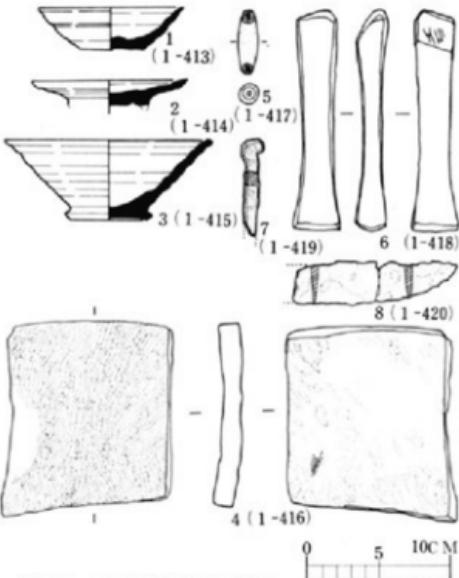
すべて埋土からの出土である。

須恵器

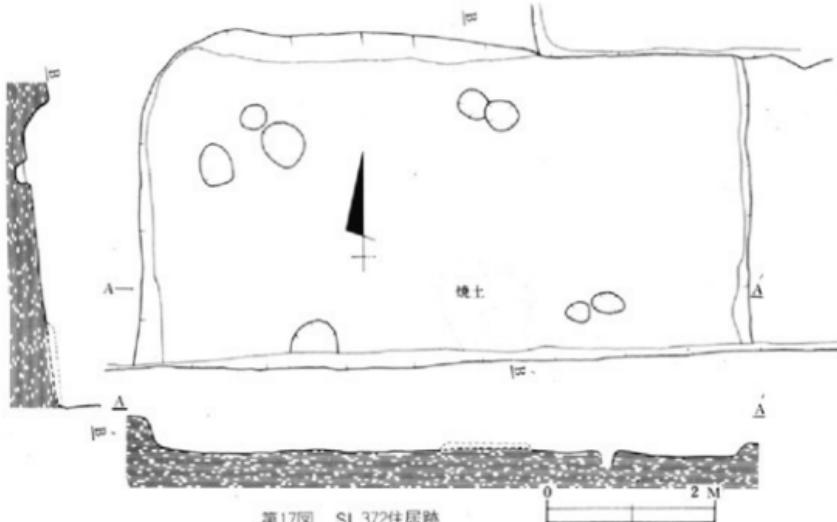
1は回転ヘラ切り、再調整のない杯である。

鉄製品

2は刀子の基から区部にかけての破片、3は先端、基部の欠損した鐵鎌である。



第16図 SI 371住居跡出土遺物



第17図 SI 372住居跡

SI 375 住居跡（第20図、図版8）

SI374、382住居跡と重複し、両住居跡より新しい。東西約3.5m×南北約3.5mの方形を呈する。カマド位置は不明で、柱穴、周溝は検出されなかった。住居の方位は、西辺が北で西に約6°振れる。

SI 375 出土遺物（第22図、図版28）

須恵器、回転ヘラ切り、再調整のない杯である。底部外面に「捕」と考えられる墨書が認められる。

SI 376 住居跡（第23図、図版8）

SI379住居跡と重複し、同住居より新しい。方形を呈すが、規模は不明である。柱穴、周溝は認められず、カマド位置も不明である。住居方位は、西辺が北で東に約10°振れる。

SI 376 出土遺物（第24図、図版28）

須 惠 器

2は回転ヘラ切り、再調整のない杯底部破片である。外面に判読不能の墨書が認められる。

赤褐色土器

1は回転糸切り、再調整のない杯である。

石 製 品

3は直径約3mmの孔を穿った砥石である。

鉄 製 品

4は基の端部をわずかに欠損した鉄鏃で、身の先端は偏平である。

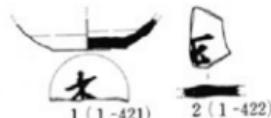
SI 377 住居跡（第25図、図版9）

住居北東部は上層から掘り込まれたSI370住居跡によって壊されている。東西約3m×南北約3.4mの方形を呈する。柱穴、周溝は認められず、カマド位置も不明である。住居方位は西辺が北で東に約13°振れる。

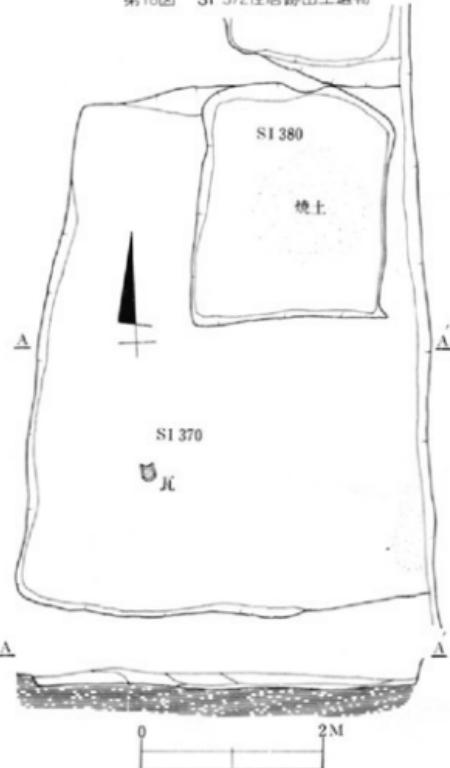
SI 377 出土遺物（第26図、図版28）

須 惠 器

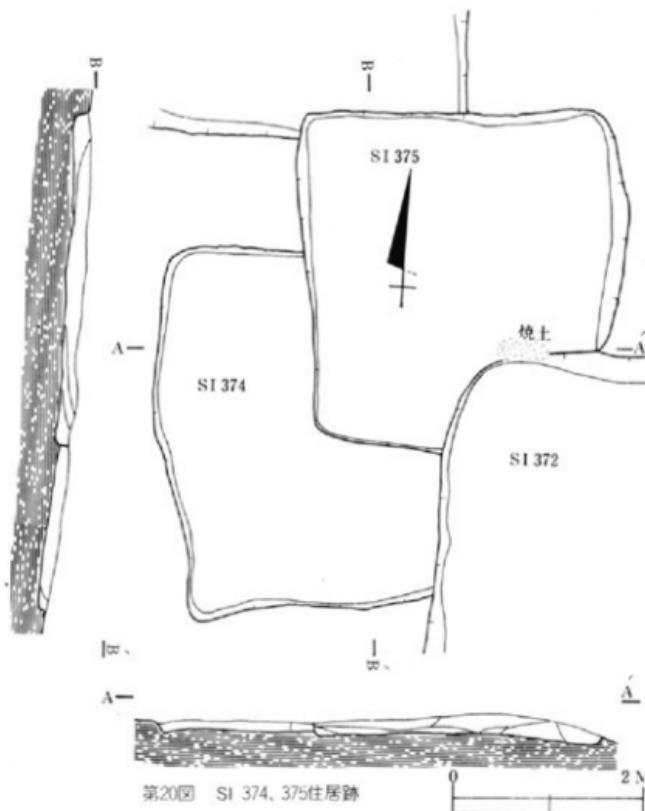
1は回転ヘラ切り、再調整のない杯、2は回転ヘラ切りの台付杯で、底部外面に判読不能の墨書



第18図 SI 372住居跡出土遺物



第19図 SI 373住居跡



第20図 SI 374、375住居跡

が認められる。

鉄 製 品

4は鉄鎌の破片、3、5は小片で用途不明である。

SI 378 住居跡（第23図、図版9）

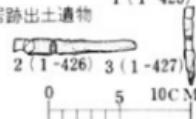
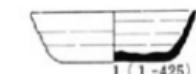
住居西部分はSI370住居跡床面下層にて検出した。南辺は、わずかに床面の痕跡が認められる程度である。東西約4.3m×南北約3mの方形を呈する。柱穴、周溝は認められず、カマド位置も不明である。住居方位は北辺が東で約10°南に振れる。

SI 378 出土遺物（第27図、図版28）

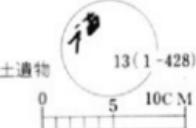
須 惠 器

回転ヘラ切り、再調整のない杯である。再加熱を受けたものと考えら

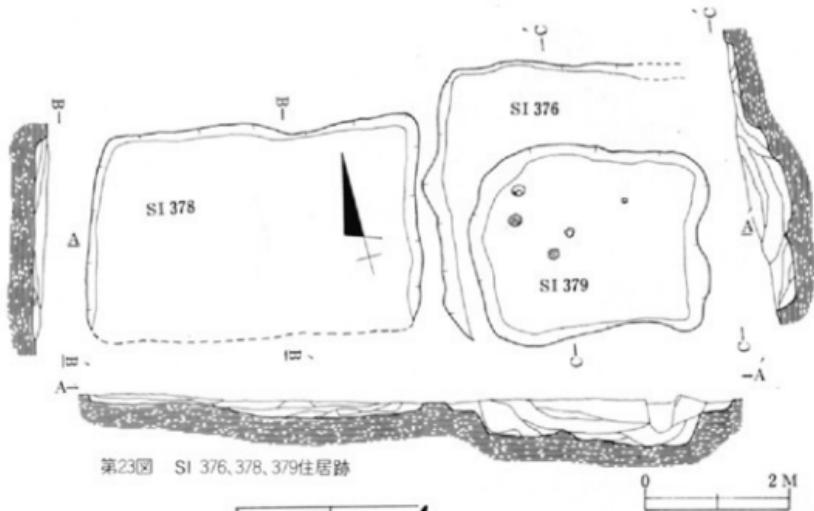
第21図 SI 374住居跡出土遺物



0 5 10 CM



第22図 SI 375住居跡出土遺物



第23図 SI 376、378、379住居跡

れ、赤褐色を呈する。

SI 379 住居跡

(第23図、図版8)

SI 376住居跡床面下層

で検出、東西約3m×南北約2.6mの方形を呈す。

埋土には多量の黄褐色粘土が認められ、意識的に埋めたものと考えられた。

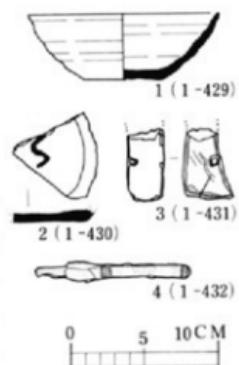
柱穴、周溝は認められず、カマドも付設されていないが、床面中央に、直径約1mの円形に焼土、炭化物が認められた。住居方位は、北辺が東で約15°南に振れる。

SI 379 出土遺物 (第28図、図版28)

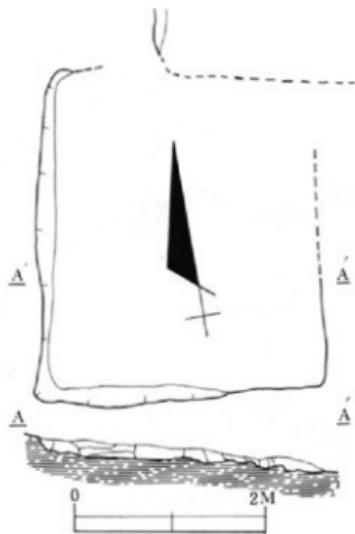
すべて床面出土である。

須 恵 器

1は底部から、ほぼ垂直に立ち上る杯で、回転糸切り、再調整はない。2、3はいずれも回転ヘラ切り、再調整のない杯である。



第24図 SI 376住居跡出土遺物



第25図 SI 377住居跡

土 師 器

4は「く」字状に口縁部の外反する小型甕で、内外面にロクロ痕跡が認められ、底部には静止系切りの痕跡が残る。

SI 380 住居跡 (第29図、図版9)

SI373住居跡床面下層にて検出、東部分は発掘区外にある。方形を呈し、南北約2.6m、東西は不明である。柱穴、周溝は認められず、カマド位置も不明である。床面には、直径約1.2mの範囲に、円形に炭化物、焼土の堆積が認められた。住居方位は、西辺が、北で東に約7°振れる。



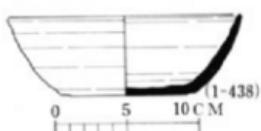
SI 381 住居跡 (第29図、図版9)

SI380住居跡と重複し、同住居より新しい。住居西南部分のみで検出の、全体は不明である。床面に焼土、炭化物の堆積が認められた。

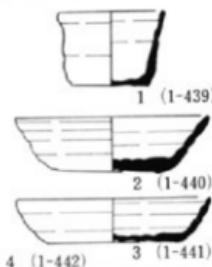
SI 382 住居跡 (第30図、図版10)

SI375住居跡と重複し、同住居より古い。方形を呈し、南北約6m、東西は不明である。柱穴、周溝は認められず、カマド位置も不明である。住居方位は東辺で、ほぼ真北をとる。

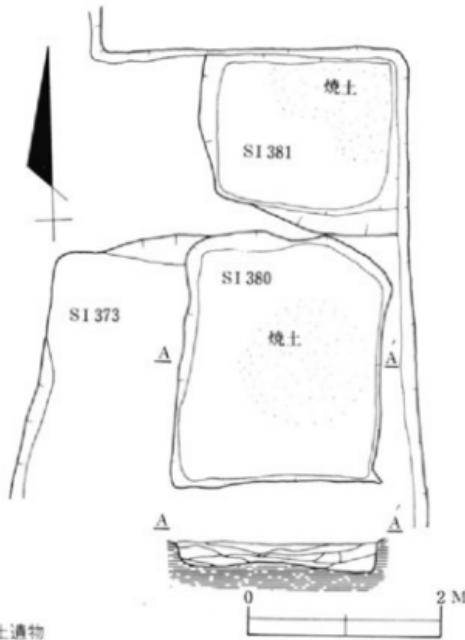
第26図 SI 377住居跡出土遺物



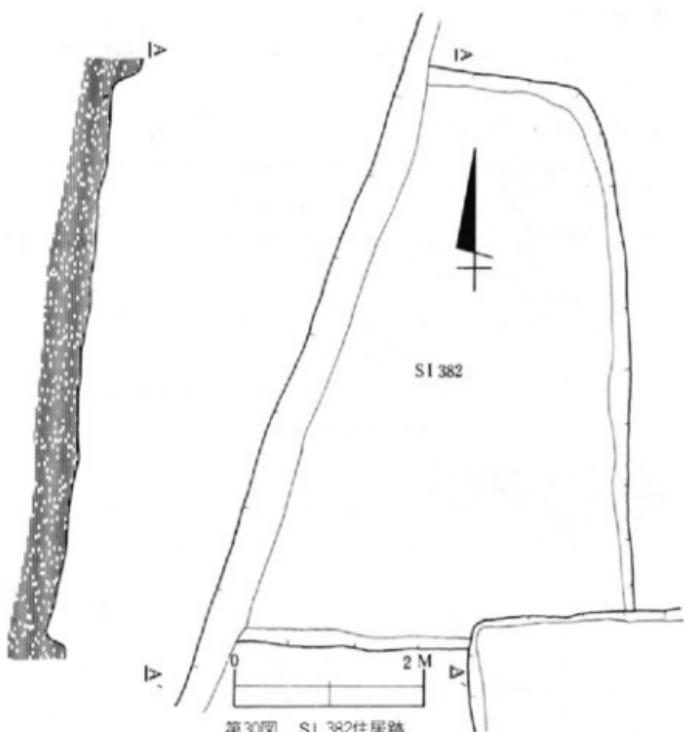
第27図 SI 378住居跡出土遺物



第28図 SI 379住居跡出土遺物



第29図 SI 380, 381住居跡



第30図 SI 382住居跡

SI 383 住居跡（第31図、図版10）

東西約5.6m×南北約4.6mの方形を呈する。柱穴、周溝は認められず、カマド位置も不明である。住居方位は、北辺が、東で南に約14°振れる。

SI 383 出土遺物（第32図、図版28、29）

3、4、6、9、10、12は埋土、他は床面からの出土である。

土 師 器

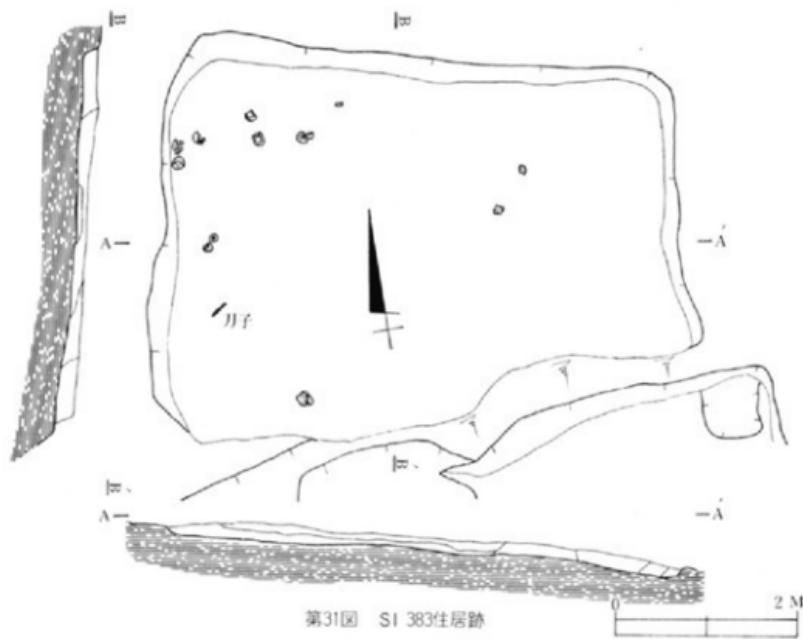
11は体部内外面にロクロ痕が認められ、回転糸切りの小型甌である。口縁部は「く」字状に外反し、口唇部で垂直に立ち上る。12も甌で、口縁部が強く「く」の字状に外反する。体部内外面にはカキ目が施されている。

赤褐色土器

1～10はすべて回転糸切りで、再調整のない杯である。

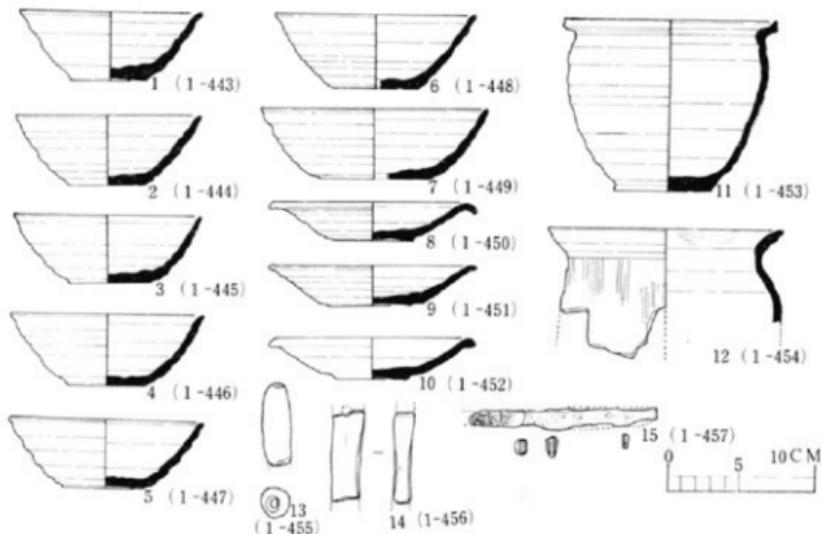
土 製 品

13は直径約5mmの孔を穿った土鍤である。



第31図 SI 383住居跡

0 2 M



第32図 SI 383住居跡出土遺物

石 製 品

14は上端部に直径約4mmの孔を穿った痕跡の認められる磁石で、4面に使用痕が残る。

鉄 製 品

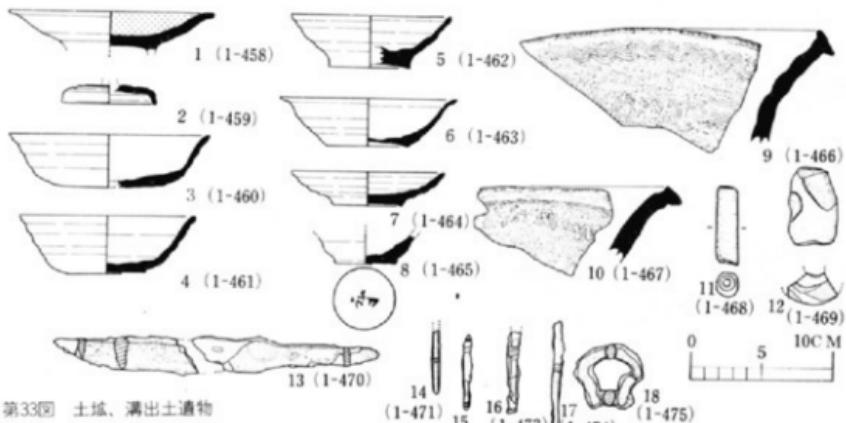
15は切先と茎端部が欠損した刀子で、両刃の形態をとり、柄に使用した木質が錆着している。

SD366A、B溝状遺構（第4図、図版10）

第6層を除去した段階でSD366A溝が明確となったが、平面的には鮮明でなく、断面観察のトレーニチを設定し、追求した。結果、同溝に重複し、古いSD366Bの存在が確認された。しかし、SD366B溝の平面形が明確に把握されたのは第7層を除去した段階である。両溝ともSI367住居跡と重複し、同住居より古い。溝方向は、東西に走り、第13次調査検出の塗地を切る溝状遺構の方向に一致し、埋土も類似するが、掘り方状態が異なり、第13次調査検出溝状遺構が巾1.5mのU字状を呈するのに対し、本調査検出の両溝は巾が明確なSD366Aで2~3m、SD366Bでも2m以上と考えられ、立ち上りの傾斜もゆるいものである。

SD366A溝は調査地西端で巾2m、SK387土塙付近で巾3.4m、深さは西側断面観察トレーニチで、確認面から約60cm、傾斜のゆるい立ち上りである。溝埋土は粘土の混る赤褐色砂質土で、溝の方向は、中心部をとると、東で約10°南に振れる。

SD366B溝はSD366Aと重複し、同溝より古い。巾は同溝に切られ不明であるが、部分的に2m以上を測る。深さは前述トレーニチで約80cmで、溝方向は、基底部の残るSI367住居床面下層の溝の中心を延長し、東で約14°南に振れ、SD366A溝とわずかに、その方向の違いがうかがえる。埋土はSD366A溝埋土より、さらに砂の割合が多い。



SD 366A 埋土出土遺物 (第33図、図版29)

土 簡 器

1は内面黒色処理、回転糸切りの台付杯である。台部は磨滅し、痕跡のみ残っている。内面のミガキは体部が横、見込み部が放射状である。

須 恵 器

2は極めて小型の蓋である。紐は欠損して不明、天井部には回転ヘラケズリが施されている。9は、波状の櫛目の認められる大甕の口縁部破片である。

赤褐色土器

4は回転糸切り、再調整のない杯である。

SD 366B 埋土出土遺物 (第33図、図版29)

須 恵 器

3は回転ヘラ切り、再調整のない杯である。

土 坯 及 ピット群 (第3、4図、図版2、3、10)

SK385A、B～SK387、389土壙は第6層面で、SK388、390、391、394は第7層面で、SK392、393土壙はS1372住居床面下層で検出した。第1のグループの土壙は新しい掘り込みと考えられ、出土遺物と部分的な説明のみで省略する。

SK 387 土 坙 (第33図、図版29)

直径約3.4mの不整円形で、掘り方はすりばち状を呈し、深さ0.6～1mである。S1372住居跡、SD366A、B溝を切る。

SK 387 埋土出土遺物 (第33図、図版29)

須 恵 器

10は波状に沈線を施した大甕の口縁部破片である。

赤褐色土器

5は回転糸切り、再調整のない杯である。

SK 388 土 坪

長径1.4m、短径0.8mの楕円形で、深さ0.4m、すりばち状の掘り方である。

SK 388 埋土出土遺物 (第33図、図版29)

赤褐色土器

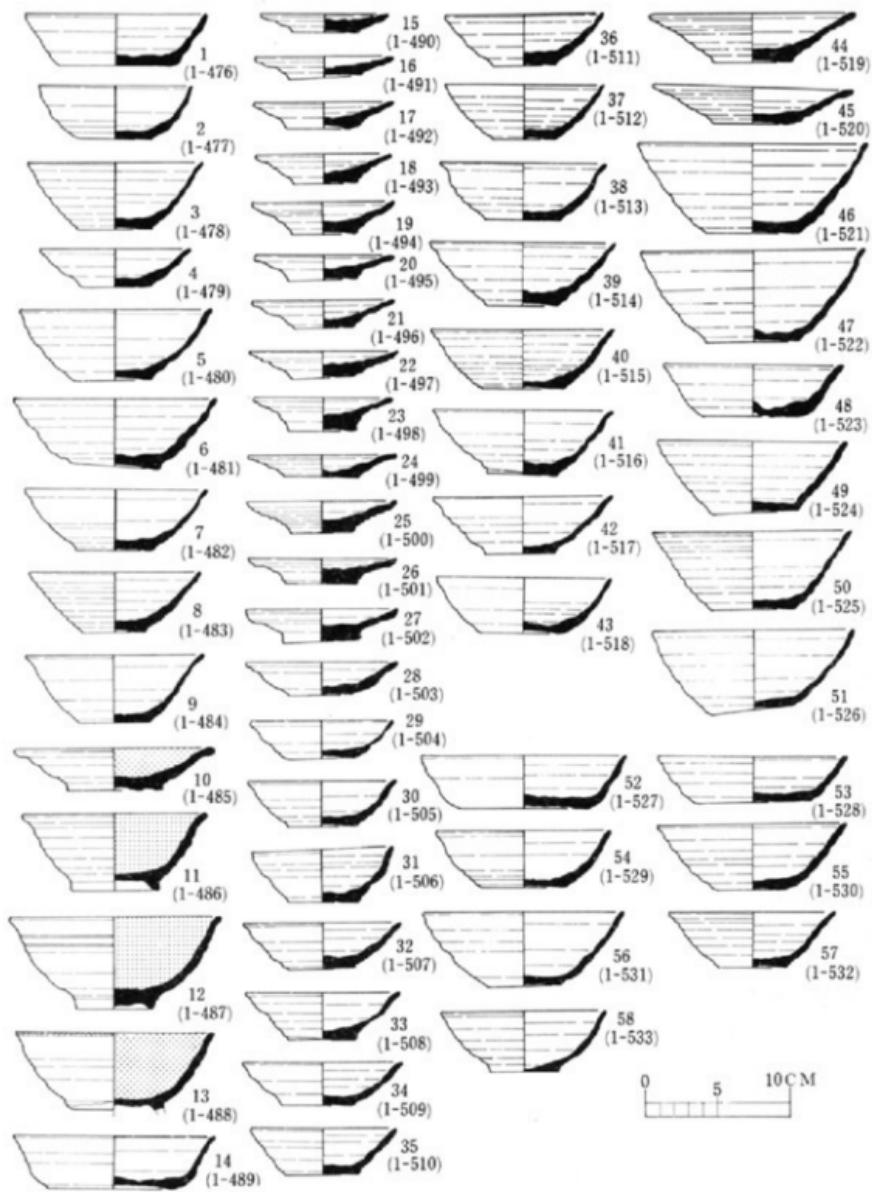
6は回転糸切り、再調整のない杯である。

鉄 製 品

17は鉄鏃である。

SK 389 土 坪 (図版10)

2m×2mの方形を呈し、底面に、さらに、直径30cmの円形の掘り方を有す。底面までの深さ2.2m、



第34図 各層位出土遺物

円形の掘り方は0.6m程掘り込まれ、基盤粘土層上面まで至っている。

SK390 土 塚

直径1.6mの不整円形を呈し、深さ30cmである。埋土内には焼土、炭化物が混入している。

SK390 埋土出土遺物 (第33図、図版29)

土 製 品

11は直径3mmの孔を穿った小型土錐である。

SK391 土 塚

長径1.6m、短径1.2mの椭円形を呈し、深さ45cmである。

SK391 埋土出土遺物 (第33図、図版29)

赤褐色土器

7は回転糸切り、再調整のない杯である。

SK392 土 塚

長径2m、短径1.3mの椭円形を呈し、深さ0.6mである。

SK392 埋土出土遺物 (第33図、図版29)

鉄 製 品

15、16は欠損した鉄錠である。

SK393 土 塚

南半分は発掘区外にあり、未調査であるが長径は1.6mの椭円形を呈する。

SA394A ピット群 (第3図、図版2、3)

第7層面にて検出、埋土は黒色砂質土、掘り方は直径20~70cmと大きさに均一性がない。柱の痕跡の認められる例もあるが、建物として把握することができなかった。

SA394A ピット群掘り方埋土出土 (第33図、図版29)

赤褐色土器

8は回転糸切り、再調整のない杯底部破片で、外面に判読不能の墨書が認められる。

土 製 品

12は土錐の破片で、孔を穿っている。

鉄 製 品

14は鉄錠、18は馬具の一部と考えられる。

SA394B ピット群 (第4図、図版3)

第7層を除去した段階で確認された。埋土が粘土混りの赤褐色砂、或いは褐色砂であり、直径20cm~40cmの円形の掘り方である。柱の痕跡の認められる例が多く、建物として、SB384建物跡が把握された。

S A 394B ピット群掘り方埋土出土遺物 (第33図、図版29)

鉄 製 品

13は両区形態の刀子である。

3) 各層出土遺物

表土～第5層出土土器 (第34、35図、図版30、32、33)

須 惠 器

1は回転ヘラ切り、再調整のない杯である。

赤褐色土器

2～9は回転糸切り、2のみ体部下端に回転ヘラケズリを施しているが、他は再調整がない。

その他の土器

63～65は近世以降の素焼き土器である。内外面にロクロ痕が顯著で、底部、及び、体部下半に回転ヘラケズリを施している。

第6層出土土器 (第34、35図、図版30、31、32)

土 師 器

10～13は内面黒色処理のある台付杯で、10～12は回転糸切り、13はナデのため不明である。12、13は外面口縁部までミガキを行っている。62は「く」字状に外反する口縁の小型甌で、回転糸切り後、体部下端に手持ちヘラケズリを行っている。

須 惠 器

14は回転糸切り、再調整のない杯、59は大甌の口縁部、60はすり鉢の体部破片、61は壺、頸部破片である。

赤褐色土器

15～47はすべて、回転糸切り、再調整がない。15～35は極めて小型のものである。15～27は底部を厚く切り離し、一見、台付の形態に類似する。体部は強く外反し、皿形を呈する。16～19、21～24、27、29、34はSI369住居東にて一括出土した。31をはじめ、ほとんどの土器に巻き上げ（輪積み）痕が認められる。

第7層出土土器 (第34図、図版32)

須 惠 器

48、52、53は回転ヘラ切り、再調整のない杯である。

赤褐色土器

49～51、54～58は回転糸切りで、体部下端に回転ヘラケズリのある54を除き、他はすべて、再調整がない。

その他の出土遺物（第36図、図版33、34）

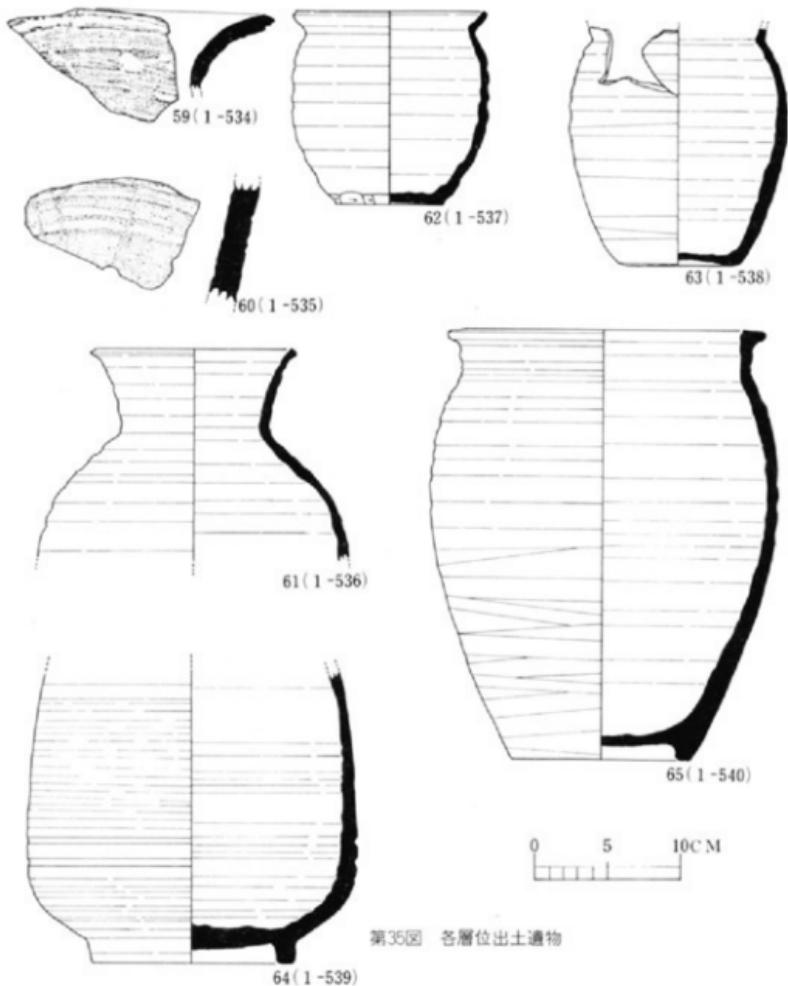
表土～第5層出土

土 製 品

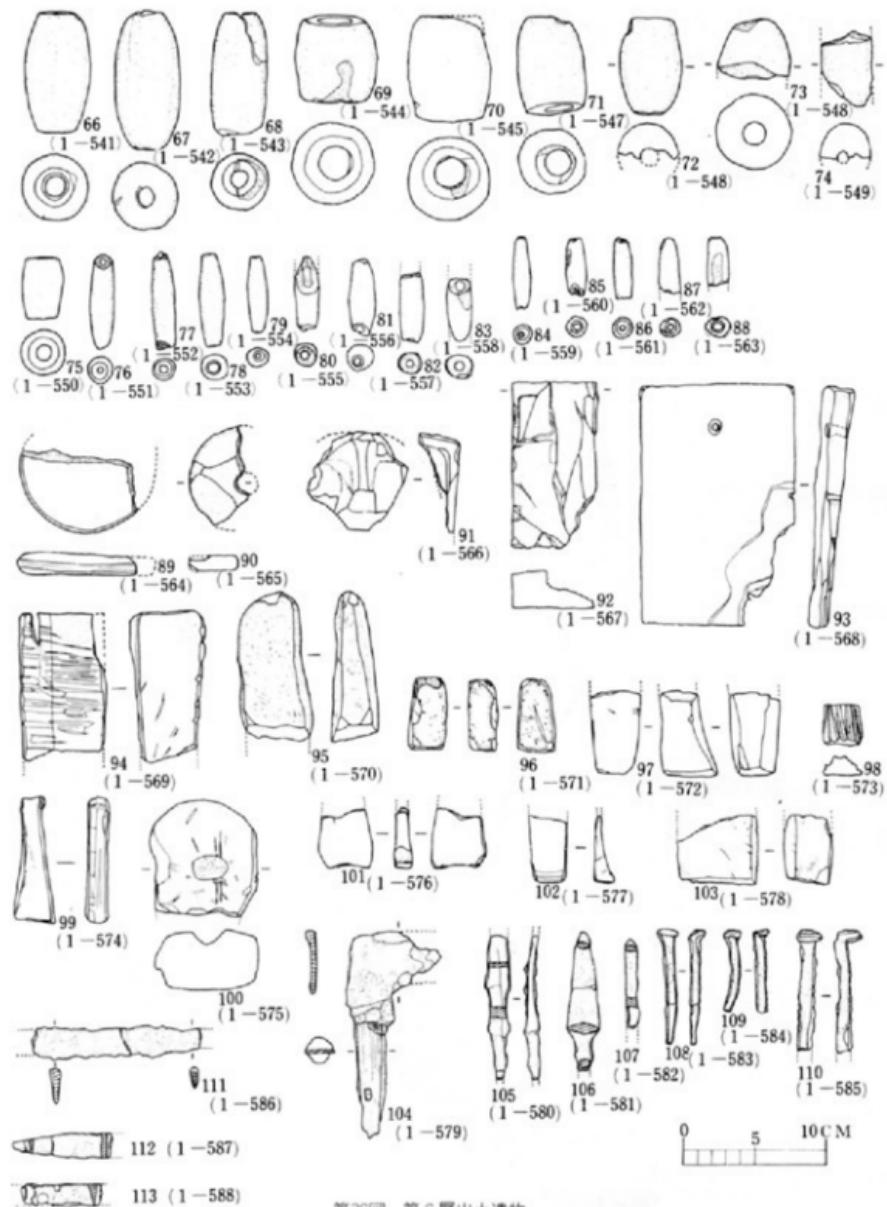
66、75、82は有孔の土錘で、66には自然軸が認められ、硬質である。

石 製 品

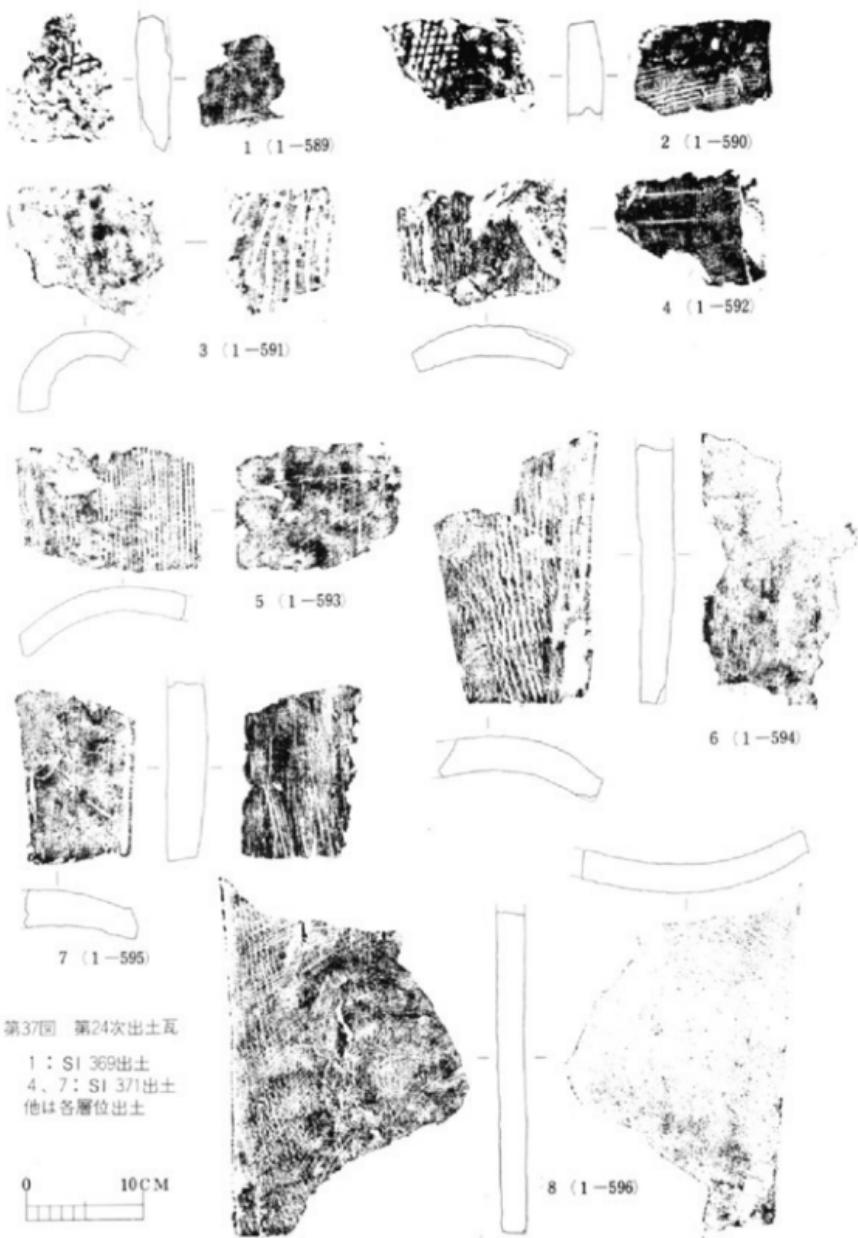
94、95、97、101、103は砥石で、94は沈線状の使用痕が認められる。101、103は小型の砥石であ



第35図 各層位出土遺物



第36図 第6層出土遺物



第37図 第24次出土瓦

1 : SI 369出土
4、7 : SI 371出土
他は各層位出土

る。92は石硯で、部分的に区画線と墨の付着が認められ、端部は研磨している。

鉄 製 品

113は刀子の刃部破片である。

第6層出土

土 製 品

67、69、70、72~74、76、77、80、81、84~88はすべて有孔の土錘である。84~88は全長5cm程度で小型である。89は用途不明の円形土製品で、全体にきめ細かいヘラミガキが施されている。90は土器底部を転用した紡錘車で、回転糸切り痕が認められる。91は二面鏡の破片で、図面上端には横位の平行タタキ目が認められる。

石 製 品

93は上部、ほぼ中央に径4mmの孔を穿った長方形の石板で、端部4面はすべて、研磨している。

96、98~100は砥石で、98は使用痕が5条の凹線となっている。

鉄 製 品

104は柄に茎をさしこみ、釘止めした鉄鎌で、柄の木質が接着している。105は鍔鉋と考えられ、身にソリがつき、先端部に向って、だいに、身が薄くなる。106は大型の鉄鎌、108~110は鉄釘、111、112は刀子の破片である。

第7層出土

土 製 品

68、71、78、79、83は有孔の土錘である。

石 製 品

102は小型の砥石で、上端部が欠損している。

鉄 製 品

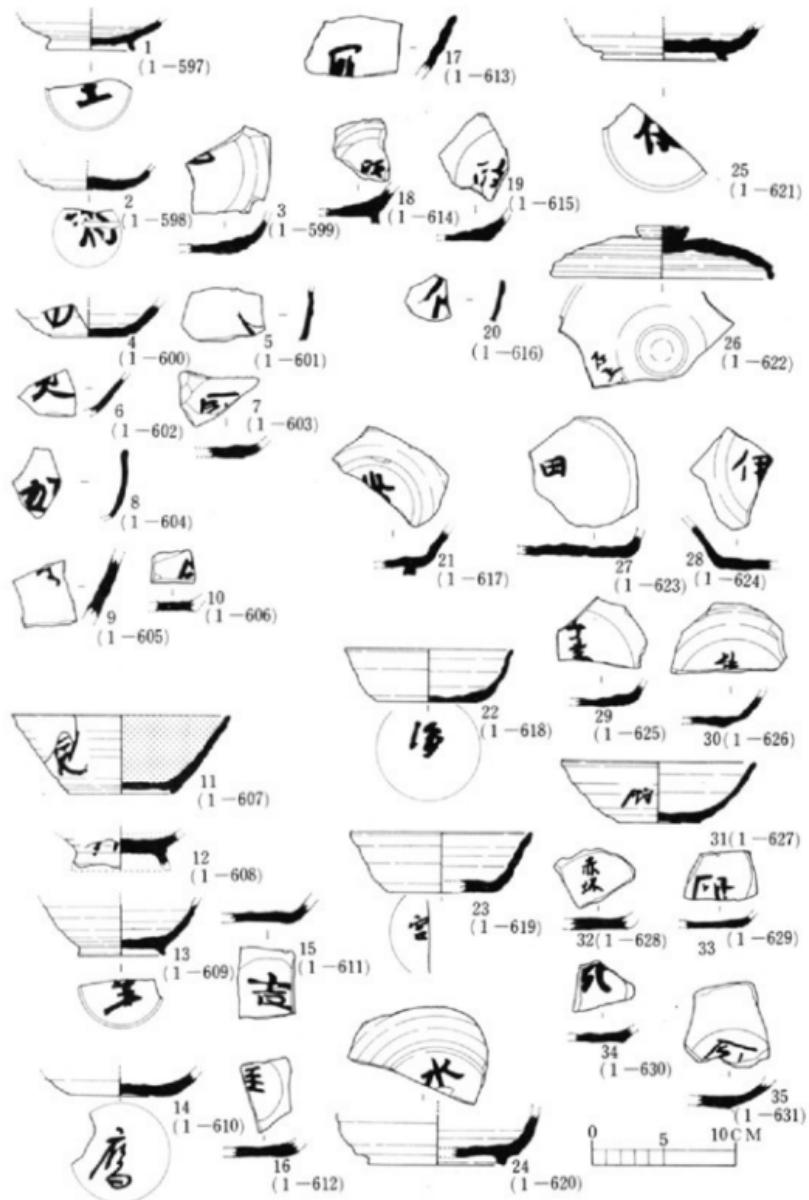
107は先端部が偏平な鉄鎌である。

瓦（第37図、図版34、35）

2は表土層出土の格子目瓦で、凹面に糸切り痕が認められる。3は第6層出土の無段の丸瓦で、凹面に粘土紐巻上げ痕が認められる。凸面の縦目はすり消されている。5は第4層出土の平瓦で、両面に糸切り痕が、凹面には粘土板の痕跡が認められる。6は第7層出土の平瓦で、凹面の布目痕は指でナデ消している。8は第7層出土の両面に糸切り痕の認められる平瓦である。

墨書土器（第38図、図版36、37）

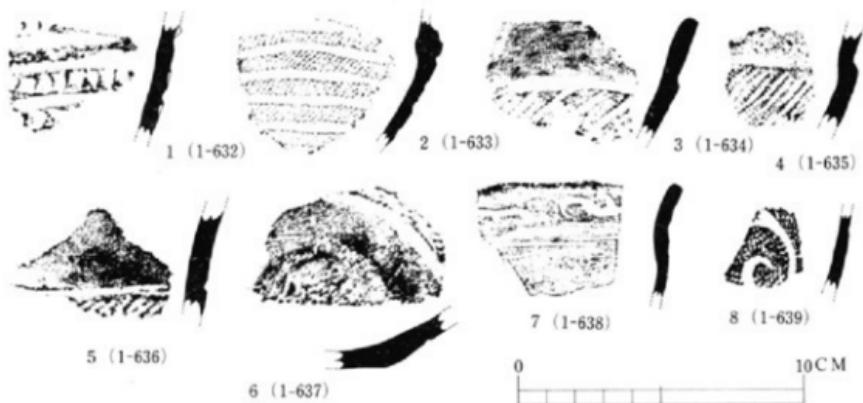
各層から出土した墨書土器は表Ⅳのように34点、他に前述した住居跡、土壙等から13点、計47点である。器種別にみると、須恵器20点、赤褐色土器23点、土師器4点である。切り離し別では、糸切り19点、ヘラ切り14点、不明14点となる。墨書部位としては、底部外面が最も多く30点、体部外面が15点、体部内面、蓋の紐部分、各1点である。



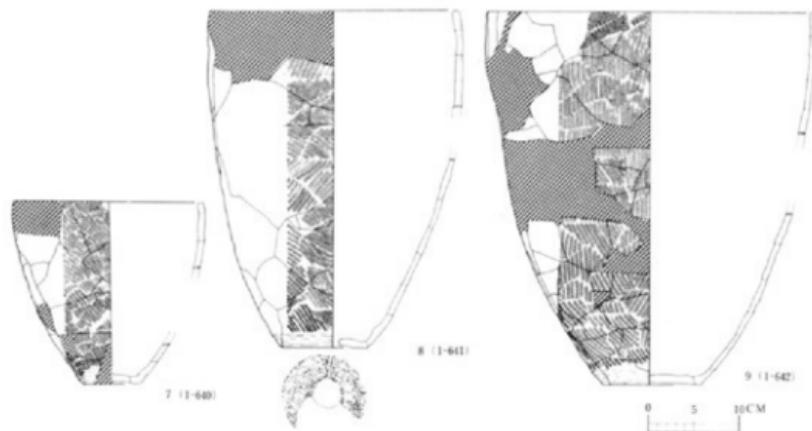
第38図 各層位出土墨書土器

表 IV 墓書土器

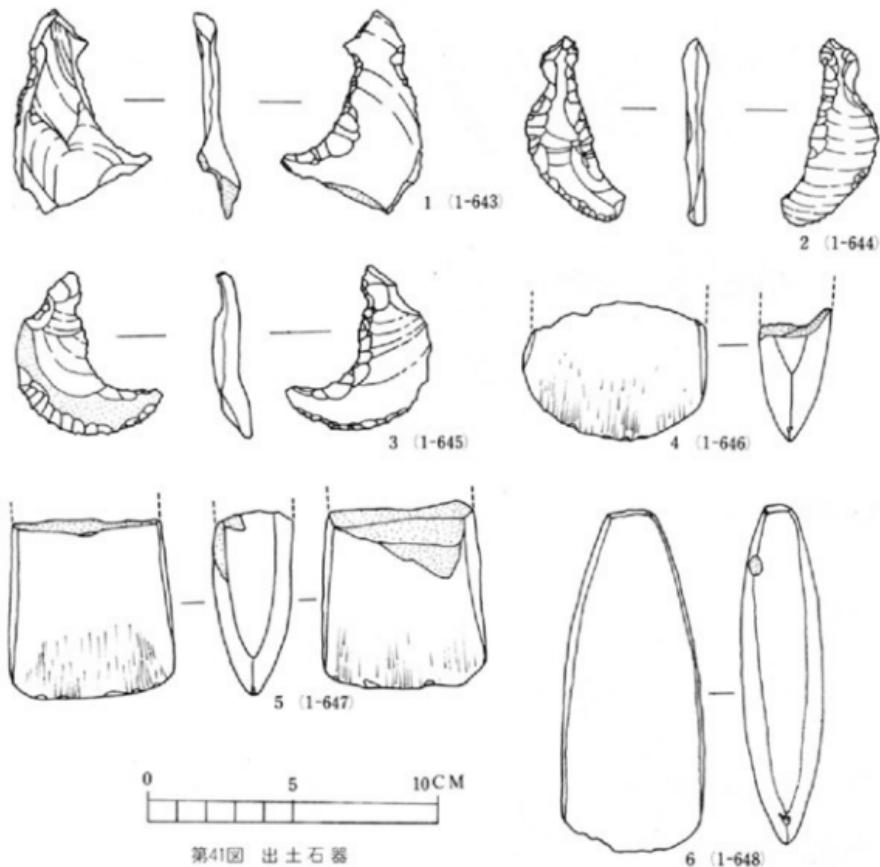
番号	器種	切り離し	墨書き部位	出土層	備考
各層出土					
1 (1-597)	須恵器 台杯	ヘラ切り	底部外面	4 層	「主」か?
2 (1-598)	赤褐色土器杯	糸切り	タ	5	不明
3 (1-599)	須恵器 杯	ヘラ切り	タ	4	タ
4 (1-600)	赤褐色土器杯	糸切り	体部外面	層位不明	「田」記号?
5 (1-601)		タ	タ	5	不明
6 (1-602)	須恵器 杯		タ	層位不明	タ
7 (1-603)	赤褐色土器杯	糸切り	底部外面	5	「厨」か?
8 (1-604)			体部外面	層位不明	不明
9 (1-605)	土師器 麻		タ	4	タ
10 (1-606)	赤褐色土器杯		底部外面	5	タ
11 (1-607)	土師器 台杯	糸切り	体部外面	6 層	タ
12 (1-608)			タ		タ
13 (1-609)	須恵器 台杯	糸切り	底部外面	タ	タ
14 (1-610)	赤褐色土器杯	タ	タ	タ	「靈」
15 (1-611)	須恵器 杯	タ	タ	タ	「吉」
16 (1-612)	赤褐色土器杯	タ	タ	タ	「至」か?
17 (1-613)		タ	体部外面	タ	不明
18 (1-614)	タ 台付	糸切り	底部外面	タ	「政」
19 (1-615)	タ 杯	タ	タ	タ	「政」
20 (1-616)	タ		体部外面	タ	不明
21 (1-617)	須恵器 台杯	ヘラ切り	底部外面	7 層	タ
22 (1-618)	タ 杯	タ	タ	タ	「海」か?
23 (1-619)		タ	タ	タ	「宮」或いは「官」か?
24 (1-620)	タ 台杯	タ	タ	タ	「水」
25 (1-621)		タ	タ	タ	不明
26 (1-622)	タ 盖	タ	体部外面	タ	「石上○」回転ヘラケズリ調整
27 (1-623)	タ 杯	タ	底部外面	タ	「田」
28 (1-624)		タ	タ	タ	「伊」
29 (1-625)	タ	タ	タ	タ	「子○」か?
30 (1-626)		タ	タ	タ	「生」か?
31 (1-627)	赤褐色土器杯	糸切り	体部外面	タ	不明
32 (1-628)			底部外面	タ	「赤环○」
33 (1-629)		タ	タ	タ	不明
34 (1-630)		タ	タ	タ	タ
住居跡、土塙等出土					
35 (1-631)	赤褐色土器杯	糸切り	底部外面	SA394A ビット埋土	「厨」か?
(1-388)	タ タ	タ	体部外面	SI369埋土	「田」記号?
(1-391)	タ 盖		紐	タ	不明
(1-392)	タ 杯		体部外面	タ	タ
(1-404)	須恵器 盖		体部内面	SI370	「厨」か?
(1-405)	土師器 台杯		体部外面	タ 埋土	不明
(1-406)	赤褐色土器杯	糸切り	タ	タ	タ
(1-421)	須恵器 杯	タ	底部外面	SI372 埋土	タ
(1-422)	赤褐色土器杯		タ	タ	タ
(1-428)	須恵器 杯	ヘラ切り	タ	SI375 埋土	「補」か?
(1-430)			タ	SI376 床面	不明
(1-434)	タ 台杯	タ	タ	SI377 埋土	タ
(1-465)	赤褐色土器杯	糸切り	タ	SA394A ビット埋土	タ



第39図 第24次調査出土 繩文式土器



第40図 第24次調査出土 繩文式土器



第41図 出土石器

墨書き内容としては第17次調査のような、特徴的なものが認められず、数量も圧倒的に少ないが、「朋」が3点、「政」が2点、記号と考えられる墨書きが2点、出土している。又、14の「震」、32の「赤環○」など興味深い墨書きである。

層位的には、第7層、及び、下層住居跡に至って、回転ヘラ切りの須恵器杯、台付杯の墨書き例が多くなり、墨書き部位のほとんどが、底部外面となる傾向がうかがえる。

縄文式土器及び石器

縄文式土器（第39、40図、図版38、39）

1は数条の太いヘラ書きによる沈線間の凸帯に、大きな三角形の連続刺突文を横に配している。黄褐色を呈し、器面は研磨されている。2はLRの細かい斜縄文の地文に数条の太いヘラ書き沈線を

施し、上端破損部はくびれており、地文が磨り消されている。黒色を呈する。3は鋸歯状に平行沈線文を施し、口縁から文様帯までは器面を研磨している。黒褐色を呈する。4は口縁部に無文帶をもつ、RLの斜繩文のもの、5は口縁部に磨り消しを施した、RLの斜繩文のもので、磨り消し部は太い沈線で区画されている。6は底部立ち上り付近に磨り消しが施され、やはり太い沈線で区画される。地文はRLの斜繩文である。6は三叉状沈線文が口縁に配され、頸部に数条の細いヘラ描き沈線がまわる。器面は全体に研磨している。7は逆「の」の字状に地文（細かいRL斜繩文）を残し、磨り消しを行っている。褐色を呈する。

9、10、11はいずれも水平口縁で全体に単節斜繩文を施し、底部立ち上り、口唇部に研磨の認められる深鉢型土器である。10はLRの繩文原体を横位と縱位に回転させ、羽状繩文としている。底部には直径3cmの円形に孔が穿ってある。孔は周辺に研磨が認められず、焼成後のものと判断された。9、11はRLの繩文原体を斜、横位を主体に回転させているが、部分的に縱位の回転も認められる。いずれも黄褐色を呈する。

3、4、9、10、11は地山飛砂層から、他は第4～7層に混入したものである。特に10は飛砂層に直立した状態で出土した。出土土器は繩文後期初頭から中葉にかけての時期に位置づけられるが、晩期初頭のものも認められる。

石器（第41図、図版38）

1、2、3はいずれも縦型の石匙で、1、3には自然面が残る。4、5、6はいわゆる蛤刃型の磨製石斧で、刃部には使用による小さな敲打痕が認められる。6はSI370埋土、他は飛砂層から出土した。

III 第25次発掘調査

1) 調査経過

第25次調査は、寺内字鶴ノ木を対象として7月10日から12月11日まで実施した。発掘面積は約1,476m²（約446坪）である。

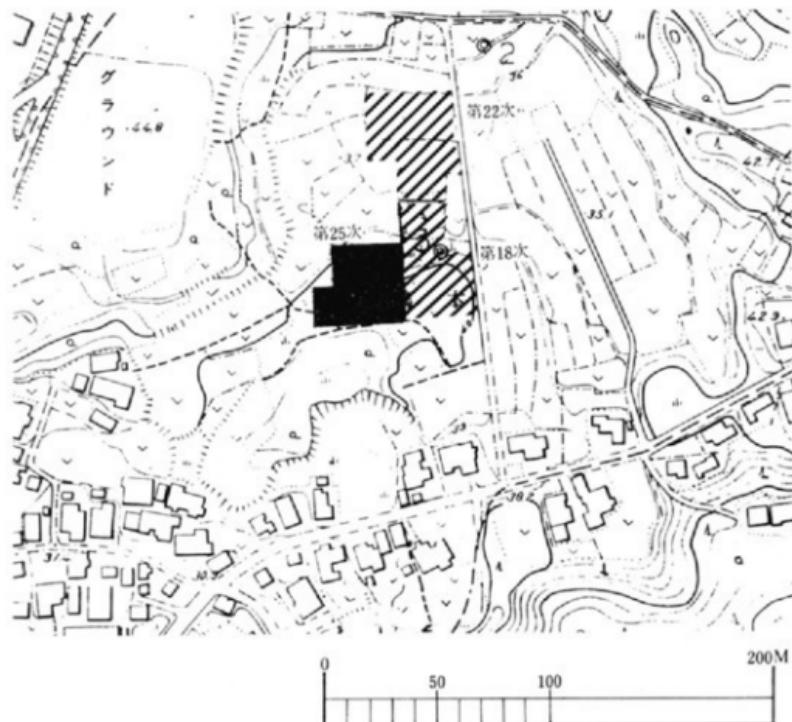
調査地は秋田城の南東部にあたり、東外郭線から東方約100mに位置する。南側は周囲より一段高く、北側に向って傾斜している。比高は約1m程度である。一段高い南側の地区については昭和34年～37年まで実施された国営調査で推定四天王寺、第二次講堂跡とされる建物跡、また10軒前後の堅穴住居跡が検出されている。さらに調査地に隣接する東、北側の地域は第18次、第22次調査がすでに実施され、多くの遺構を検出している。

調査は国営調査が実施された地域、および第18次調査地域を一部発掘し、さらに北側に調査地区を延長して建物跡とそれに関連する遺構の性格を追求することを主目的に実施した。その結果、掘立柱建物跡、堅穴住居跡、井戸跡、堅穴状遺構、溝、土塙、ピット群等を検出した。

7月10、11日に草刈り作業、12日にはグリッド設定を行った。No.3測量原点から調査地基本杭までトライバースして、護国神社広場内にある秋田城測量原点からの値を測る。結果、X=+343.9835m、Y=-138.0397m、H=41.435mである。

発掘は東側のグリッドから順次西へ向って行い、3mグリッドを基本とし、9m×18mの大グリッドを単位として実施した。7月13日から表土剥ぎ作業を開始する。国営調査が実施された南側の地区は7月27日までに表土剥ぎを終了してローム面で精査する。この面で国営調査時の掘り方が検出される。7月19日にはLMライングリッドを精査したところ新たに掘り方が検出する。この段階で前回の掘り方、住居跡、溝等は、確認したい掘りあげる。掘り方は柱痕跡部分を残してまわりを掘りあげている状態であった。

7月28日からはLOライン北側グリッドの表土剥ぎに入る。LLラインのベルトをとりはずす。28日から30日までLO～LQ～86～90グリッドを掘り下げローム面で精査する。後世の土取穴とSI404、SD411、さらに北に広がる落ち込みを検出する。



第42図 第25次調査周辺地形図

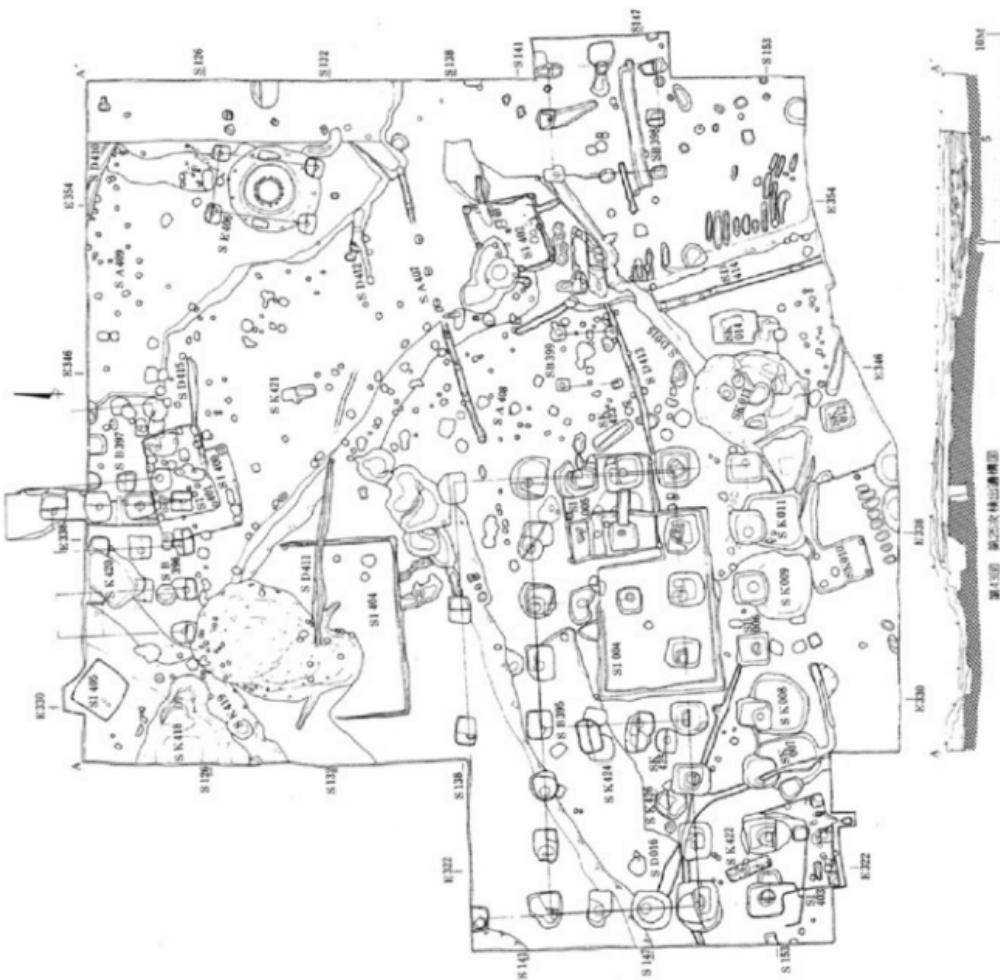


图 4-5-9 新店村水井分布图

8月1日から4日まではLO～LQ～80～85グリッドの掘り下げを行った。1日には表土下の赤褐色土上面遺物包含層を追求し精査する。2日～4日には順次西からローム面を検出して行くが、北東部は傾斜しており、暗褐色土面で精査する。SD411の延長が検出される。また4日からはLR～LT～86～90グリッドの表土剥ぎを開始する。西側は暗褐色土、黒褐色土が堆積しゆるやかに傾斜している。7日～10日にはローム面を検出し精査する。結果、橢円形の落ち込み、方形の住居跡状の落ち込み、掘り方を検出する。これらは数時期の重複が確認される。

10日から12日までLR～LT～80～85グリッドを掘り下げる。東側第18次調査地はローム面まで掘り下げる。西側は、赤褐色土面で精査する。畑の耕作が入っているが、この面で黒色土を埋土にもつ小ビットが多数検出された。8月12日～22からは、先に南部で検出した、国営調査時の掘り方が西に延びており、当初予定していた発掘区を9m×18m延長して、その掘り方を検出する。さらに新たな掘り方が検出される。この段階でこれら掘り方の全容が明確になり、その結果、東西棟の3間×7間で南に廂を有する掘立柱建物跡と考えられ、SB006とする。

23日から28日まではグリッドベルトを土層断面図、写真撮影後に取りはずす。また新たに検出した掘り方を若干掘り下げる。24日にはLO～86～90グリッドで新たに3個の掘り方が検出される。SB006の北廂と考えられた。9月19日から北側地区の精査を開始する。LP～LT～86～90では先に検出したSI404、SD411の北側の落ち込みを掘りはじめ、27日で完掘し、SK417とする。この間21日にはLT～87～88でSK420、25日にはSK418の断面図作成、写真撮影を行い完掘する。27日はSI405堅穴状遺構を検出し、28日に完掘する。

28日から10月2日までは南側LH～LN～80～93を、翌3日には北東部LO～LT～80～85を再精査した。10月4日には第1回目の遺跡全景写真を撮る。10月6日から9日には平面図作成のための植り方を設定する。またSB006の掘り方の断ち割りを開始する。11日から16日までに1回目の平面図を作成する。その間、東側第18次調査で検出した掘り方列と新たに検出した掘り方が、SB398となることが判明し、LL～LN～79にトレントを入れ再度掘り方をあらわす。

10月16日からはLR～LT～85～87に確認していた落ち込みの調査を開始する。方形を呈する落ち込みはSI400、401住居跡、掘り方列はSB397建物跡であり、切り合ひからSB397が古く、SI401が最も新しいことが判明した。また17日からは暗褐色土面で精査していたLO～LR～81～83を掘り下げてゆく。北側の狭い範囲で黄色粘土が認められ、この粘土を切って径約4.2mの円形の落ち込みを検出する。十字にベルトを残して掘りはじめたところ20日には井戸跡であることが判明SE406とする。非常に深いためベルトを1本だけ残し掘り下げてゆき21日には井側の一部を確認する。23日にはLN～LO～82～83で落ち込みを検出する。調査の結果SI402住居跡であることが判明した。SE406井戸跡は、円形の井側が確認され、また井戸確認面では上屋建物と思われる掘り方が検出された。この段階で全景写真を撮影する。27日はSB396の断ち割りを行う。

11月1日にはSE406井戸跡で深さ約4mの面で、厚さ10cmの円形井筒と、さらに外側にも井側

が検出された。いずれも杉材である。2日は井筒内部を掘り下げてゆき、木製品、木筒、須恵器杯等が出土した。木筒は秋田城からは初めての出土であり、「天平六年月」の木筒は、東北では最古のものであることが確認された。11月7日には記者発表が行われた。4日には底面をあらわし、底面には埠、瓦が敷かれていることが判明した。埠を後で水洗したところ、2点の埠に墨画が描かれていた。1点は「龍」もう1点は「人物絵」である。井戸はその後、断面図、写真撮影後、井筒、井側をとりあげて11月21日完掘した。その間11月4日にはLL～LN-83～85の褐色土面を掘り下げて新たに掘り方、ピットを検出する。さらに北東方向に走る柱列SA407を検出した。

11月10日から再度SB006建物跡、及びその地域の精査を行う。SB006は掘り方断面図を作成する。新たに検出した掘り方では重複が確認されていたが、前回調査の掘り方の柱痕に焼土を含むものと、含まないものがあり、規模を縮少して同位置で建替えられた建物跡、SB395が確認された。

11月23日は現地説明会を開催、参加者約250名と盛況であった。

11月24日にはLI-92・93でSI403、北側のSB396に切られたSB397を東側で検出する。

11月20日から最終段階の平面図作成を行っており、27日までに終了する。27日から全域の精査を行い、12月4日～8日に全景写真、遺構写真を撮影する。8日からは最後に残ったSI403の実測を行う。

12月11日はテント、器材を運搬し、すべての作業を終了する。

1) 検出遺構と出土遺物

第25次調査で検出した遺構は、掘立柱建物跡、住居跡、井戸跡、竪穴状遺構、柱列、溝、土塁、ピット群である。

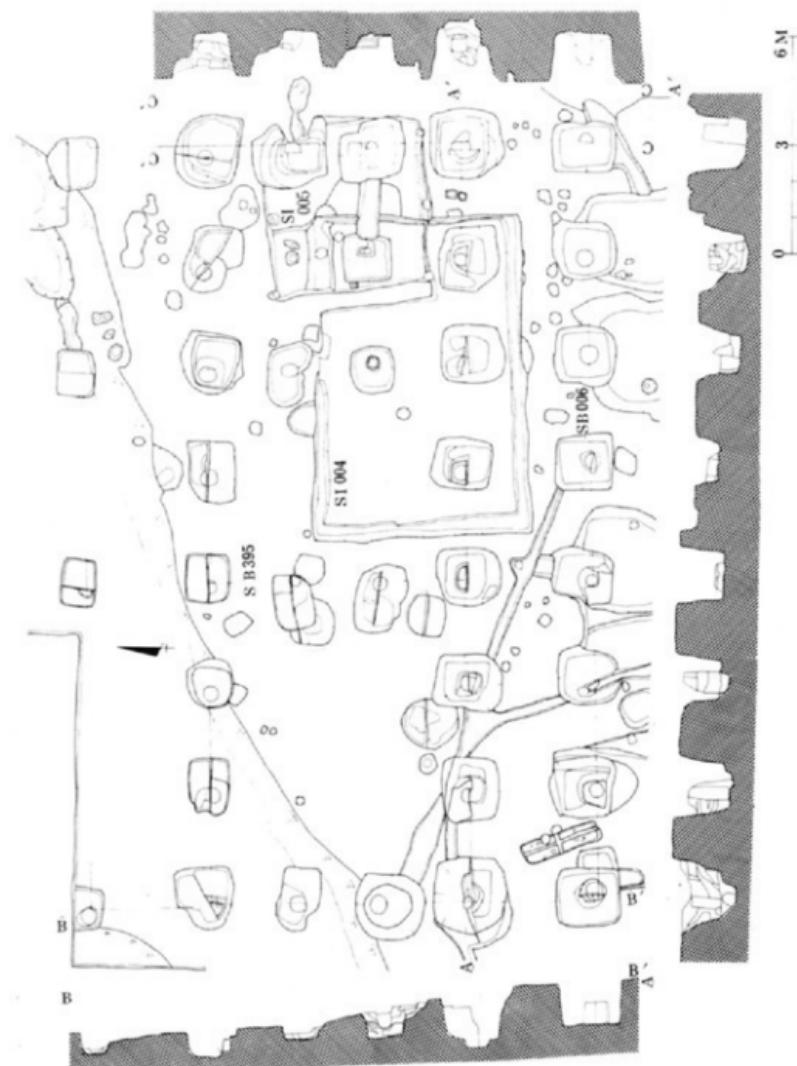
SB006建物跡（第44図、図版12）

SB006建物跡は、東西棟3間（東梁南から2.4m+2.2m+2.4m）×7間（南廂西から3.2m+2.7m+3.0m+3.2m+2.8m+3.1m+2.8m）で、南、北両面に廂を有する掘立柱建物跡である。桁行方位は西で南に約3度振れている。北桁行東端掘り方と、西梁行北から3番目の掘り方を結んだ南側は国営調査で柱痕跡を丸く残して発掘されている。今回新たに検出した掘り方列の北側は削平されて一段低くなっている。北廂の東から2、4、6、7番目の掘り方は検出できなかった。掘り方平面形は、約1.4m～1.8mの隅丸方形を呈し、深さは約1.2m～1.8mを測り、逆台形を呈する。掘り込み面は北側ではローム直上の褐色土である。埋土は褐色土、赤褐色粘土、黄白色粘土が互層をなし非常に固い。柱痕跡が明瞭に認められ、径約30～40cmを測る。黒色土でボソボソしている（図版18）。本建物跡はSB395建物跡と母屋の部分で重複しており、特に新たに検出した掘り方では明確に切り合いが把握された。また前回の掘り方に残っていた柱痕には焼土が混じった比較的浅いものと、混じらない深いものが確認され焼土を含む柱痕がSB395建物跡であり、SB006より新しいこ

とが判明した。

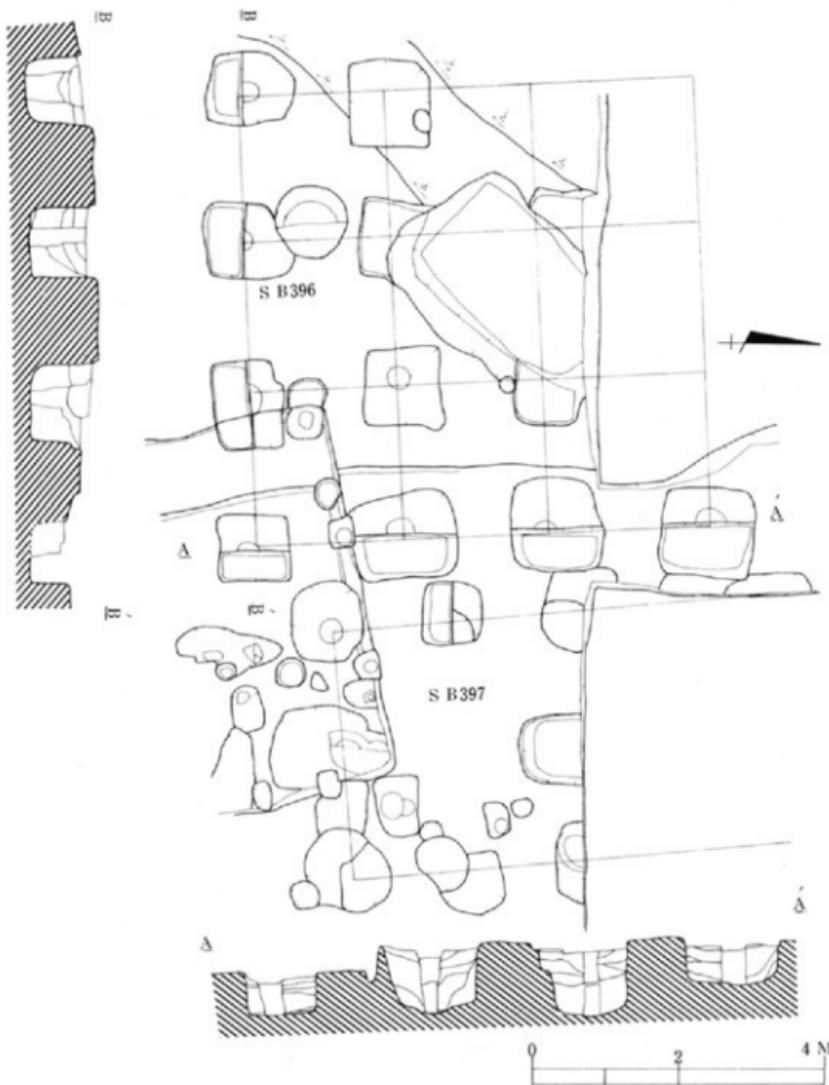
SB395 建物跡 (第44図、図版12)

SB395建物跡は東西棟3間(西梁南から $(2.5m + 2.2m + 2.3m) \times 7$ 間(北桁西から $3.1m + 2.8$ m

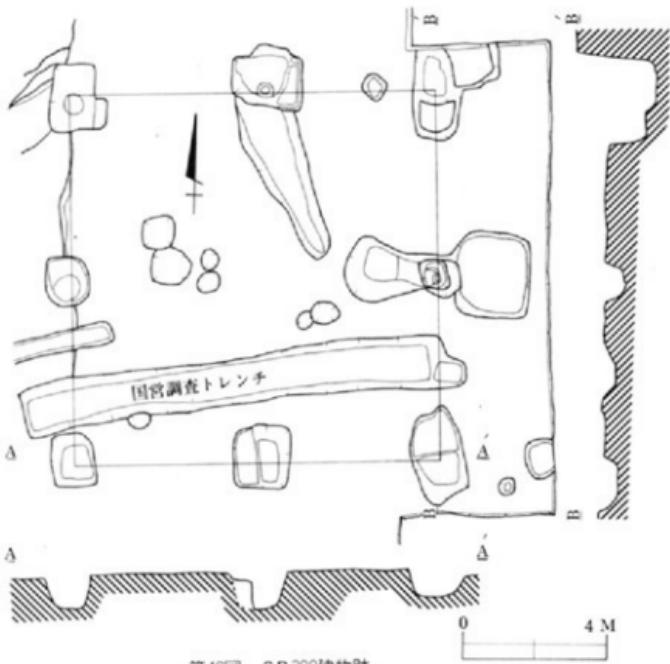


第44図 SB006、SB395建物跡

$m + 2.9m + 3.0m + 2.9m + 2.8m + 3.2m$) で東から、5番目に間仕切りが認められる。SB006とは
廂をのぞき、ほぼ同位置で建替えられており、同様に国営調査で発掘されている。新たに検出した



第45図 SB396・397建物跡



第46図 SB396建物跡

掘り方では重複が確認され、本建物跡がSB006を切っており、掘り方も浅い。柱痕には焼土、炭化物を含んでいる。さらに前回調査の柱痕跡を精査したところ、廂をのぞき、焼土、炭化物が含まれ、これらのものは浅いことが確認された。下部には焼土、炭化物の含まない柱痕が確認できた（図版18）。桁行方位は西で南に3度30分振れている。掘り方平面形は約1.1～1.3mの隅丸方形を呈し、SB006より若干小さい。深さは約60～70cmと浅い。柱痕跡は径約40cmを測り、焼土、炭化物を含む。埋土は褐色土、黄白色粘土が互層をなしている。

SB396 建物跡（第45図、図版13、14）

SB396建物跡は調査地北端で検出した東西3間（2.0m + 2.05m + 2.1m）×南北3間（2.0m + 2.0m + 2.2m）の総柱の掘立柱建物跡である。北側の一部掘り方は発掘区外であり検出できなかった。東西の方位は西で南に約3度振れている。掘り方平面形は約1.1m～1.3mのほぼ方形を呈する。深さは約90cmを測り、底部からの立ちあがりはほとんど垂直である。埋土は褐色土、黄白色粘土が互層をなしている（図版19）。茶褐色土でボソボソした柱痕跡が明瞭に認められ、径約20～25cmを測る。本建物跡はSI400、401、SK419よりも古く、SB397よりも新しいことが切り合い関係から確認された。

SB397 建物跡 (第44図、図版14)

SB397建物跡は調査地北端、SB396の東側で検出した。北側は発掘区外のため未調査である。南北棟2間×3間以上の掘立柱建物跡である。掘り方の大部分には抜きとり穴がみられる。柱間間隔は柱痕跡の残っている掘り方から心心をとると梁行で1.65m+1.65m×桁行で1.65m+1.65m+1.65m+……である。桁行方位は北で西に約5度30分振れている。掘り方平面形は90cm~1.1mの隅丸方形を呈する。深さは断割りを行った掘り方で約90cmを測る。柱痕は確認できたもので径約30cmを測り、褐色土でボソボソしている。本建物跡はSI401、SB396よりも古いものである。

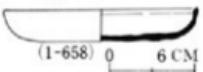
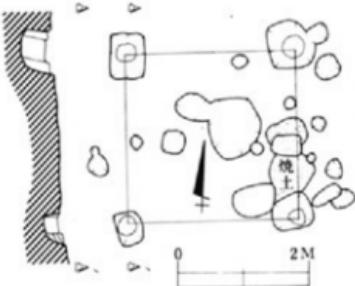
SB398 建物跡 (第46図、図版14)

SB398建物跡は調査地東端で検出した2間×2間の掘立柱建物跡である。東側4個の掘り方は昭和51年度第18次調査で検出されている。柱間寸法は今回検出した掘り方で柱痕跡が遺存しているものから心心をとると東西2.0m+2.4m×南北2.5m+2.5mである。南北方位は北で西に約3度振れている。掘り方平面形は約60~80cmの隅丸長方形を呈し、その長軸方向は一定しない。深さは約50cmを測り、底部からゆるく湾曲しながら立ちあがる。ローム上の褐色土から掘り込まれている。柱痕跡は遺存しているもので径約30~35cmを測る。

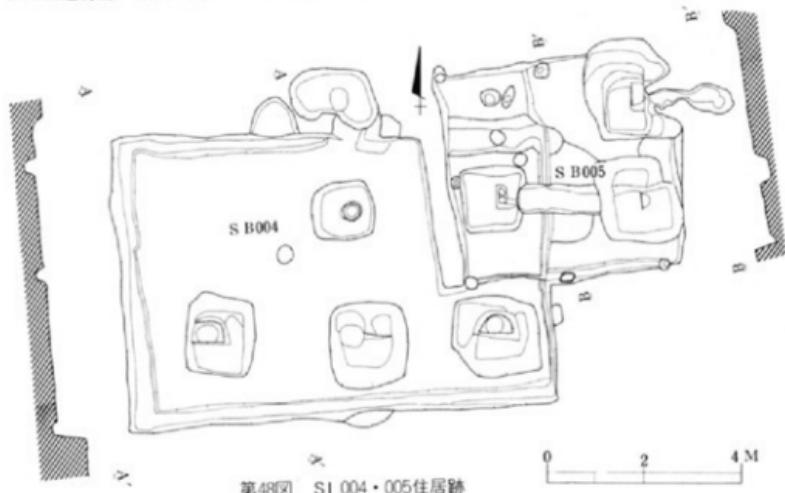
SB399 建物跡 (第47図、図版15)

SB399建物跡は東西1間(2.6m)×南北1間(2.55m)の掘立柱建物跡で

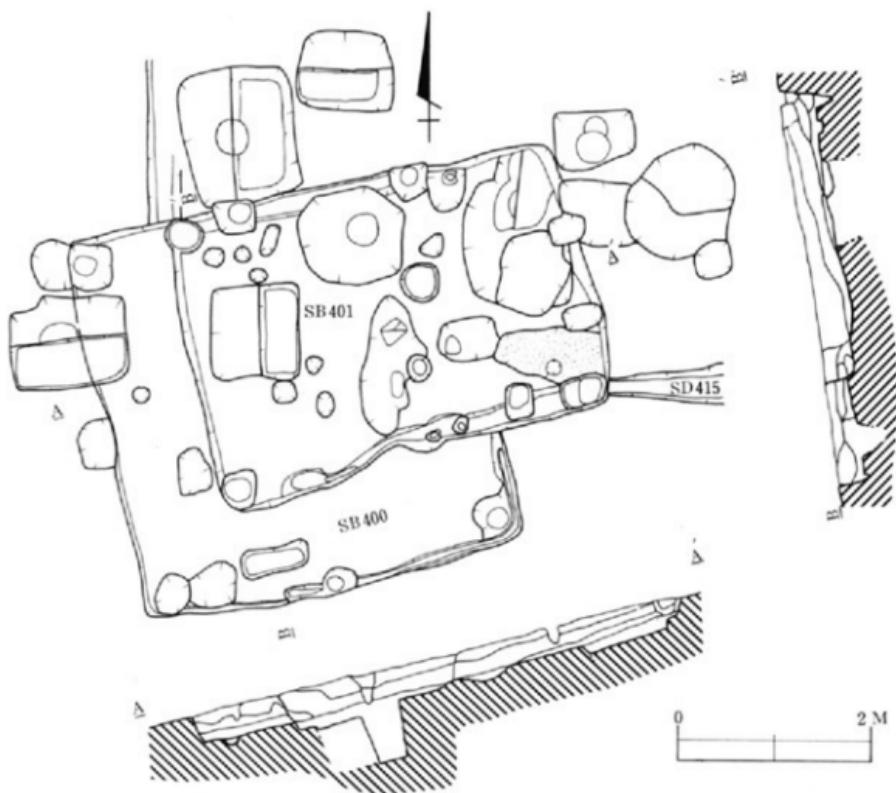
第47図 SB399建物跡



第49図 SI 004出土物



第48図 SI 004・005住居跡



第50図 SI 400・401住居跡

ある。南北方位は北で西に約3度30分振れています。掘り方平面形は約50～65cmの隅丸長方形を呈し、長軸方向は一定しない。深さは約40～50cmであり、ローム上の褐色土から掘り込まれている。埋土は褐色土、黄褐色粘土である。柱痕跡が明瞭に認められ、径約25cm～30cmを測り、黒色土に焼土、炭が混じったボソボソした土である。

SI 004 住居跡（第48図、図版12）

昭和36年度の国営調査で検出されている住居跡である。東西約9m、南北約6mの長方形を呈し、床面は固く良好である。壁高は約50cmを測り、壁下には巾約30cm、深さ約15cmの周溝がまわっている。柱穴は検出されていない。本住居跡の北側壁付近に焼土が検出され、カマドの痕跡と考えられるが、袖部、焚口、煙道部のいずれも検出されておらず、カマドと把握するには至らなかった。

後述するSI404住居跡と本住居跡はともに同様の規模をもち、同方位に位置する（真北に対し西へ5°傾いている）住居跡であるが、両者の性格は判明できなかった。

SI 004 住居跡出土遺物 (第49図、図版39)

須 恵 器

杯：カマドと思われるところからの出土である。口径13.5cm、器高2.2cmを測る。底部はていねいに回転ヘラケズリ調整を施している。切り離しは不明である。体部は底部から丸く湾曲しながら立ちあがる。内面はスペベベしている。灰青色をなし焼成良好である。

SI 005 住居跡 (第48図、図版12)

SI 004住居跡と同様に昭和36年度国営調査で検出されている住居跡で、東西約5m、南北約4.5mのほぼ方形を呈する。壁高は約40cmを測り、南側壁直下に巾約30cm、深さ約15cmの周溝がまわっている。柱穴は壁直下コーナー部と北・西・南各辺の中央部に径約20cmを測るもののが検出された。本住居跡の北東部に焼土およびカマドの支脚と考えられる石、さらに長さ1.7mの煙道部が検出され、その内壁は焼けている。

なお、SI 004住居跡とSI 005住居跡の切り合い関係は不明である。

SI 400 住居跡 (第50図、図版15)

調査地北側で検出され、東西約4m、南北約4.1mのほぼ方形を呈する住居跡である。床面は固く良好である。壁高は約30cmあり南東および南側に一部巾約10cm、深さ約8cmの周溝が認められる。柱穴は壁直下のコーナー部の四隅に認められ、径は40~50cmを測る。南東隅に若干の炭化物が認められたが、カマドは検出されなかった。本住居跡はSI 401住居跡に切られ、SB396建物跡の南東部、SB397建物跡の南西部掘り方をそれぞれ切っている。

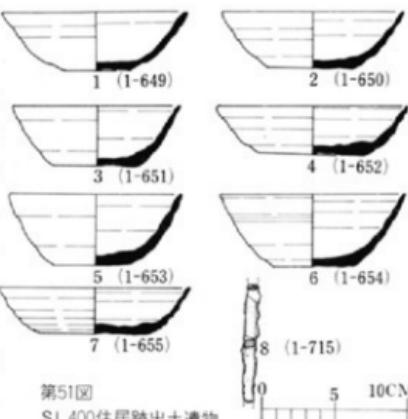
SI 400 住居跡出土遺物 (第51図、図版39)

赤褐色土器

杯：1~3は埋土、5・6は床面からの出土である。底部からの切り離しは1・2・5・6が回転糸切り無調整、3は不明である。1は底部からゆるく湾曲しながら立ちあがる。焼成良好で赤褐色をなすが、器内外面には「漆」がぬられている。2・3・5は赤褐色を呈し、5を除いて焼成不良である。

須 恵 器

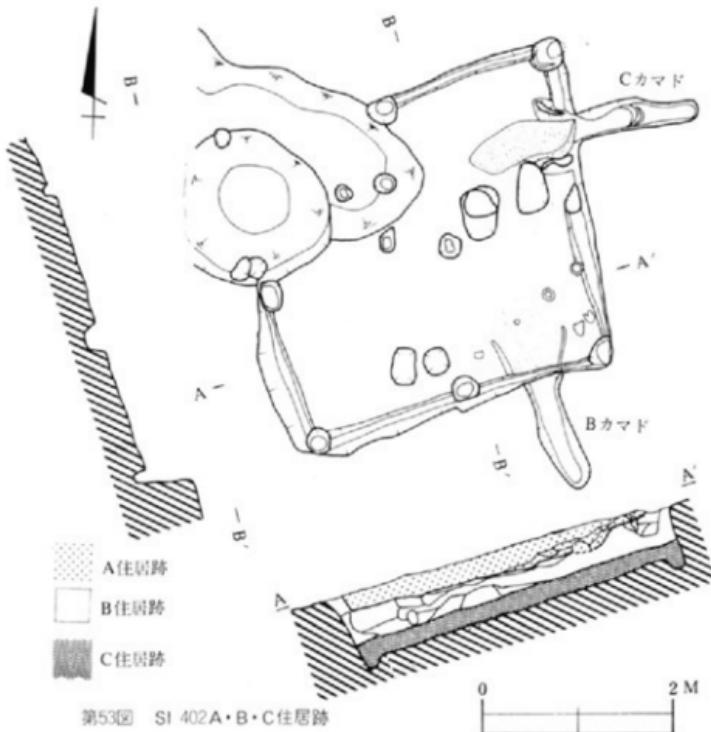
杯：4は床面直上、7は埋土から出土した。4は回転ヘラ切り無調整である。底部からゆるく湾曲して立ちあがり口縁部に至る。色調は灰白色をなし焼成良好であるが、口縁部は灰黒色をなし重ね焼きの痕跡と思われる。7は底部の切り離しは回転ヘラ切り無調整である。灰青色をなし焼成良



第51図
SI 400住居跡出土遺物



第52図
SI 401住居跡出土遺物



第53図 SI 402A・B・C住居跡

好である。口縁部内外に「漆」状のものが付着している。

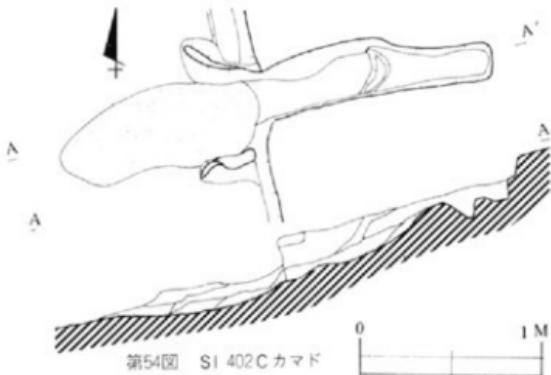
鉄 製 品

鐵鍤：現存する部分で長さ約8.0cmを測る。鋸化が著しいが、茎部の断面は4角形を呈し、先端部は3mmほどで偏平になっている。

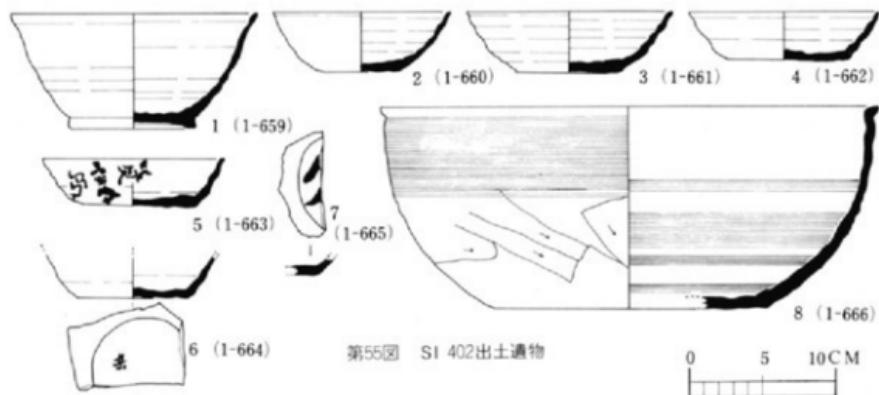
SI 401 住居跡

(第50図、図版15)

SI 400を切る形で検出された、この住居跡は、東西約4.2m、南北約3.1mの長方形を呈する。床面は固くしっかりしている。壁高は約30cmあり、南側および北側の壁直下に巾約20cm深さ約10cmの周溝が認められる。柱穴は壁直下コーナー部の四隅に径30~40cmを測るもののが検出された。南東部



第54図 SI 402C カマド



に焼土面が検出されたが、カマドは検出されなかった。

本住居跡は、SB396建物跡南東部、SB397建物跡南西部、SI400住居跡、SD415溝跡を切っている。

SI 401 住居跡出土遺物(第52図、図版39)

赤褐色土器

杯：1・2とも床面直上から出土した。1は底部からの切り離しは回転糸切り無調整である。

ゆるく湾曲しながら口縁部に至る。色調は赤橙色をなし、磨滅が激しい。2は回転糸切りと思われるが、底部に「ナデ」がみられる。赤橙色をなし焼成は良好である。

SI 402A・B・C 住居跡 (第53図)

調査地東側、SE406井戸跡の南側で検出された。東西および南側の壁は存するが、北側壁は削平されている。本住居跡はカマドが3基検出され、3時期にわたる重複が認められる。新旧関係は(新)A→B→C(旧)である。

1)SI 402A住居跡 (第53図、図版16)

A住居跡は他のB・C住居跡にくらべ、その大きさはやや縮少されている。東西約3.5m、南北約3.5mの方形を呈する住居跡で、壁高は約20cmである。カマドは東壁の南側に設けられ、粘土を使用した遺存状態の良好なカマドである。長さ約50cmの煙道部、焚口部とともに焼けて固くなっている。

SI 402 住居跡出土遺物

A住居跡出土遺物 (第55図1～3、6～8、図版40)

土 師 器

鍋：8は口径34.1cm、器高13.9cmを測る。カマド煙道部に使用されていた。平底で体部は底部からゆるく内湾しながら立ちあがり、口縁部は外反する。体部外面の上半は横方向にカキ目を施し、その下方には斜、横方向に粗いヘラケズリを施している。内面にはきめ細かいカキ目がある。褐色土をなし、焼成は良好である。



第56図 SI 403住居跡

赤褐色土器

杯：2は埋土から出土した。底部切り離しは回転
糸切り無調整である。胎土中に砂粒を含み、焼成は
不良で赤褐色を呈す。

台付杯：1はカマドの支脚として使用されていた
ものである。底部の切り離しは不明である。付け高
台であり、底部全面に「ナデ」を施している。胎土
中に小石粒を多量に含み、色調は赤橙色をなす。

須恵器

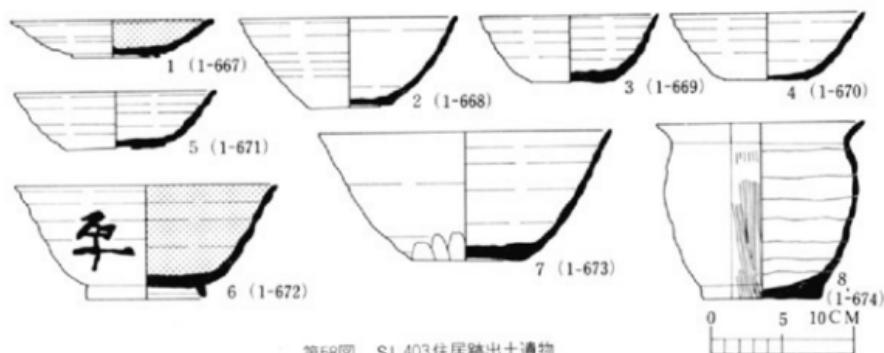
杯：3・6・7とともに埋土からの出土である。底
部からの切り離しはいずれも回転ヘラ切りで無調整
である。3は灰白色をなし、口縁部に重ね焼き痕跡
がみられる。6・7は底部の破片であり、墨書が認
められる。6は「岳」と判読できるが、7は判読不
能である。

2)SI 402B住居跡 (第53図、図版16)

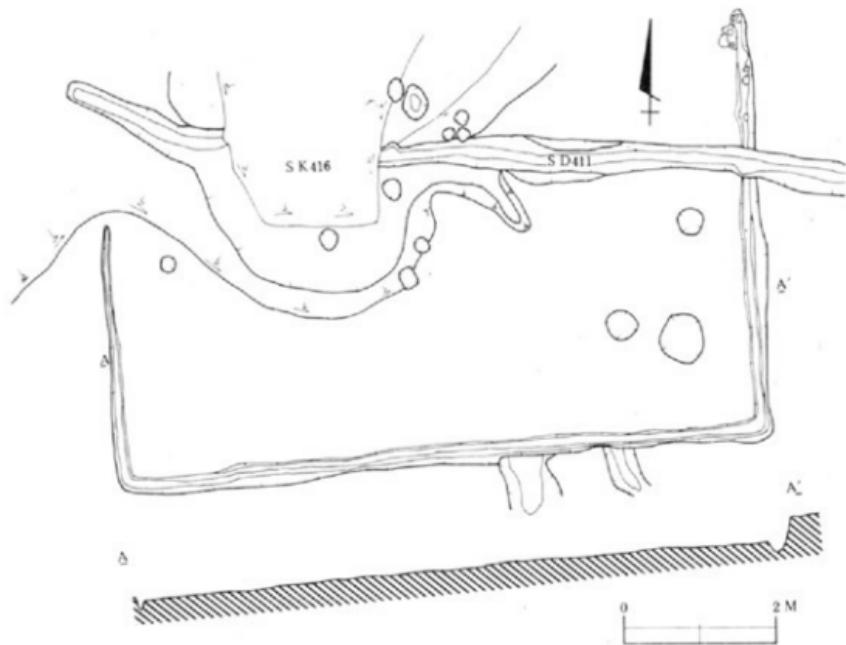
SI 402B住居跡はA住居跡の下部から検出され、東西約3.8m、南北約3.5mのほぼ方形を呈する住居
跡である。壁高は約50cmを測る。カマドは南壁に設けられているが、長さ40cm、巾約10cmの袖部お



第57図 SI 403カマド



第58図 SI 403住居跡出土遺物



第59図 SI 404住居跡

より、長さ約1.2mの煙道部を残すのみで、焚口部は若干の焼土が検出されたにすぎない。

3) SI 402C 住居跡（第53・54図、図版17）

B 住居跡下部から検出され、その規模はB住居跡と同様である。壁高は約70cmを測り、壁直下には、広い部分で約20cm、狭い部分で約10cm、深さ約10cmの周溝がまわっている。柱穴は壁直下の各コーナー部の四隅に約30cm程を測るものとその辺上にはほぼ同じ大きさの柱穴が4本、計8本が検出された。カマドは東壁の北側に設けられており、長さ約40cm、巾約10cmの袖部、長さ1.3mの煙道部が検出され、さらに焚口部には多量の焼土が検出された。

C 住居跡出土遺物（第55図、4・5、図版40）

須恵器

杯：4・5は床面上から出土である。いずれも回転ヘラ切りで無調整である。4は底部に「ナデ」がみられる。灰白色をなし焼成良好である。口縁部の一部に重ね焼きの痕跡がみられる。5は灰青色をなし焼成良好である。器内面には「墨」が付着している。また体部外面には「墨書」が認められるが判読不能である。

SI 403 住居跡（第56、57図、図版17）

調査地南西側で検出され、東西約4.5m、南北約4mの方形を呈する住居跡である。北側は昭和36年度国営調査で検出されているSB006建物跡の掘り方と重複し不明である。床面は固く良好である。壁高は約30cm程あり、西側壁直下に巾約20cm、深さ約5cmの周溝がまわっている。柱穴は南東部と南西部のコーナーに径約60cm、深さ約60cmの2本が検出された。南西部の柱穴の北側に長径約95cm、短径約80cm、深さ約50cmを測るピットが検出されたが、その性格は不明である。カマドは南壁の東側寄りに粘土で構築され遺存状態は良好である。長さ50cm、巾15cmの袖部、長さ1.2mの煙道部が検出されているが、ともによく焼けている。さらに焚口部には焼土、炭化物が検出されている。袖部西側に径約80cm、深さ約50cmのピットが検出され、その埋土より土師器内黒杯等の遺物が出土したが焼土および灰は検出されずその性格は不明である。

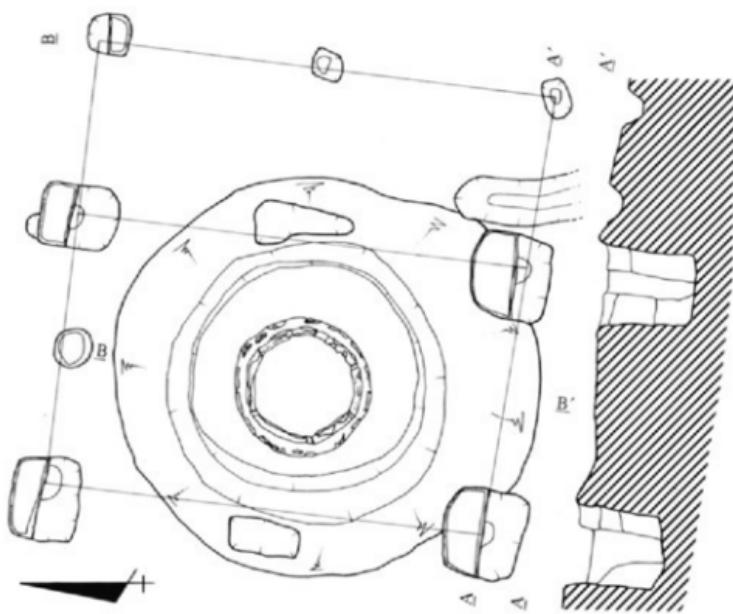
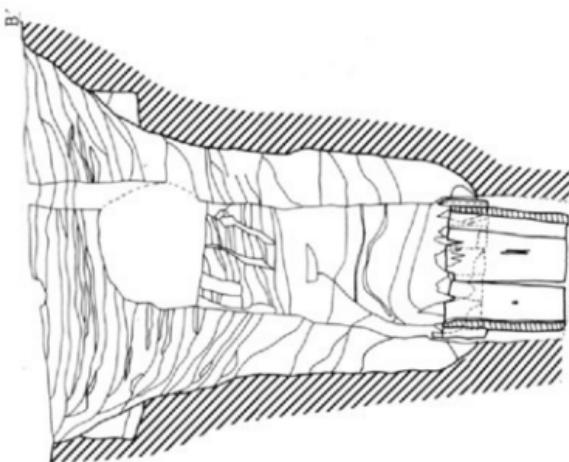
SI 403 住居跡出土遺物（第58図、図版40・41）

土師器

台付杯：1はカマド内から出土した。口径14.3cm、器高2.7cmを測り、皿状を呈する。底部切り離しは回転糸切りである。高台を付けた後に周縁に「ナデ」を施す。器内面は黒色処理を行い、全面にミガキを施しているが、大部分は二次加熱をうけて黒色処理が剥落している。

椀：6はカマド西側のピット内から7と重なった状態で出土した台付の椀である。口径18.5cm、器高8cmを測る。底部切り離しは回転糸切り無調整で、付け高台である。器内面には黒色処理を施し、体部は横、底部は縦、横方向にミガキを施している。口縁部外面には横方向にミガキがみられる。体部には「墨書」が認められるが判読不能である。

甕：口径14.6cm、器高13.4cmを測る。底部には、木葉痕が認められる。胴部はゆるく内湾し、口



第60図 S.E. 406井戸跡

縁部は丸みをもった「く」の字状を呈する。外面には縦方向にカキ目を施している。輪積痕跡が明瞭にみられる。胎土中には砂粒を含んでいる。

赤褐色土器

杯：2・4はカマド3は床面から出土した。いずれも底部切り離しは回転糸切り無調整である。2は体部がゆるやかに内湾し、口縁部には横方向にミガキがある。茶褐色をなし、焼成は不良である。3は器肉が厚く、底部から丸みをもって立ちあがり、色調は赤褐色をなし焼成は良好である。

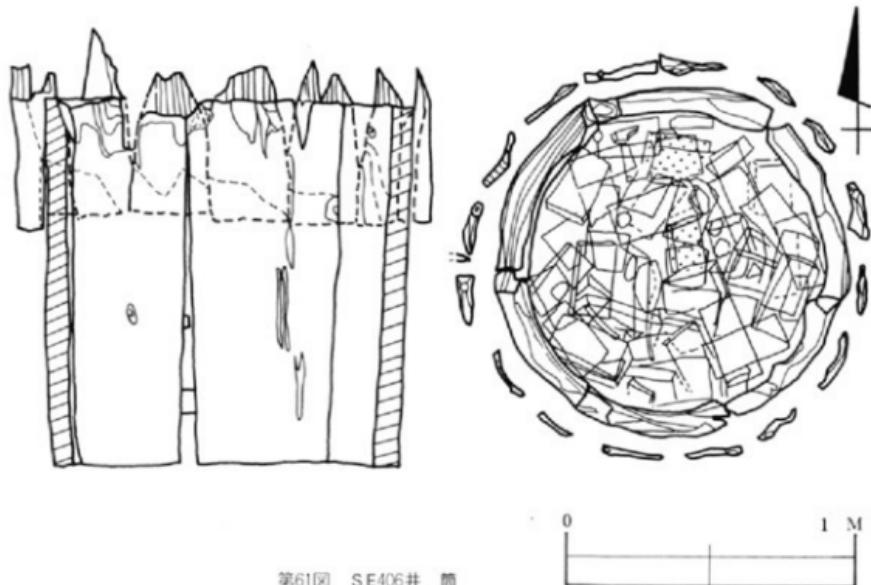
SI 404 住居跡（第59図、図版11）

調査地北西側で検出され、東西約8.8mであるが、北側はSK416土塙、さらに耕作による削平によって不明である。床面は固く良好である。壁高は約30cmあり、壁直下に巾約20cm、深さ約20cmの周溝がまわっている。柱穴、カマドとも検出されてはいない。本住居跡はSD411溝跡、これを切るSK416土塙によって切られている。

SE 406 井戸跡（第60・61図、図版20～23）

SE406井戸跡は調査地北東端で検出された。

平面プランは掘り込み面で径4.3m～4.5mのほぼ円形を呈する。掘り方は上面から深さ1.5mまで約45°の傾斜角を有し、それより下方はほぼ垂直に2.7mで井筒の上端に達する。そこからさらに約45°の角度でせばまり50cm程で井筒に接する。したがって井筒部分の掘り方は、きわめて狭く掘り込まれている。井筒の高さは1.23mであるから井戸の深さは約5.5mである。



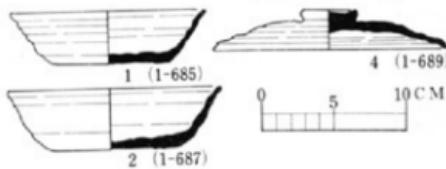
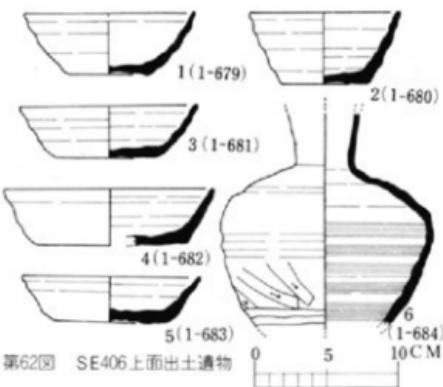
第61図 SE406井 筒

埋土は、上面から約1.5mまで赤褐色粘質土と赤褐色砂質土がゆるやかなレンズ状に堆積し、また上面から約60cm程の深さでは径1mの空洞が形成されていたが、これは井側の腐食に伴って生じたものと思われる。上面から1.8mで井側内埋土と裏込め土の層が明瞭に識別できた。すなわち井側内部分には、裏込め土が崩壊したボソボソの赤褐色粘質土と灰青色粘質土が円形に認められる。井筒内上端付近からは木製遺物が多量に出土し、また水分を含んだ灰青色粘質土のため土層断面の実測は不可能であった。井筒内最下層は、堅い灰青色の砂っぽい岩盤でボーリング棒を突き刺すと水が湧き出る状態であった。

井筒は計6枚の部材で構成されている。部材の成形方法は、まず長さ1.23mの円柱を縦に四~六等分し、内面は厚さ10cm近くまで荒削りした後に削りによって凹部を作り出す。凸面はほぼ原木の肌に近いと考えられるが、表面は手斧による整然とした亀甲削りで仕上げ、調整が施されている。部材の計測値は厚さ約10cm、高さ約1.23m、巾は広端で約52cm~67cm、狭端で約45cmである。また側面は中心方向に向けて整形され互いに密着させている。さらに側面の上、中、下の三ヶ所に納穴が穿たれ、各々長さ13cm、巾8cm、厚さ2.3cmの納板で接合されている(図版23)。井筒の内径は約1.05mである。また井筒の一枚に墨痕が認められたが文字か判読できなかった。

井筒の外面に接して16枚の井側部材が検出された(図版23)。部材の計測値は厚さ約9cm、外面巾約28cm、内面巾約25cmで、側面は井筒同様中心方向に削られている。井側内径は約1.25mである。

井筒内からは須恵器、木簡(図版22)とともに多量の木製品が出土し、底面には埠、瓦、石が約三段に敷き並べられている(図版22)。すなわち上面には井筒の内に沿って埠の長軸を向けて並べ、その間隙には瓦、拳大の河原石を詰め込んでいる。中段、下段はやや不規則であるが、上面と同様に埠、瓦が敷き並べられ、その最下段からは中央部で「龍」、北側で「人物」が墨書きされた埠が出



第62図 SE406上面出土遺物

第63図 SE406埋土出土遺物

第64図 SE406井筒内出土遺物

土した。

上面で井戸円形プランの確認と同時に拡大の河原石群が認められた。河原石は南、北側に集中し、特に南側では井戸プランに沿って敷き並べてある。これらのことから井側周囲の整地のための敷石遺構と考えられる。

井戸プランを覆う南北棟1間(2.7m)×2間(2.3m+2.3m)の掘立柱建物跡が検出された。掘り方の径は約90cm、柱の径は約30cmである。建物跡方位は桁行が北で8°東に偏している。また西、東桁の中柱掘り方はいずれも井戸掘り方内である。東桁の東側に南北に並ぶ三本の掘り方は、規模はやや小形であるが井戸を覆う建物の下屋とも考えられる。

SE406 上面出土遺物 (第62図、図版41)

SE406井戸跡上面を覆っている土に流れ込んだ状態で出土した遺物である。

赤褐色土器

杯：1・2とも底部からの切り離しは回

転糸切り無調整である。1は内済しながら口縁部に至る。焼成良好で赤橙色をなす。2は器肉が厚く底部からほぼまっすぐに立ちあがる。焼成良好で橙色をなすが、外面は磨滅が激しい。

須恵器

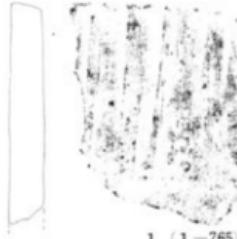
杯：3・4・5ともに回転ヘラ切り無調整である。4は若干「ナデ」がみられる。3は灰緑色をなし、焼成は良好である。内面に炭化物、「漆」状のものが付着している。4は灰白色をなし、焼成良好である。内面体部、外面口縁部に「漆」状のものが付着している。

壺：口縁部、底部は欠損しているが、胴部径14cmを測る長頸壺である。頸部からゆるく外済しながら口縁部に至っている。外面胴部下半には斜、横方向にケズリを施している。また外面には自然釉がかかっている。内面胴部から下方には横方向にカキ目を施している。

SE406 井戸跡埋土出土遺物 (第63図、図版41)

須恵器

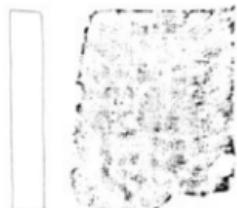
杯：1～3は埋土中位から出土した。いざれも回転ヘラ切り無調整である。2は底部、体部下半



1 (1-765)



2 (1-766)



3 (1-767)



第65図 SE406井戸跡出土瓦

0 5 10CM

表IV SE406 井戸跡出土平瓦

内面	凹面	裏面	裏面			
縫目印 縫目印 縫目印→スリ潤 格子印 スリ潤	全面 布面 粘土板合目 被青机 スリ潤 手切り	(2) (1) (6) (7) (0) (4) (2) (0) (7) (7)	凸 面 ・側縁まで引き(7) 面 ・側縁まで引き(7)	(6) (5) (4) (3) (2) (1) 面 面 面 面 面 面	(6) (5) (4) (3) (2) (1)	凸 面 面 面 面 面
横 成	板質 (灰・白灰色) 硬質	(4) (6) (7)	取 り	(5) (4) (3) (2) (1)	(5) (4) (3) (2) (1)	凸 面 面 面 面

※ () 上は理上半程出土、下は井戸跡面出土

は灰白色を呈し、口縁部、体部上半は灰青色を呈する。内面は灰色を呈する。1・2は底部から丸みをもって立ちあがりわざかに外湾しながら口縁部に至る。1は灰青色をなし焼成良好である。体部に火だしきがみられる。3は底部から丸みをもって立ちあがり口縁部に至る。灰青色をなし、焼成良好であるが磨滅が激しい。内面に「スス」が付着している。

蓋：埋土中位から出土した。口径16.5cm、器高2.7cmを測る。切り離しは不明である。擬宝珠状のフマミを有し、天井部からゆるく湾曲して体部に至る。体部から口縁部にかけてはわざかに内曲して口縁は若干外反している。天井部内面から体部中程まではカキ目を施している。灰青色をなし焼成は良好である。

SE406 井筒内出土遺物（第64図、図版41）

土 師 器

杯：口径9.3cm、器高3.8cmを測る。巻き上げ手捏ねでつくられた杯である。巻き上げ痕跡が明瞭に認められる。丸底を呈し、口縁部はゆるく外反する。内外面ともに黒色をなし、炭化物が付着している。特に内面は著しい。燈明皿として使用されたものである。

須 惠 器

杯：2は口径7.5cm、器高2.1cmを測る小型の杯である。回転ヘラ切り無調整である。底部からはぼまっすぐに立ちあがる。色調は赤橙色をなし、焼成良好である。体部内面に一部炭化物が付着しており、燈明皿として使用したものである。3は回転ヘラ切り無調整である。底部から丸みをもって立ちあがる。色調は赤茶色をなし、焼成は良好である。4は底部全面にていねいな回転ヘラケズリ調整が施されている。切り離しは不明である。底部からの立ちあがりは体部下方で若干ふくらみ、外湾しながら口縁部に至る。焼成は良好で、灰黄色をなす。器内外面に炭化物が付着しており、特に内面に著しい。燈明皿として使用したものである。

SE406 井戸跡出土瓦（第65図、図版54）

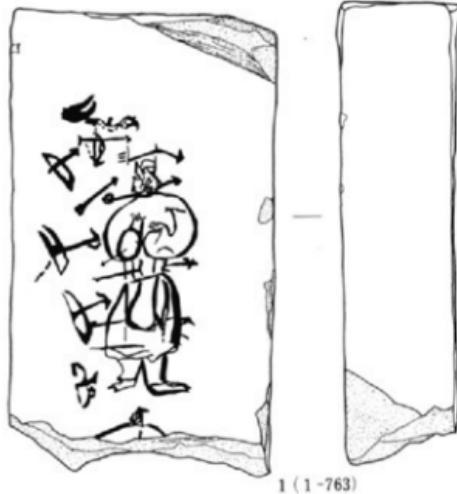
SE406の埋土、底面より平、丸瓦片が約130点程出土した。底面出土瓦は博とともに約三段に敷き

詰められていたものである。この中の広、狭端、側面の残存する瓦について下記Ⅲ表の如く項目別に統計を行った。

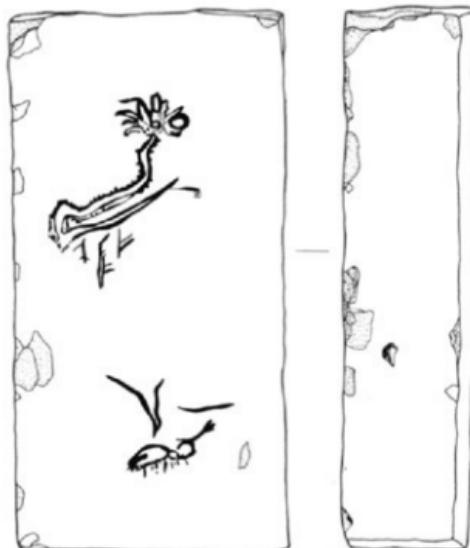
その結果、埋土中間層と底面出土の瓦とでは若干の相違が認められた。

平瓦：側面の面取り技法については、埋土中間層出土瓦は③④に集中し、底面出土瓦は①②に集中する。この場合の数値は、瓦によって①②の共存が認められるため実際の数値より若干増加している。凸面における側縁の盛上りは側面の面取り整形という二次行程によって起り得るが、一応数値だけを記しておく。桶巻き作りの痕跡である模骨痕は、埋土中間層出土瓦に多く見られ、底面出土瓦には少ない。しかしこの模骨痕は、他地域で見られるように上端から下端まで板痕跡が一直線に認められず中間位はほとんど消えている。叩き板の原体については、その原形を復原し得る資料は得られなかった。繩文原体は二種類ある。大部分は_L Rであるが、三点は_T Lである。焼成は、埋土中間層出土瓦の大部分が硬質なのに對し、底面出土瓦は黒色あるいは白色の軟質のものが多い。なお黒色部分は2~3mmのカーボンで断面内部は白灰色である。

丸瓦：小破片が約30点出土した。すべて内側に分割線を有し、焼成は大部分が黒色あるいは白色の軟質な瓦である。凸面は繩目叩きの後にナデによって整形され、繩目はほとんど消されている。有段瓦二点は埋土中間層出土である。

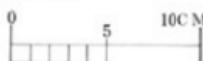


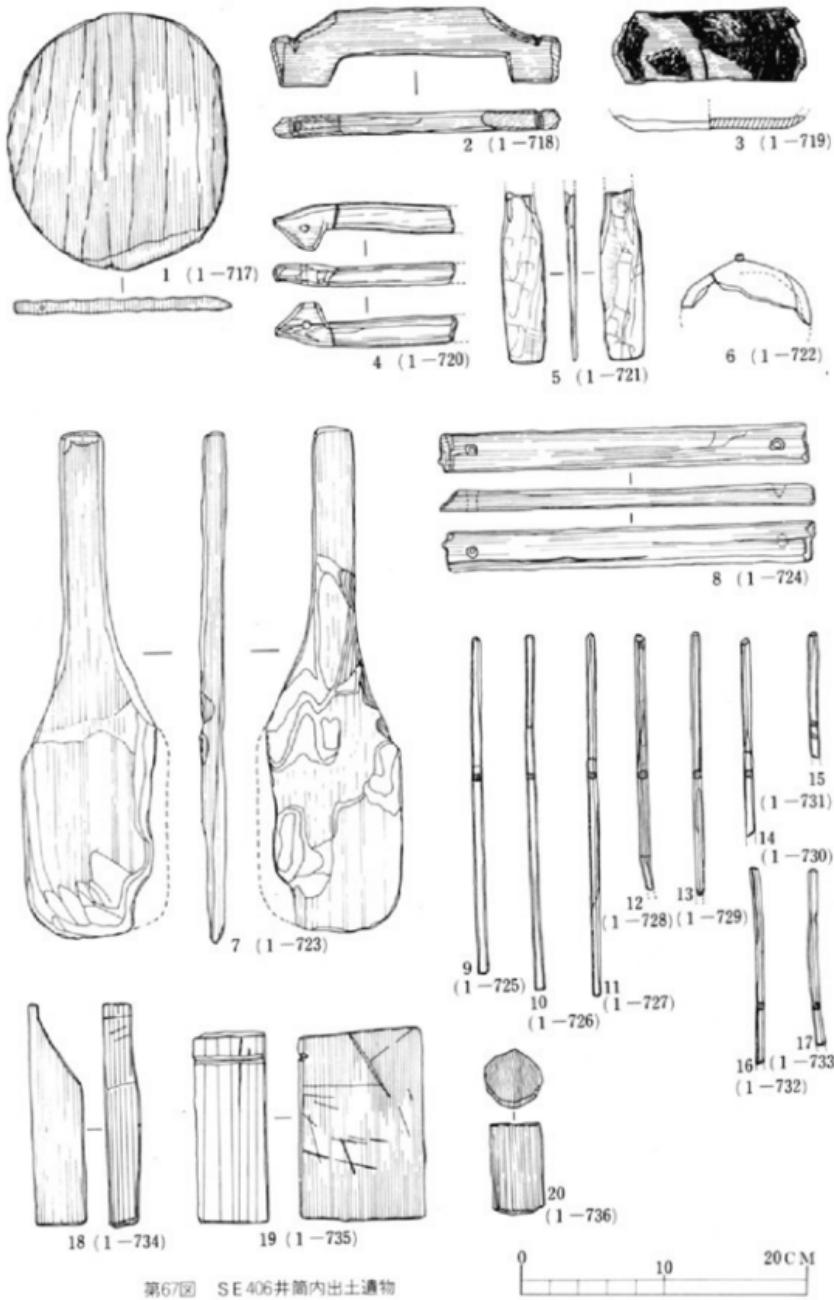
1 (1-763)



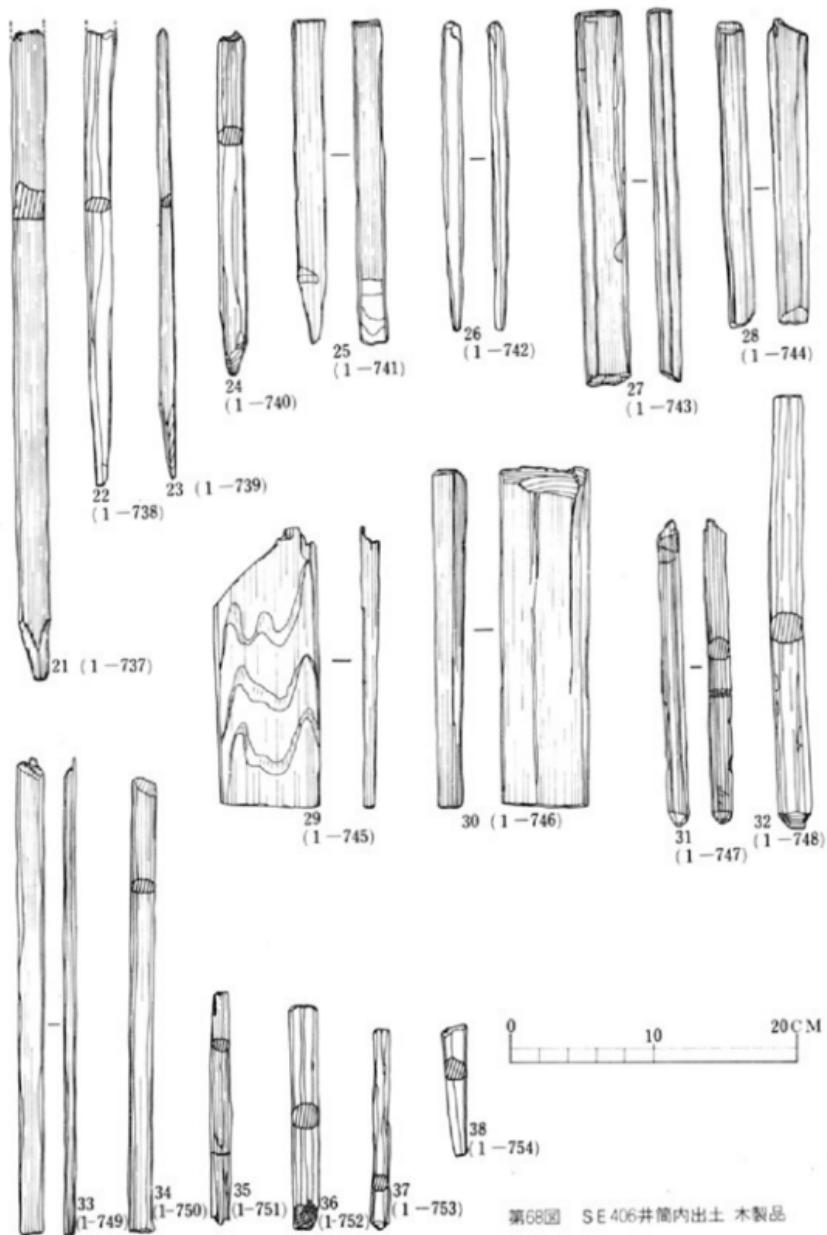
2 (1-764)

第66図
SE406井戸底面出土 墨書き

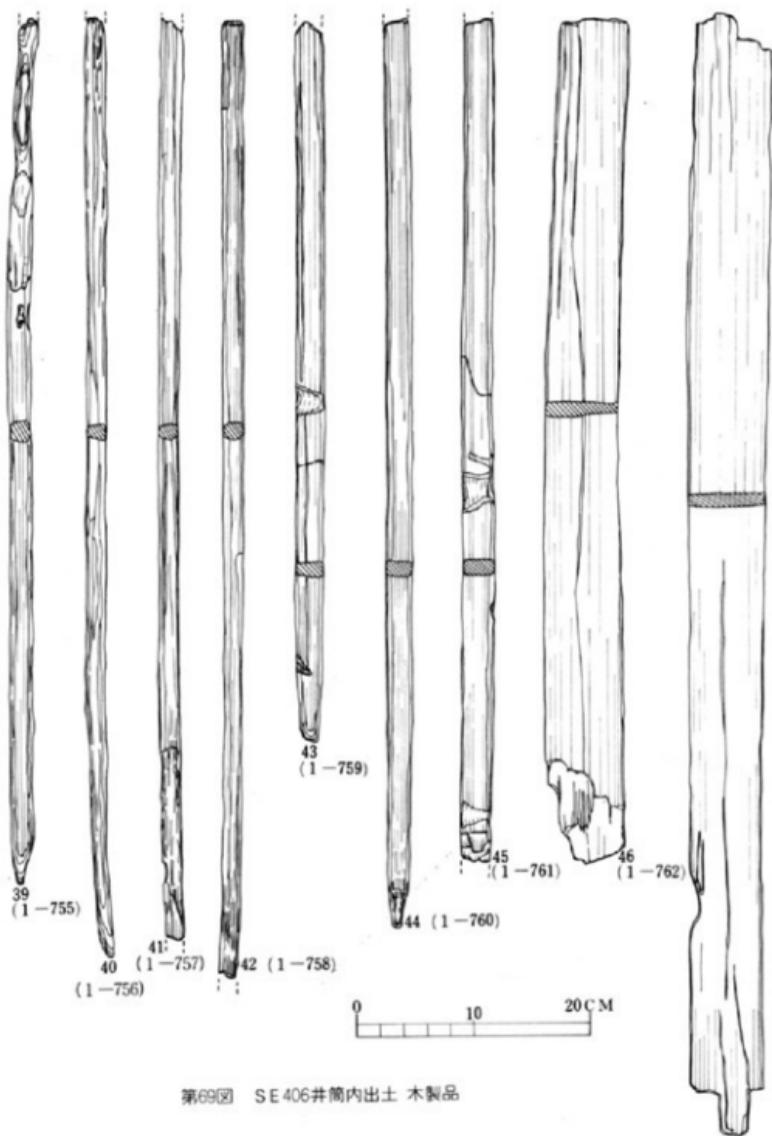




第67圖 SE 406井筒內出土遺物



第68図 SE 406井筒内出土 木製品



第69図 SE 406井筒内出土 木製品

SE 406 井筒内出土壙（第66図、図版42・43）

壙は井戸の底面に約三段に敷き並べられたもので、完形品は39枚、破片は27点で、形態はすべて条壙である。完形品による平均値は長辺28cm、短辺13.92cm、厚さ6cmである。最も小型の壙は長辺26.7cm、短辺13.5cm、厚さ5.4cm、大型のものは長辺29.1cm、短辺14.7cm、厚さ7cmである。

焼成はすべて還元炎によるものであるが、その半数近くは黒色あるいは白色の軟質の焼きあがりである。製法技法は、まず板材を用いて前述の平均値に相当する長方形の木枠を作る。この場合上下の板は不用である。そして台となる板の上に木枠を置き、その中に粘土塊を何回かに分けて詰め込み、最後に木の叩き板で叩き締める。したがって欠損部を観察すると、粘土塊の剥がれた痕跡が認められる。木枠を取り外した後、側面をわずかに叩き締めるが、中には軽いナデを全面に施し叩き痕・型の木目痕を消す場合がある。しかし側面は無調整の例が多く、その際は粘土塊を詰め込んだ痕跡が沈線状に明瞭に認められる。

叩き板の原体については原形を復原できるまでには至らなかった。しかし原体は、特定な彫刻あるいは付属物を巻きつけたものではなく、少し厚目の木板と考えられる。

なおこれらの中に人物および竜の絵を墨書きした壙が二点出土したが、この二点については考察の項で詳細に述べる。

SE 406 井筒内出土木製品（第67～69図、図版44～46）

SE 406井戸跡の井筒内より多量の木製品が出土した。曲物底、漆皿、箸、箋、棒状製品、串状製品、木筒であるが、その中で棒状製品が最も多い。

曲物底（1）

表裏に巾1cm～2cmの削り痕が認められる。側面には側板を止めた竹釘が二ヶ所に認められるが、他は腐食のため不明である。

把手状木製品（2）

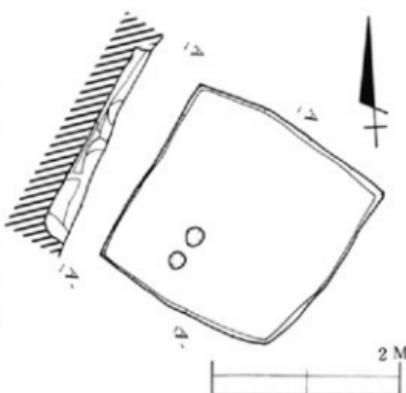
下方中央部と上方の両端が削られ、両肩部はヒモを掛ける部分が浅く削られている。断面形は長方形を呈する。

漆器（4）

皿状の漆器である。ロクロ挽きによるもので内外面ともロクロ痕は明瞭であるが爪痕跡は認められない。漆は赤漆と考えられるが、内面の一部は焼けて黒く炭化している。

ヘラ状木製品（5・7）

5は小形のヘラで柄部は欠損している。ヘラ部は両面から均等に削り出されている。7は大型の



第70図 SI 405 駿穴状遺構

ヘラで片面は地肌面をあまり加工せずに製品化している。

瓢箪 (6)

瓢箪の上半分である。果肉は意識的に除かれており、器として使用されたと考えられる。ただ蔓部が残存していることから貯蔵用器ではなく、あるいは胸部から切断して約などの汲み取り用器として用いられたと考えられる。

不明木製品 (3, 8)

3は、一端を三角形状に削り出し、その中央部に小孔を穿っている。把手状の欠損品であろうか。

8は、両端が切断され端から約2cm程内側に入った部分に、あまり鋭利でない工具によって小孔が穿たれているが、一端は貫通していない。

箸 (9~17)

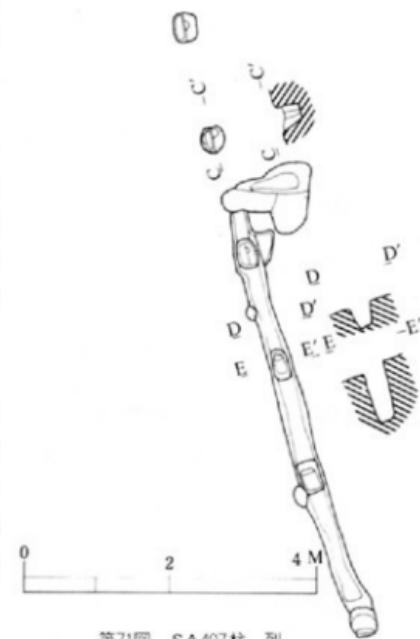
両端は面取りし、断面形は梢円形を呈する。全長は不明であるが、端部の削り面が認められるものは箸として図示した。

串状製品 (21~26)

長さは一定しないが25, 26のように極端に短い例もある。この二点は杭とした方が妥当かも知れない。先端部はいずれも2~5面に面取りされ尖っている。21~24は、完形品がなく原形を把握できないが前者に比べるとかなり長大である。断面形は円形に近いものと扁平を呈する二種類ある。

その他の木製遺物 (18~20, 27~38)

各々加工が施されているが未製品または削り屑と考えられる。31は一端が面取りされ、さらに中央部に片面だけに切り込みが入る。32は、一端に切り込みを入れて分割した面が残っており未製品と考えられる。37も少し小形であるが32と同様な加工が施されている。



第71図 SA407柱列

棒状木製品 (39~45)

完形品はない。39~42は細かい全面の削りで断面は円形を呈する。43~45は扁平に整形されている。39, 40, 44の先端部は尖っており、その他の製品も何かに突き刺すための用途に用いられたと考えられる。

板状木製品 (46)

割板材で表裏ともあまり加工は施されていない。一端は両側面から切り込みが入り、凸部を作り出している。柄であろうか。

木簡 (第77~81図、図版49~53)

木簡については考察の項で詳細を述べる。

SI 405 堅穴状遺構 (第40図)

調査地北端で検出された。遺構は地山岩盤に掘り込まれており、長辺は2.4m、短辺は2.1mで長軸方位は北で24°東に偏している。床面における周溝、柱穴等は検出されなかった。埋土は褐色、黄褐色粘質土で周囲の地山と識別し難い色調をなし、堅く縮っていることから意識的に埋め戻されたものと考えられる。埋土内からは遺物、炭化物等一切出土しなかった。

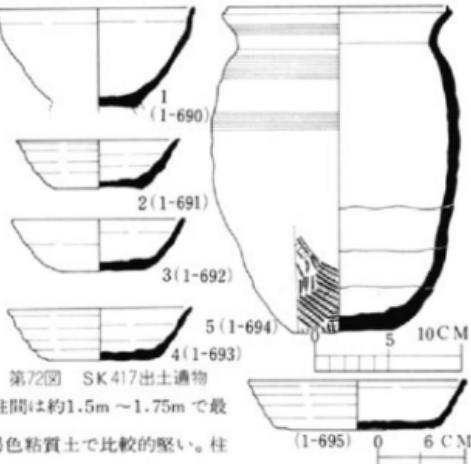
SA 407 柱列 (第71図、図版24)

SA407柱列は深さ約30cmで一直線に布掘りし、その内部に径30cm~40cm、深さ30cm~80cmの円形の掘り方が認められる。柱間は約1.5m~1.75mで最東端のみ2.3mである。掘り方内埋土は暗褐色粘質土で比較的堅い。柱の径は15cm程であるが、東から1, 3, 7番目は3cm×10cm程の板に近い形状をなす。柱列の中間部は近世の削平のため布掘り痕跡は遺存しない。走向方位は北で70°東に偏している。この状態で南東方向に延びると昭和51年第18次調査地検出のSD284溝に連続する。SD284溝は完掘しておらず詳細は不明であるが、同遺構であることも考えられる。

なお遺構状況から柵列状の網と考えられる。

SK 007~014 土塙 (第43図、図版12)

国営調査で発掘されている。8基程確認され、いずれも径3m前後の不整円形を呈し、立ちあがりは丸みをもっている。



第72図 SK 417出土遺物



第73図 SK 418出土遺物

SK417~420 土塙 (第43図)

調査地北西部で4基の土塙を検出した。SK417は長径約8.2m、短径約6.3mの椭円形を呈し、非常に大きなものである。南側は東西に横走するSD411に切られている。深さは約2.23mを測り、摺り鉢状を呈する。埋土はレンズ状に下層から赤褐色粘土、黄褐色粘土、赤褐色粘土、黒色土、暗褐色土、褐色土、暗褐色土、茶褐色土という順序で堆積している。下層から須恵器甕が出土している。SK418は西側が発掘区外で不明であるが、短径約5.6m、長径約4.6m以上の椭円形を呈すると考えられる。確認面からの深さは約40cmと比較的浅い。埋土はレンズ状に暗褐色土に黄色粘土、混り土、黒褐色土、暗褐色土が堆積している。SK419は径約1m前後の椭円形を呈する小型のものである。SK420は一部北側が発掘区外で不明であるが、長径約3.3m、短径約2.2mを測る隅丸長方形を呈する。SD396の摺り方を切っている。確認面からの深さは約7.0cmを測り、埋土は黄褐色粘土、黄白色粘土、褐色土が堆積し、周囲の地山粘土と区別しにくい。これらの土塙はいずれも長軸方向は一定していない。また性格など詳細については不明である。

SK417 土塙出土遺物 (第72図、図版47)

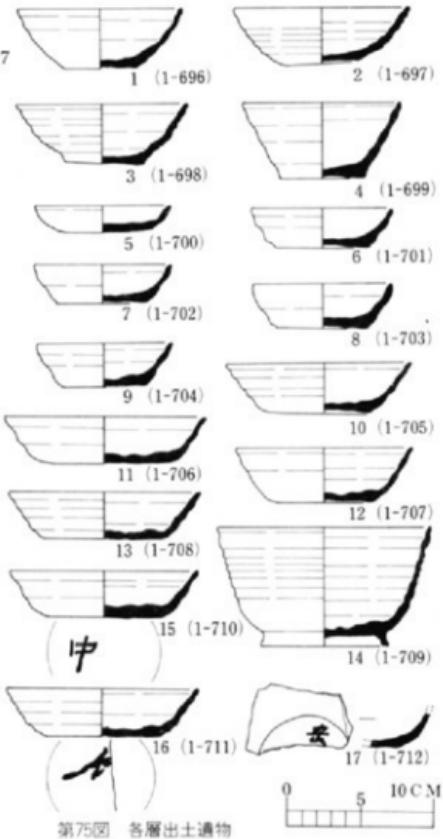
赤褐色土器

杯：2は底部からの切り離しは回転糸切り無調整である。口縁部はわずかに外反する。焼成良好で肌色をなす。

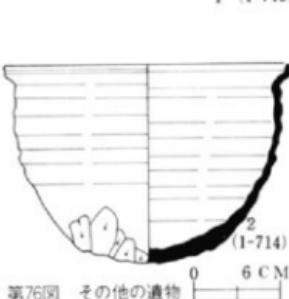
台付杯：1は台部が欠損している底部の切り離しは回転糸切りである。底部からわずかに内湾しながら口縁部に至る。

須恵器

杯：3、4ともに回転ヘラ切り無調整である。底部から丸みをもって立ちあがる。3は口縁部に重ね焼き痕跡がみられ



第75図 各層出土遺物



第76図 その他の遺物

る。灰青色をなし、焼成良好である。4は灰白色となし、焼成良好である。

甕：底部に近い埋土から出土した。口径15cm、器高22.3cmを測る。胴部はゆるやかに内湾し、頭部はゆるく外湾し「く」の字状を呈する。口縁は内反して立つ。外面頸、胴部上半には横方向にカキ目を施し、胴下半部から底部には内面に同心円状のアテ板痕、外面は平行タタキ板痕跡がみられる。また内面下半部に輪積痕跡が認められる。灰黒色をなし、焼成良好である。

SK419 土塙出土遺物（第73図、図版47）

須恵器

杯：埋土から出土した。口径14.9cm、器高4.3cmを測る。回転ヘラ切り後、底部全面に回転ヘラケズリ調整を施している。底部から若干丸みをもって立ちあがり口縁部に至る。灰青色をなし、焼成良好である。

SK422・423 土塙（第43図）

調査地南西部と南中央部で検出した。いずれも長軸方向は北西を示す。SK421は長径約2.2m、短径約60cm、SK422は長径約2.2m、短径約80cmで、いずれも隅丸長方形を呈する。深さはSK421が10cmと浅く、埋土は黒色の炭化物層であり焼土を含んでいる。SK422は約30cmを測る。

SK424～426 土塙（第43図、図版12）

SK424はSB395掘り方によって切られているが、径約1.2mを測る円形を呈する土塙である。深さは約1.3mを測り、底部は若干外側に張り出している。埋土は黄褐色土、暗褐色土、黒褐色土がレンズ状に堆積している。SK425は径約1.1m、深さ約90cmを測り、ほぼ円形を呈する。底部は若干外側に張り出す。SK426は径約1.1m、深さ約40cmを測りほぼ円形を呈する。底部は袋状を呈する。SK424は埋土より弥生時代の土器が出土していることから弥生期の土塙である。またSK425・426も、規模、形態、埋土などからしてSK424同様弥生期の土塙と考えられる。

SK424 土塙内出土遺物（第74図、図版47）

埋土から一括して出土した口径14cm、器高18.3cmを測る深鉢型の土器である。口縁部、胴上部は二条の平行沈線をめぐらして、その内部には変形工字文を施している。地文はきめ細かい単節斜綱文である。田舎館式土器に併行する時期と思われる。

SD015、016、410～416 溝（第43図、図版11・12）

調査地全域で走向方向の不規則な溝が9本検出された。

SD015・016は昭和36年度の国営調査で検出されている。SD016はSB006、SB395を切って南東方向に走り、途中で2本に分かれている。SD015は北東方向に走り、検出した範囲では長さ約19m、巾約80cmを測り、深さは約30cmを測る。SD410～416は今回の調査で検出した溝である。SD410は比較的上層の褐色土面で検出した南東方向に走る溝である。SD411は東西に走る溝で西側は削平で判然としない。現存する長さは約18m、巾は50cmを測る。SI404、SK417を切っている。SD414は北西方向に約8.4m走って東にはほぼ直角に曲がる溝である。巾は約30cm、深さは約40cmを測る。SD416は

調査地の北端で検出され、SI400、401、SB396に切られている溝で、ほぼ北方向に走る。これらの溝の性格、詳細については不明である。

SA408、409 ピット群（第43図）

調査地中央、北東部から多数のピットを検出した。中央部のピット群は第3、4層の褐色土、暗褐色土から掘り込まれている。北東部はローム面から確認された。いずれも建物跡になりえず、その性格については不明である。

3)各層位出土遺物（第75図、図版47・48）

表土層出土遺物

5は回転ヘラ切り無調整の須恵器杯である。底部から丸みをもって立ちあがる。色調は赤褐色をなす。胎土中には小石粒を含む。

第2層赤褐色土出土遺物

10は口径12.8cm、器高4.5cmを測る須恵器杯である。底部切り離しは回転糸切り無調整である。灰青色をなし焼成良好である。口縁部には重ね焼き痕跡がみられる。体部には墨書が認められ、「一」と判読できる。

第3層褐色土出土遺物

赤褐色土器

杯：1、2、6～9はいずれも回転糸切り無調整である。1、2はゆるく内湾しながら口縁部に至る。1は胎土が荒く小石、砂粒を多く含み、焼成は不良である。内外面の一部に「漆」が付着している。2は白橙色をなすが全体に磨滅が激しい。6～9は大きさ、形状もほとんど同じ土器である。ゆるく内湾しながら口縁部に至る。7は内面に炭化物、口縁部外側一部に「漆」状のものが付着している。8、9は口縁部内面に炭化物が付着している。いずれも燈明皿として使用されたものである。

乾漆：厚さ0.47cmの乾漆の断片である。

須恵器

杯：9、12、13、15、16は回転ヘラ切り無調整である。底部からの立ちあがりはいずれも丸みをもって立ちあがる。13は口縁部に重ね焼きの痕跡がみられる。15は底部に「中」の墨書が認められる。灰白色をなし焼成良好である。口縁部には重ね焼きの痕跡がみられる。16は底部に墨書が認められるが判読不能である。底部には軽いナデを施し、体部内面には炭化物か「漆」状のものが付着している。灰青色をなし焼成良好である。

台付杯：口径14.7cm、器高8.1cmを測る。底部は回転ヘラ切りの後、高台を付し周縁には「ナデ」を施している。丸みをもって立ちあがり、まっすぐに口縁部に至っている。焼成は良好で、内面は灰黒色、外側は黒色をなす。

第4層暗褐色土出土遺物

17は回転ヘラ切り無調整の須恵器杯の底部破片である。「括」と判読できる墨書が認められる。

その他の遺物（第76図、図版48）

1はSI401の北東で検出したピット内から出土した赤褐色土器杯である。回転系切り無調整であり、底部から丸みをもって立ちあがり口縁部に至る。器肉が非常に厚い。赤橙色をなし、焼成は良好である。2はSI400を切る焼土、炭化物を含む土塙に埋めてあった土師器甕である。丸底を呈し底部から内湾しながら胴部に至る。頸部は「く」の字状に外反し、口縁部はまっすぐ立ちあがる。胴下半から底部外面には手持ちのヘラケズリが縱方向に施されている。褐色をなし、焼成は良好である。

IV 考 察

1) 第24次調査検出の遺構と出土遺物について

第24次調査で検出した主要遺構は、掘立柱建物跡1棟、堅穴住居跡17棟、溝状遺構2条、ピット群、土塙などである。調査地区が南斜面であるため、土層堆積、遺構検出面も複雑であったが、大まかな把握が可能であった。各遺構の詳細は既に述べており、ここでは、遺構と堆積層との関係を整理し、遺構、遺物について若干の考察を加えることにしたい。

(1) 遺構と堆積層

主要遺構は、すべて遺物包含層である黒色砂質土の第6層下層にて検出した。第6層は、自然堆積層と考えられ、北に隣接する第17次調査地をはじめ、第7次、13次、14次などで確認され、丘陵ほぼ全域に認められる赤褐色土器を多量に含む層である。遺構は、粘土、焼土の混入する黄褐色砂、第7層を境に大きく、2時期に分れ、各々、重複関係から、さらに2時期、計4時期に把握される。

1期は第7層面で検出したSA394Aピット群で、柱痕跡の認められる例もあるが、建物として、把握することができなかつた。

2期は第7層面で検出したSI367～372堅穴住居跡。

3期は第7層を除去した段階で検出したSB384建物跡とSA394Bピット群。

4期はSI373～383堅穴住居跡で、3期同様、第7層下層で検出、SB384建物跡、SA394Bピット群と重複し、古い。

以上の4時期に大きく、把握されるが、2期、4期の堅穴住居跡については、重複関係があり、さらに、細分が可能である。しかし、後述するように、同期内の住居跡出土遺物に顕著な相違が認められず、時期的に近いものと考え、まとめて述べることにした。

SD366A、B溝状遺構は2期の堅穴住居跡によって、切られ、2期を降るものではないことが判明した。特にB溝状遺構は第7層を除去した段階でプランが確認されたことから、第7層堆積以前に掘り込まれたものと考えられる。

(2) 遺構と遺物

今回の調査の主目的の一つである外郭線の追求については、外郭線推定地区が耕作のため、削平され、築地の検出がなく、積極的根拠に欠けるが、第13次調査検出の築地崩壊後の溝状遺構とその走行方向が一致するSD366A、B溝を外郭線と考えるのが妥当と思われる。ただ、巾、掘り方に第13次調査検出の溝状遺構と異なる点があることは留意したい。又、A、B溝状遺構の走行方向にわずかに違いがあり、単一の溝状遺構である第13次調査のものと、いざれが連続するものか、或いは部分的に二時期存在するのか不明な点もあり、今後の調査の問題点としたい。

以上、外郭線について、述べてきたが、仮にSD366A、B溝状遺構を外郭線と考えると、第2期の住居跡の営まれた時期に、既に、外郭線の機能が消失していたことになり、外郭線の存続期間を考える意味で興味深い。

次に以上の問題点も含め、住居跡、堆積層から出土する杯類を主体とする土器についてふれてみたい。

第6層からは、多量の回転糸切り、再調整のない赤褐色土器が出土し、器高、口径の小さい皿形を呈するものが多く、伴出するものとして数は少ないが、回転糸切り、再調整のない内黒土師器がある。須恵器杯類の出土はほとんどない。

第7層からは逆に小型、皿形の赤褐色土器の出土がなく、前者より大ぶりの赤褐色土器が多い。1点のみ回転ヘラケズリ調整のある例がある。須恵器杯の出土が比較的多く、すべて回転ヘラ切りで調整がない。

以上の傾向は、第2期、4期の住居跡群にも認められ、第6層が2期、第7層が4期の出土土器の傾向に共通する。これら小型の皿形を呈する赤褐色土器は、比較的大ぶりな赤褐色土器より、出土層位、住居跡の新旧関係から、新しい時期に位置づけられたものと考えられる。

本調査検出の住居跡は、出土土器を対比すると、北に隣接する第17次調査の第1群、第2群とした最も新しい住居跡群と、4期の住居跡が共通している。4期の住居跡は発掘南地区に集中しており、SD366A、B溝状遺構付近には存在しておらず、空白部分が認められたことから、この時期には住居の占地を規制する施設、即ち外郭線の存在が推測される。外郭線が築地であったか、既に溝状遺構が掘り込まれていたかは不明であるが、SD366Bが第7層を除去した段階で確認され、4期住居跡も第7層下層に位置することから、溝状遺構の可能性が強いものと考えられる。

2期の住居跡は第17次調査地で対比される住居跡が存在していない。又、2期の住居跡は前述したように、南外郭線と推測されるSD366A、B溝状遺構を切っており、溝状遺構の廢棄、即ち、外郭線の機能の停止時に営なまれているものと考えられる。

ただ、この現象は第17次、第24次という限られた地域での把握であり、外郭線の変遷と住居跡の性格を考える上での今後の問題点として留意したい。

他に出土遺物として、断片ではあるが、2期の住居跡から、前述の小型、皿形の赤褐色土器に付着した2点の漆紙が検出され、1点には内容が不明であるものの、2行の文字が認められた。今後、同類の遺物の出土が期待される。

(日野久)

2) 第25次調査検出遺構について

(1) 建物跡

第25次調査では6棟の掘立柱建物跡が検出された。

調査地南、東側の一段高い地域は昭和34年～37年に実施された国営調査ですでに調査されている。その結果、建物跡の配置、出土遺物から「類聚国史」天長七(830)年正月条「大地震動。譬如雷震一。登時城郭官舎并四天王寺丈六佛像。四王堂舎等。皆悉転倒。」に見える「四天王寺」に推定されている地区である。そして東側を第1次、西側を第2次四天王寺跡としている。またさらに一段高くなっている南側には「金堂」、金堂と講堂を結ぶ両側には、「鐘樓」、「経蔵」とされる建物跡が検出されている。

東側の第1次四天王寺、講堂跡と考えられた地域については昭和51年度第18次調査で再度発掘され、その結果講堂跡と考えられる掘り方配置は認められず数棟の建物跡の重複であることが判明した(注1)。

第25次調査では、第18次調査の西側を再発掘し、新たに北側に調査区を延長して調査を実施した。再発掘された西側の地区は、昭和36年度の第三次国営調査で第二次講堂跡と考えられた建物跡が検出されている。

第25次調査検出の建物跡について考えてみたい。

南半部で検出したSB006・395建物跡、北端部で検出したSB396・397建物跡は切り合いが認められ、新旧関係をもつ。すなわち南半部ではSB395建物跡、北端部ではSB396建物跡がそれぞれSB006・SB397建物跡を切っており新しいことが判明した。他の建物跡については不明である。

次に、同方位を有する建物跡は同時期の可能性があるという立場に立脚して考えた場合、掘り方の規模は異なるが、SB006・SB396建物跡は東西桁行が西で南に約3度振れています。またSB395・SB398建物跡は桁行が西で南に約3度30分振れています。以上のことからSB006・396建物跡は同方位であり、またSB006の東妻棟通りから北に24mの位置でSB396建物跡の東側掘り方列がそろうことから同時期の可能性がある。しかし、SB395・388建物跡については同方位を指してはいるが、掘り方埋土、柱痕跡に違いがみられる。すなわちSB396建物跡の柱痕跡には焼土が含まれるのに対し、SB398建物跡にはまったく焼土を含まないことからこれらの建物跡は同時期とは考え難い。他の建物跡については方位が異なり不明である。

以上、上述したことから考察して建物跡は少なくとも二時期、あるいはそれ以上の変遷を考えられる。

次に建物跡の時期について考えてみたい。掘り方内からは遺物の出土がなく時期は推定できない。しかし北西部SE406井戸跡井筒内から「天平六年月」、「勝宝五年調來」の紀年名がある木簡が出土したことからSE406井戸跡は8世紀前半～中半頃に使用されたと考えられ、今次調査では最も古い遺構のひとつである。そして建物跡では切り合ひから古い時期と思われるSB006建物跡、これと同時期の可能性のあるSB396建物跡が上記SE406井戸跡に伴なうものと考えたい。したがってSB006・396建物跡は8世紀前半～中半頃の時期が考えられる。他の建物跡についてはそれよりも新しい時期である。

最後に建物跡の性格について若干触れてみたい。

SB006建物跡は国営調査では推定四天王寺、第二次講堂跡とされた建物跡である。建物の規模ではこれまで秋田城で調査した中では最大であり、まさに講堂と考えてもおかしくない。しかしながら、第18次調査で推定第1次講堂跡が数棟の建物群であることが判明している。また寺跡を考えるには①寺域が不明である。②塔跡が検出されていない。③礎石がまったくない。④瓦の出土がほとんどないなどの観点から第二次講堂跡とするのは若干無理があるようと思われる。しかし周辺の調査が進んでいないので断定はできない。

それでは次のように推論できないだろうか。秋田城では第19次調査で外郭線を構成する築地は8世紀中半頃の構築と考えている（注2）。SB006建物跡は、秋田城築地築成時、あるいはそれ以前には存在していたと考えられ、建物規模などからみて他の城柵にみられる正庁建物に匹敵する建物であり、「出羽柵」時の正庁建物の一部と考えられないだろうか。しかしこう考えるには多方面にわたって問題をあまりにも多く内包しており、あくまでも推論にとどめたい。今後この地域について調査を継続して行き近い将来全容を明らかにしたい。

(2) 住居跡について

第25次調査では7軒の竪穴住居跡を検出した。SI004・005住居跡は国営発掘で調査済みである。住居跡は、建物跡、溝跡、土塙と重複しており、最初に重複関係を整理する。

まず調査地北端部で検出したSI400・401住居跡はSB396・397建物跡と重複し、切り合ひ関係からSI400・401住居跡が新しいことが判明している。また、これら住居跡どうして重複しており、SI401住居跡が新らしいことが確認された。次にSI004・005・403住居跡は国営調査で南半部が検出されたSB006建物跡と重複しているが切り合ひ関係は明確でない。しかしSI403住居跡は出土遺物からみるとSB006建物跡より新しい。SI404住居跡はSK417、SD411と重複し、切り合ひからSI404住居跡が古いことが判明した。SI402住居跡は新しい土塙（土取り穴？）によって切られている。またカマド、床面の位置から3時期にわたる重複が確認された。

住居跡の位置関係は、密集した状態ではなく、それぞれ離れた場所に位置している。しかし、これらの住居跡にはある程度の規則性が認められる。すなわち、SI006・404住居跡は南北方向が北で

西に約3度振れており同方位である。SI004住居跡をまっすぐ北に延長した位置にSI404住居跡がある。SI005・400・402・403住居跡はほぼ方形を呈し、南北方位は、10~12度北で西に振れ、ほぼ同方向を示すことなどである。

次に出土遺物をみたい。SI400住居跡は須恵器杯が二点で他は赤褐色土器杯である。SI401住居跡は赤褐色土器のみである。SI402住居跡は3時期あり、古いC住居跡からは回転ヘラ切り無調整の須恵器杯が出土し、新しいA住居跡からは回転糸切り無調整の須恵器杯一点、他は赤褐色土器杯が主体を占めている。SI403住居跡からは回転糸切り、内黒の台付杯、回転ヘラ切り無調整の須恵器杯、それに赤褐色土器杯などが出土している。

以上の事から考察すると、SI400、401、402A、403住居跡の出土遺物は同タイプの赤褐色土器杯が主体を占める。またSI401住居跡を除きほぼ同方向にあることから、SI400、402A、403、005住居跡はほぼ同時期と考えられる。また2時期の切り合があるSI400、401住居跡、3時期にわたるSI402A、B、C住居跡については長期にわたる時間差はなかったと思われる。SI004・404住居跡は規模、方向からみて同時期と考えられる。

(石鶴岡 誠一)

注1 「秋田城跡発掘調査概報」秋田市教育委員会、昭和51年。

注2 小松正夫、「秋田県の土師器について」考古風土記、第2号、1977年4月。

3) 「人物」、「龍」の絵画のある墨書壇について

墨書壇は、第25次調査検出のSE406井戸跡の床面から多量の瓦、壇とともに出土した(第66図、図版42、43)。壇、瓦とともに井筒床面に約三段の厚さで敷き並べられていたもので、墨書壇はその中の二枚である。「龍」絵の壇は完形品で井筒内下段のはば中央部、「人物」絵の壇は井筒内の北側付近から出土し、わずかに端部が欠損している。しかし遺物取り上げの時点では墨書が確認できなかつたため、墨画面が上、下方どちらに面していたのか不明である。

「龍」は壇の上半部に墨書されている。その状況は顔面は右向き、首から胴部にかけては左斜下方に向う、尾と考えられる部分は胴部下端から右に直角に折れ曲っている。また尾から下方にかけては薄い線状の墨痕が部分的に認められるが、足であるのかあるいはそれ以外の絵になるのか不明である。さらに頭部には三角状の突起、首から胴部には列点を付しウロコ状文様をあらわしている。また壇端部にも墨痕があり、見ようによつては首を重ね下げた鳥(左)と、逆に首を持たげた二羽の鶴のような鳥が載っているようにもとれる。

「人物」は壇の中央に服を着た人間が、腕を胸に曲げて立っている。顔は不鮮明であるが左向き、正面向き、あるいは左・右向きと正面向き、また異様な形相の顔が正面を向くといったように、いくつかの見方が可能である。足は左右に開き、つま先は二つに割れや下方を向いている。しかも左・下(正面)からは六張の弓矢が人物の数ヶ所を狙い定めており、その放たれた三本の矢は人体

を貫通している。すなわち首、腹、足と人間の主要部を射抜いているのである。

果してこれらの墨書繪は何を意味するのであろうか。その問題にふれる前にいくつかの類例について述べておきたい。

発掘された「龍」については二例知られている。一つは静岡県伊場遺跡出土の木簡である註1)。木簡は大堀の五層より下層の奈良時代の遺物包含層から出土した。その内容は、「…龍神、急々如律令……」など呪符と思われる文字とともに木簡左上部に左向きの龍が描かれている。もう一例は大阪府池上四ヶ池遺跡から出土した弥生後期の土器にヘラ描きされているものである。土器は弥生期の井戸内から出土したもので、繪は土器の肩部に細い一本の線でヘラ描きされている。

「人物」の類例については好例が知られていない。しかし服装を考える上で貴重な資料がある。それは昭和47・48年に環境整備事業が実施された佐渡国分寺から出土したヘラ描きのある丸瓦片である(註3)。小破片であるがその凸面には、頭部に頭巾をかぶり、両手には笏を持った目鼻だちはっきりした上半身がヘラ描きされている。その服装については「上半身の衣服は、領は詰襟形式の盤領、袖は筒袖の袍を着用…」とあり、さらにその人物画の横には「三国真人」の文字と同じくヘラ描きされている。三国真人は越前国坂井郡三国付近に居住し、奈良時代には坂井郡の郡司を出している氏族である。埠の人物服装は、この丸瓦にヘラ描きされた人物絵に類似する。すなわち官人的服装と言えよう。

これらの類例を参考資料に二枚の墨書埠についてその意義づけを試みたい。

大別して下記の二通りの考え方があり立つであろう。

一つは井戸の構築と密接な関係を有する遺物と考える場合。他の一つは偶然に混入したもので井戸とは有機的関係がないと考える場合。

まず前者について述べてみたい。

二枚の埠は、井筒内の床面に三段に敷き並べた最下段のもので井戸が完成した時点で設置されたものである。その位置を見ると「龍」は井筒内のほぼ中央、「人物」は井筒内北側付近から出土している。さて繪の意味であるが、まず「龍」についてみてみよう。

「龍」は古代において「龍神」として信仰の対象にあったことは伊場遺跡出土の木簡がすでに証明している。その木簡には「龍」の絵とともに「龍神」さらに「急々如律令」また「呪符」の文字が見られ、まさに呪事に用いられたものである。出土地点は堀内埋土で遺構に伴ったものではないが、水との関係は否定できない。また池上四ヶ池遺跡の場合は弥生時代であり、思想的な問題が若干残るとしても井戸内から出土したことは重視しなければならない。これらのことから墨書埠の「龍」も井戸完成に伴って、井戸の清浄そして火災防護などを願望した呪事的性格に用いられたものと考えられる。

「人物」は顔面部が不鮮明であるが、周囲からねらっている弓矢の的は人間であれば敵を意味し、

視点を変えて考えれば精神的な面では悪霊、災を意味する。しかも貫通している三本の矢は、悪霊を追い払いだけでなく死あるいは消滅に至らしめることを意味しているのではないだろうか。またつま先の割れや顔面の不鮮明さは尋常の絵でないことを示唆し、同時に身につけた官人の服装は化身のカモフラージュと見ることができよう。

これらのことから「龍」は、井筒の中心に設置させることによって火災防護や永久に清い飲料水を確保できることを願い、また「人物」を配すことによって井戸内に侵入する悪霊、災を追い払い、死滅させることを願望した呪術的意味を有する絵と考えることができる。

しかしこの事由から、井戸とはなんら有機的関係を有しない単なる戯画と見ることも可能である。すなわち「人物」は下端部が欠損しており、井戸の清浄、火災防護等を願って行なわれる呪事に、当初から欠損した壇を使用することは考え難い。また床に敷かれた壇は、本来の用途外の言わば二次的利用であり、神聖な呪事に用いるには不淨物である。したがってこれらのことより二枚の墨書き壇は、本来地上において絵がかった数枚の壇の一部で、それが井戸の完成によって床面に敷かれるため二枚だけ偶然に墨書き壇が持ち込まれた、と考えることも可能である。

以上、二通りの考え方方が成立するわけであるが後者の場合は、墨書き壇が二枚だけ偶然に井戸内に持ち込まれたことと、その壇が設置された位置関係などあまりに偶然性が要求される。墨書きの対象物に本来の用途を離れた壇を使用したことについては、むしろ当時の貴重品を使用したという見方からすれば理解できるのではないかだろうか。また出土した段階では「人物」の下端部が欠損していたが、弓矢の一部が欠損部にかかっていることから、墨書きした段階では完形品であったと考えられる。これらことから壇と井戸との無機的関係の証明は論証に乏しく、不可能である。

二枚の壇の事実関係をきわめてシンプルに考察した場合、すなわちいずれも井戸床面最下段に敷かれたものであること、木と密接な関係にある「龍」が井戸の中心部に位置すること、「人物」は顔、つま先など各部位が尋常でないこと等、偶然の一一致とは考えられない。むしろ呪術的観点からの考察が整然とした意義づけが可能ではないだろうか。

しかし問題点も少なくない。一つは最も重要なことであるが、絵面が上、下方どちらを向けて設置されたのかである。また一つは、雲の世界を対象としたきわめて抽象的な問題であり、伊場遺跡出土の木簡の如く文字による解決が最も望しいことは言うまでもない。

なお資料の類例や呪事的考え方については文化庁記念物課水野正好調査官に適切な御助言を得た。

小松正夫

4) 井土跡出土の木簡について

第1号 (77図・図版49)

天平六年月

タギ書き。上端欠。現存長31.5cm、幅3cm、厚さ1cm。先端の片方から若干削りが入り、尖がら

せている。一応、平城宮木簡の形態分類の6059型式に入るものと考えられるが、材の一端の尖らせ形は付札類に通常見られるものほど徹底したものではない。タギ書きであるため、横画は材の目を逆立てていることから、明瞭であるが、縦画は材の目に沿うので、比較的不鮮明である。紀年銘のすぐ上に鉄釘残存。

第2号 (77図・図版49)

- 浪人太部八手五斗
- 勝寶五年調來

長さ37cm、幅2.5cm、厚さ0.7cm。柾目材。上端の左右から切り込みを入れ、他端は両側から削って尖らせている。上部は圭頭。6033型式。

第3号 (78図・図版50)

- 宇大宙字於大太飽
- 飽 鮑海部 鮑海部 最
〔倍〕
- 最上郡 最上郡□郷

3.4cm方形の角材の3面に墨書している。長さ28.2cm。下端部に粗い切り込みがあり、おそらく、長い材から切り離した痕跡かと思われる。一応、平城宮木簡の形態分類に入らぬ異形木簡としておく。

第4号 (78図・図版50)

- 〔財〕
下野國河内郡□部郷□
〔緑〕〔緑〕〔緑〕〔緑〕〔現〕
□ □ □ □ □

長さ28cm、幅3cm、厚さ0.9cm。右側面・下端部が欠損。6081型式。両面の文字はともに、右半分・左半分それぞれ欠損している。

第5号 (79図・図版51)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 天王御為□□ | □□□□□五百□□ |
| 〔財〕
大国王御為五□□ | 〔財〕〔為〕
父母二□御為五百□□ |
| 〔若〕
□国□ □ □ □□ | 過去見在眷属御為五□ |
| ・勝寶四年七月廿五日 | |

長さ39.8cm、幅3.5cm、厚さ1.1cm。上端と下端の1部が欠損。ほぼ中央で折り曲がった状態である。上半部には削り残されたと思われる文字が薄く見えている。6081型式。

第6号 (77図・図版51)

- 而察察察察察察察察之之之之之之之之灼灼灼灼灼若若
〔財〕〔為〕〔度〕〔タカ〕
・若若若若夫夫夫夫□□□□□□□□□□

長さ45.8cm、幅2.6cm、厚さ0.9cm。5つの断片を接合。6019型式。



第77図 木 簄

縮尺 $\frac{1}{2}$



第78図 木 簡

第7号 (第80図・図版52)

- 解 申進人事合五人
- □□ □□
-

長さ45.5cm。上幅4cm。下幅3.5cm。厚さ1cm。下端欠。6019型式。裏面の墨痕はほとんど見えず、判読不可能。

この他に墨痕がほとんど見えない木簡が9点 (第81図・図版53) 出土している。

[考 察]

第1号

『統日本紀』天平5(733)年に12月己未条によれば、



5号



第79図 木 簄



6号

縮尺

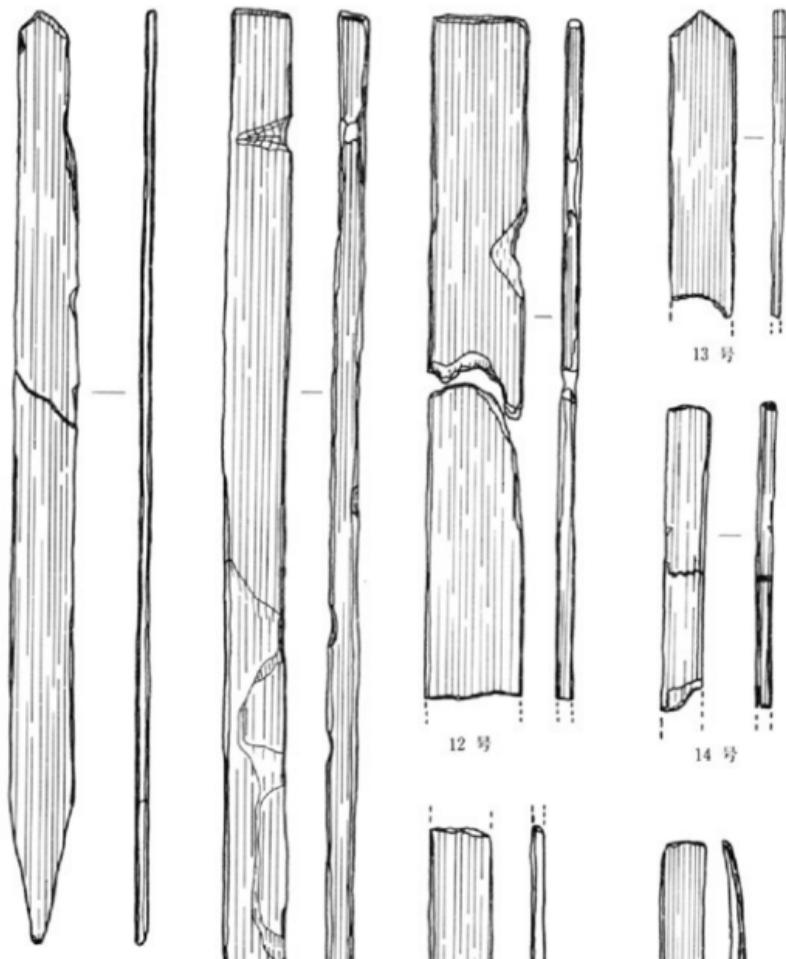




縮尺五分

7号

第80図 木簡



第81図 木簡

縮尺1/2

出羽櫛遷 置於秋田村高清水岡。

とある。これは出羽国の中心的施設である出羽櫛が出羽郡から約100km北の秋田村高清水岡に遷し置かれたという記事である。したがって、この木簡は、『統日本紀』の天平5年条の出羽櫛の遷置記事を裏付ける貴重な資料といえよう。

第2号

(天平) 勝宝5年は753年。調は周知のとおり、成年男子にかかる税でふつう織物製品・海産物・鉱産物など土地の名産を中央に差し出すのである。しかし、『延喜民部式』によれば、陸奥・出羽両国の調庸は当国に納め、その出納帳を正税帳使に付して申し送れと規定されている。また、その品目は諸国の中でも、出羽国1国のみ、狹布と並んで米・穀をあげている（他の国では、自前の場合に米あるいは穀が品目として規定されている）。

陸奥国 行程上五十日
下廿五日

調。広布廿三端。自餘輸 狹布。米。穀。

庸。広布十端。自餘輸 狹布。米。

出羽国 行程上卅七日
下廿四日 海路五十二日

調。庸。輸 狹布。米。穀。

この延喜式の規定は、少なくとも、出羽国の史料としては、9世紀半ばまで確実にさかのぼることができるのである。すなわち、『類聚三代格』齊衡3(856)年3月8日官符には、次の記事が見られる。

応。勘 陸奥出羽両国用度帳 事

(前略) 件両国調帳并用度帳。便附朝集使進之。勘 両帳 認。乃從放還。至有勘出。具載返抄。所用調庸理非難弁。 (後略)

陸奥・出羽両国から調帳と共に、その使途を明記した用度帳（延喜民部式では出納帳）が提出されており、すでに当国において調庸物を使用していたことがわかる。また出羽国に関しては、狹禄に給する年料禄として狹布1万端を定め、若し調狭布が不足した時は正税をもって充てようとしている（『類聚三代格』貞觀17(875)年5月15日官符）。調狭布が留め置かれ、狹禄に充てられていることが明らかである。結局、出羽国調庸は史料上、9世紀半ばごろまでは当国に留め置かれたことが知られる。（註1）

つぎに、浪人の調庸は有名な『統日本紀』巻元(715)年5月の勅に「天下百姓。多背本貫。流 宿他鄉。規 避課役。其浮浪逗留。経三月以上者。即土断輸 調庸。隨當國法」と規定されたのである。その実例を2、3あげておこう。

例1 調庸白布墨書銘

常陸國久慈郡住浮浪人下野國河内郡□□郷□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

（松嶋順正編『正倉院寶物銘文集成』）

例2 平城宮木簡第2665号

若狭國三方郡竹田里浪人黃文五百相調三斗

例3 平城宮木簡第2834号

上道郡浮浪人調鐵一連

(例2、3は『平城宮木簡2(解説)』奈良国立文化財研究所)

ところで、この調の付札の木簡はその記載様式に若干の特徴を有する。すなわち、平城宮木簡の貢進物付札の内容は貢進主体、貢進物の種目または税目・品目、数量、貢進年月日を記載するのを原則とする。そして、記載方法は次のようなものが一般的である。(註2)

貢進主体(貢進国郡郷名十貢進者) + 貢進物の種目または税目・品目 + 数量 + 貢進年月日

例 平城宮木簡第331号

- 若狭國遠敷郡玉置郷田井里 三次君國依
御調塙三斗
- 神龜四年潤月七日

例 平城宮木簡第342号

- 玉置驛家三家人黒万呂御調三斗

天平四年九月

ところが、秋田城の第2号木簡は若干、記載順を異にしている。

- 貢進主体(浪人十丈部八手) + 数量(五斗)
- 貢進年月日(勝寶五年) + 貢進税目・品目(調米)

平城宮木簡で、この類例をさがすと、意外と少なく、管見の限りでは下記の1例を知るのみである。

例 平城宮木簡第330号

- 讀岐國阿野郡日下部犬万呂三□
(+)

四年調塙

第3号

習書木簡。飽海部・最上郡とも出羽国郡名である。最上郡□郷は不明。この木簡は習書ではあるが、2面の末尾にそれぞれ「飽」および「最」があることから、上記の順序で習書したことがわかるのである。

第4号

表裏の関係は不明。裏面は習書か。「下野國河内郡□部郷」は『和名類聚抄』に見え、内容こそ不明だが、当時の出羽国と東国との関連を示す資料であろう。

第5号

裏面に紀年銘があることから、習書とは考えられなく、一種の額文のような性格のものであろうか。

第6号

習書木簡。

第7号

文書木簡。人の貢進を示す木簡。解文の書式で、事書の下にすぐ本文（内容）が記され、裏面におそらく貢進年月日等が明記されているのである。人名はほとんど墨痕が薄いため判読できない。

最後に、今回の出土木簡に関する問題点とそれに対する若干の見解を述べておきたい。

通常、井戸は井戸使用の大きな条件の変化によって、放棄されるのである。例えば、平城宮跡の宮内省大膳職の井戸とされたSE311井戸は8世紀末になり、長岡京への遷都とともに井戸は放棄され、土砂が堆積するままになり、9世紀の平城上皇による平城宮の再建とともに、この井戸もふたたび使用された。この再建された井戸も、平城上皇の崩御（天長元年〈824〉）による平城宮の完全な使用停止により放棄され、その底には多量の廃芥がなげこまれたのである（『平城宮木簡1（解説）』）。

このように、井戸は意識的にしかも短期間に埋められるために、井戸跡出土の遺物はその井戸とともに機能していた建物跡などの遺構の年代を推定する貴重な資料となるのである。

今回の井戸からは年紀を示す木簡が3点一天平6（734）年、（天平）勝宝4（752）年、同5（753）年一出土している。井戸の廃棄年代は下限の資料をもって決めるならば、天平勝宝5年ごろと見られるであろう。その場合、問題は天平6年との間に20年の開きのある事実を如何に解決するかである。そこで、天平6年の木簡に注目してみよう。

まず、クギ書きである6点が特異である。こうしたクギ書きの類例はあまり多くはないが、例えば、伊場木簡第13号「・山代國連町馬食・□中」がある（『伊場遺跡発掘調査報告書第1冊—伊場木簡—』1976年）。また、正倉院所蔵の漆柄香爐箱の蓋には針書で「初 神龜六年七月六日」と記している（松嶋順正氏編『正倉院寶物銘文集成』1978年）。一応、このように類例を認めることができるが、その記載内容にも問題がある。この木簡はほぼ完形にもかかわらず、記載されている文字は「天平六年月」のみである。しかも、紀年銘の記載も「……年月」と何月か明記していない。さらに、木簡の上半部の年号の直上に鉄釘と思われるものが打ちつけてある点に注意する必要があろう。一方、井戸の性格からして、井戸使用時の投棄の可能性は少ない。

これらの点を併わせ考えるならば、この木簡はクギ書きに加えて、簡略な紀年銘だけという点で、通常の役所間などでのやりとりの際に用いられたものとは考えがたい。むしろ、この木簡は紀年を記し、何かに打ちつけておいた木札のような性格のものではないだろうか。そのように解釈するならば、井戸跡から約20年の開きのある木簡が出土したことでも問題とはならないであろう。いずれにしても、この「天平6年月」の木簡はこの井戸を含めて、遺構の上限を示す確実な資料であることは間違いないであろう。

第2号木簡が出羽国の調庸制を考える重要な資料であることは前述したとおりである。ここで、問題をさらに展開させるならば、出羽柵（秋田城）の性格論にまで及ぶであろう。

天平5（733）年、出羽柵は秋田村高清水岡に遷置された。統紀天平9（737）年正月丙申条には、先に是。陸奥按察使大野朝臣東人等言。從三陸奥國一達三出羽柵一。道經三男勝一。行程迂遠。請征三男勝村一以通三直路一。

とあり、陸奥國（多賀柵）より、出羽国出羽柵までの連絡路の開闢を目的としたものである。これ以前に、養老5（721）年出羽国は陸奥按察使の管轄下に置かれている。したがって、両国の連絡を密にするためには両国間の連絡路を整備することが急務とされたのであろう。その点（その後の関連史料も含めて）からは、移転後の出羽柵（秋田村高清水岡所在）に出羽國府としての性格を認めることができるであろう。^{註3)}しかし、一方では、出羽國府は終始、出羽郡に所在したとする主張もある（高橋富雄氏「秋田城をめぐる諸問題」「日本歴史」281号1971年）。

ところで、調庸の付札は原則として貢進された最終地で荷ほどきされ、廃棄されるものである。そして、前述したように延喜式には出羽國の調庸は当國に留め置くという規定があり、そのことは文献上で9世紀半ばまでは確実にあとづけることができる。さらに加えて、本木簡は材質・形態・書体いずれも今回出土の木簡の中では最もすぐれており、調の付札としては完全な姿をとどめているといえるのである。したがって、調庸の木簡が秋田城跡から出土したことは、出羽柵（秋田城）が國府として機能した1つの証拠となるであろう。

なお、「秋田城」の名は『大日本古文書』巻25所収の天平宝字4（760）年3月19日の丸部足人解状に「阿支太城」とはじめて見える。また『日本後紀』延暦23（804）年11月癸巳条に「秋田城建置以來冊餘年」の記載がある。その点では、秋田城の建置は760年前後と考えられる。この出羽柵から秋田城への変化の実態解明は今後の大きな課題である。

以上のように、今回の木簡は点数こそ少ないが、内容には貴重なものが多く、その意義はきわめて大きいといえるのである。

宮城県東北歴史資料館研究員 平川 南

註1) 平川 南「陸奥・出羽官衙財政についてーいわゆるー『征夷』との関連を中心としてー」

（「歴史」第48輯 1976年1月）

註2) 貢進物関係の木簡については、今泉隆雄氏「貢進物付札の諸問題」（奈良国立文化財研究所学報第32冊『研究論集Ⅳ』1978年）が詳しい。

註3) 平川 南「出羽國府論」（『宮城県多賀城跡調査研究所・研究紀要Ⅳ』 1977年）

（附記）本稿は奈良国立文化財研究所で行われた「第1回木簡学会」において口頭発表したが、発表に当っては参加の諸先生方から有益なご教示・ご意見をいただいた。

調査成果の普及と関連研究活動

(1) 現地説明会の開催

昭和53年 11月23日

第25次調査について 講師 石郷岡誠一

(2) 諸団体開催研究会議への参加

○秋田大学史学会春季発表会 1978年6月24日

発表 日野 久

— 秋田城跡の発掘調査について —

(於秋田大学)

○第5回古代城柵・官衙遺跡検討会 2月3・4日日 発表

発表 石郷岡誠一 参加所員 (小 松 正 夫・日 野 久・西 谷 隆・
安 田 忠 市)

— 昭和53年度秋田城跡発掘調査について —

(於盛岡市共済ビル)

○昭和53年度秋田県文化財保護研究協議会 2月23日 講師 小 松 正 夫

参加所員 (石郷岡誠一・日野 久・西谷 隆・安田忠市)

— 秋田城跡発掘調査について —

(於県立博物館)

○第4回 木簡学会 3月31・1日

発表 小 松 正 夫

(於奈良国立文化財研究所)

(3) 発掘調査への協力

○秋田市後城遺跡発掘調査 4月～12月

○秋田市上新城中学校遺跡発掘調査 3月



図版 1



図版 2 第24次調査 上 上層遺構全景(北から)
下 上層遺構全景(南から)



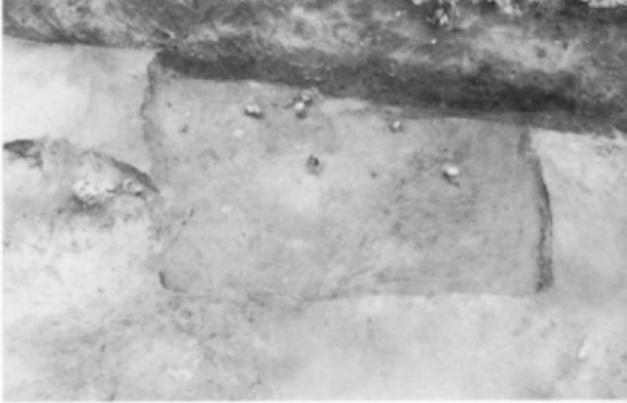
図版3 上 上層遺構全景南(西から)
下 SB384掘立柱建物跡 (西から)
SA394Bビット群



図版4 上 下層遺構全景（北から）

下 下層遺構全景南（西から）

S I 367
住居跡
(西から)



S I 368
住居跡
(西から)



S I 369住居跡 (西から)
SK 389土塙





S I 369
カマド
(西から)



S I 369
カマド
横墜状態
(西から)

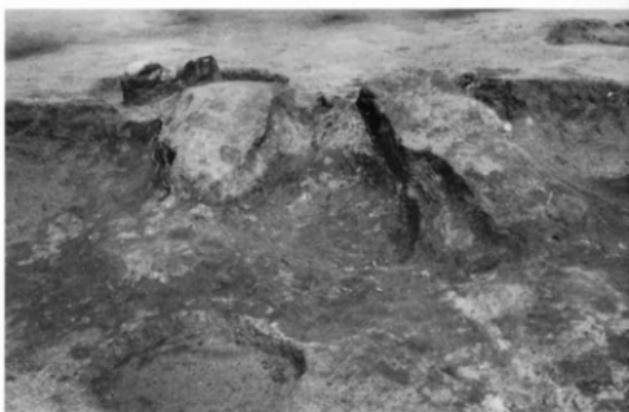
S I 370住居跡 (南から)



S I 371
住居跡
(西から)



S I 371 カマド
(西から)



S I 372
住居跡
(西から)

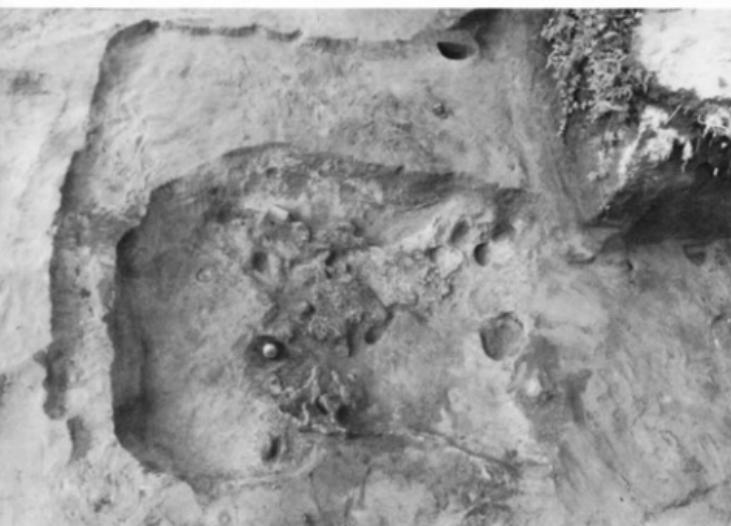




S I 373住居跡
(南から)



S I 374、375
住居跡
(北から)

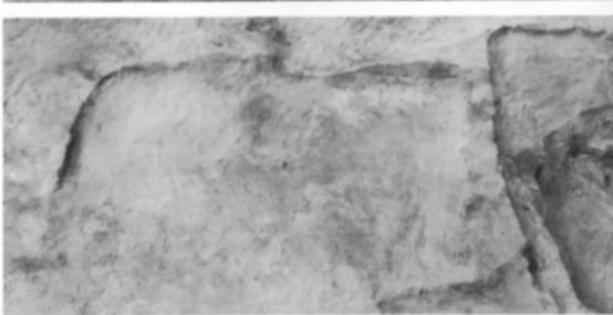


S I 376、379
住居跡
(南から)

S I 377住居跡
(東から)



S I 378住居跡
(南から)

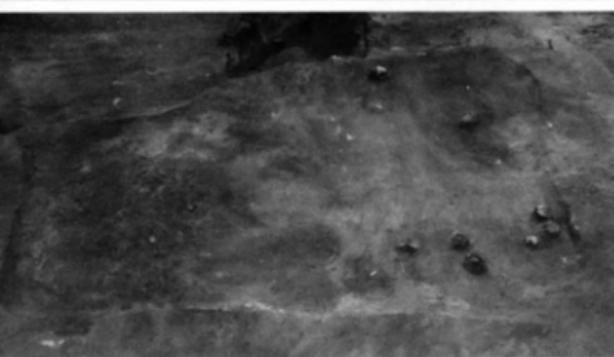


S I 380, 381
住居跡
(南から)





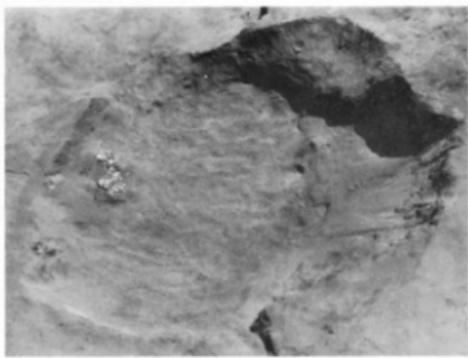
S I 382住居跡
(東から)



S I 383住居跡
(北から)

左 SD366A, B溝跡
(西から)

右 上 SK387土塙(北から)
下 SK389土塙(西から)





図版11 第25次調査 上 遺構全景（北から）

下 遺構全景西（北から）

S I 404住居跡・SD411



図版12 上 SB006, 395建物跡、S I 004, 005住居跡（東から）

下 SB006, 395建物跡（北から）

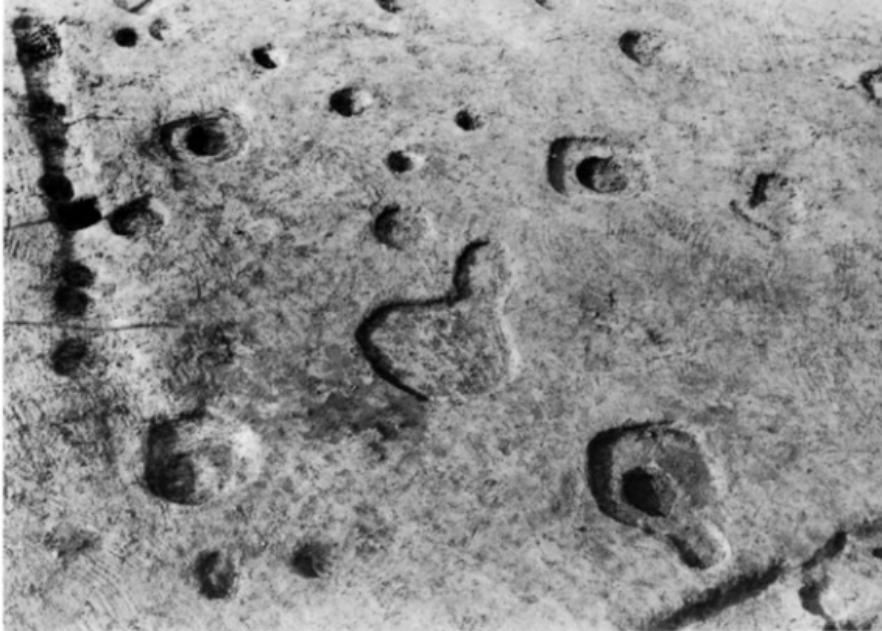
※ SK007~014土塁・SD015~016（南側）



図版13 上 調査地北側全景（東から）
下 SB 396建物跡（南から）



図版14 上 SB396, 397建物跡（東から）
下 SB398建物跡（西から）



図版15 上 SB399建物跡（東から）
下 S1400、401住居跡（南から）

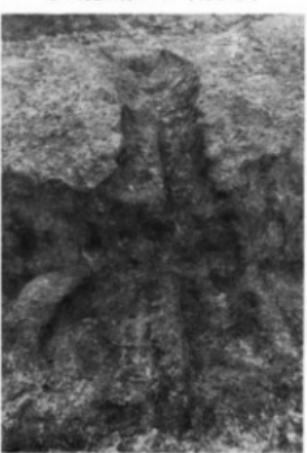
SI 402A住居跡（西から）



SI 402A カマド（西から）



SI 402B住居跡（北から）



S I 402C 住居跡
(西から)



S I 402C カマド (西から)



S I 403 住居跡
(北から)

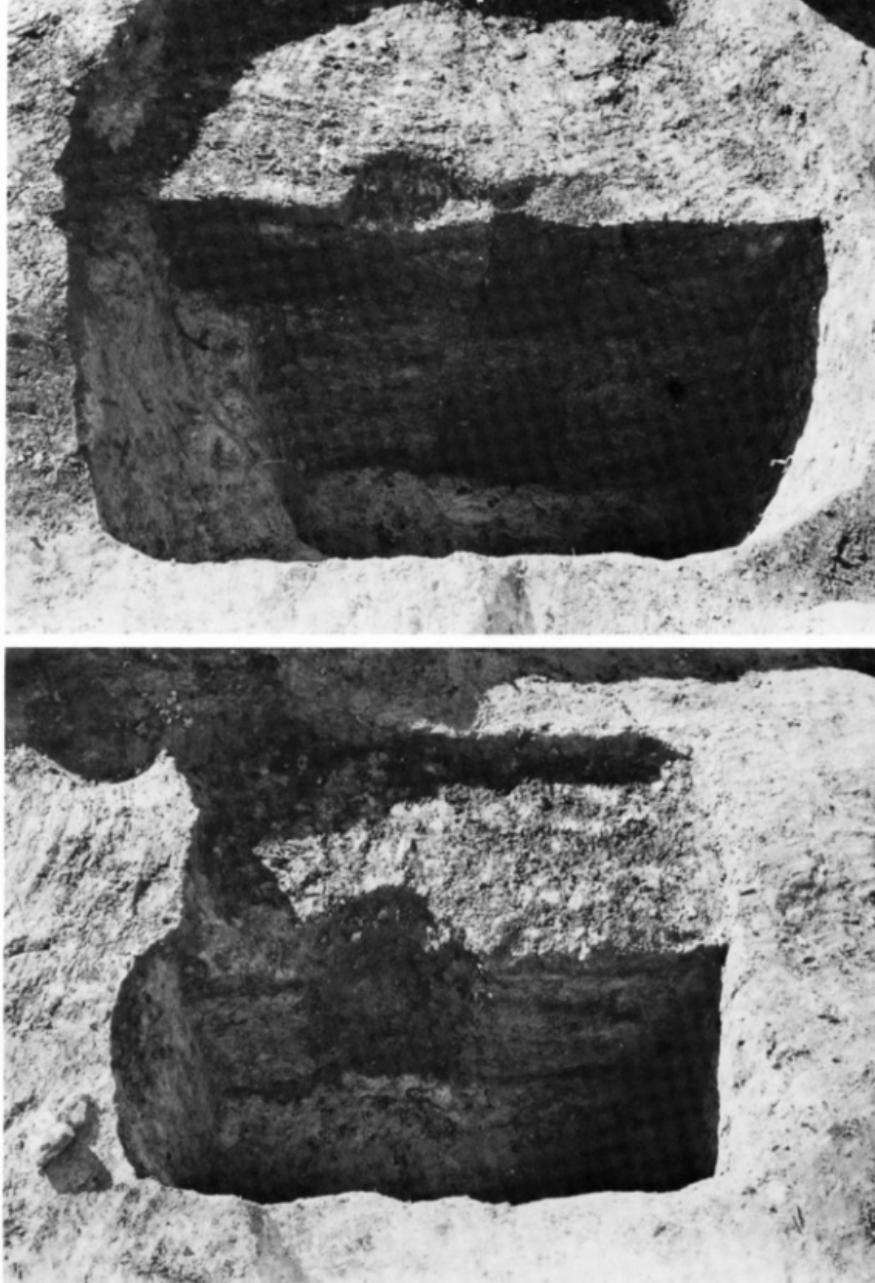


S I 403 カマド (北から)

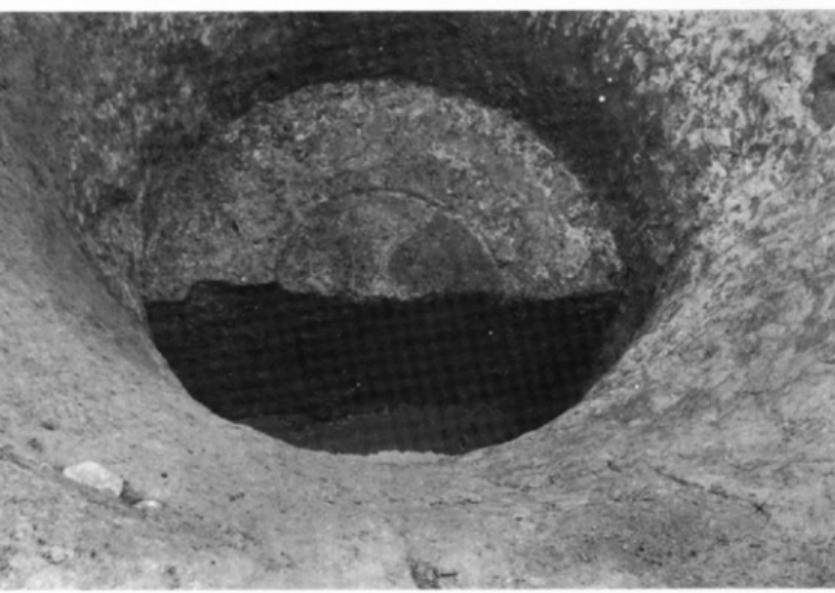




図版18 上 SB006, 395建物跡掘り方断面
下 SB006, 395建物跡掘り方断面



図版19 上 SB 396 建物跡掘り方断面
下 SB 396 建物跡掘り方断面



図版20 上 SE 406井戸跡上面遺物出土状態
下 SE 406井戸跡掘り方断面

SE 406
井戸跡全景
(北から)



SE 406
井筒





圖版22 上 SE 406木簡出土狀態
下 SE 406底部

SE 406 井筒
柄・墨書き



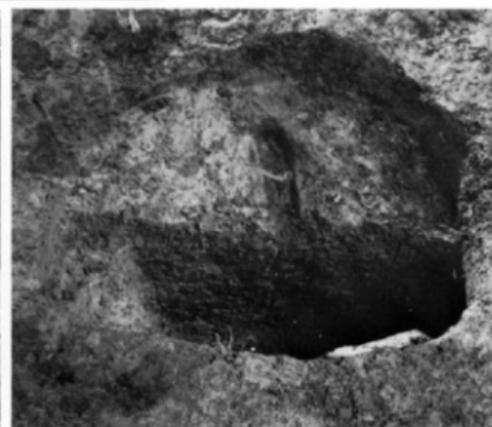
SE 406 井戸跡
井側

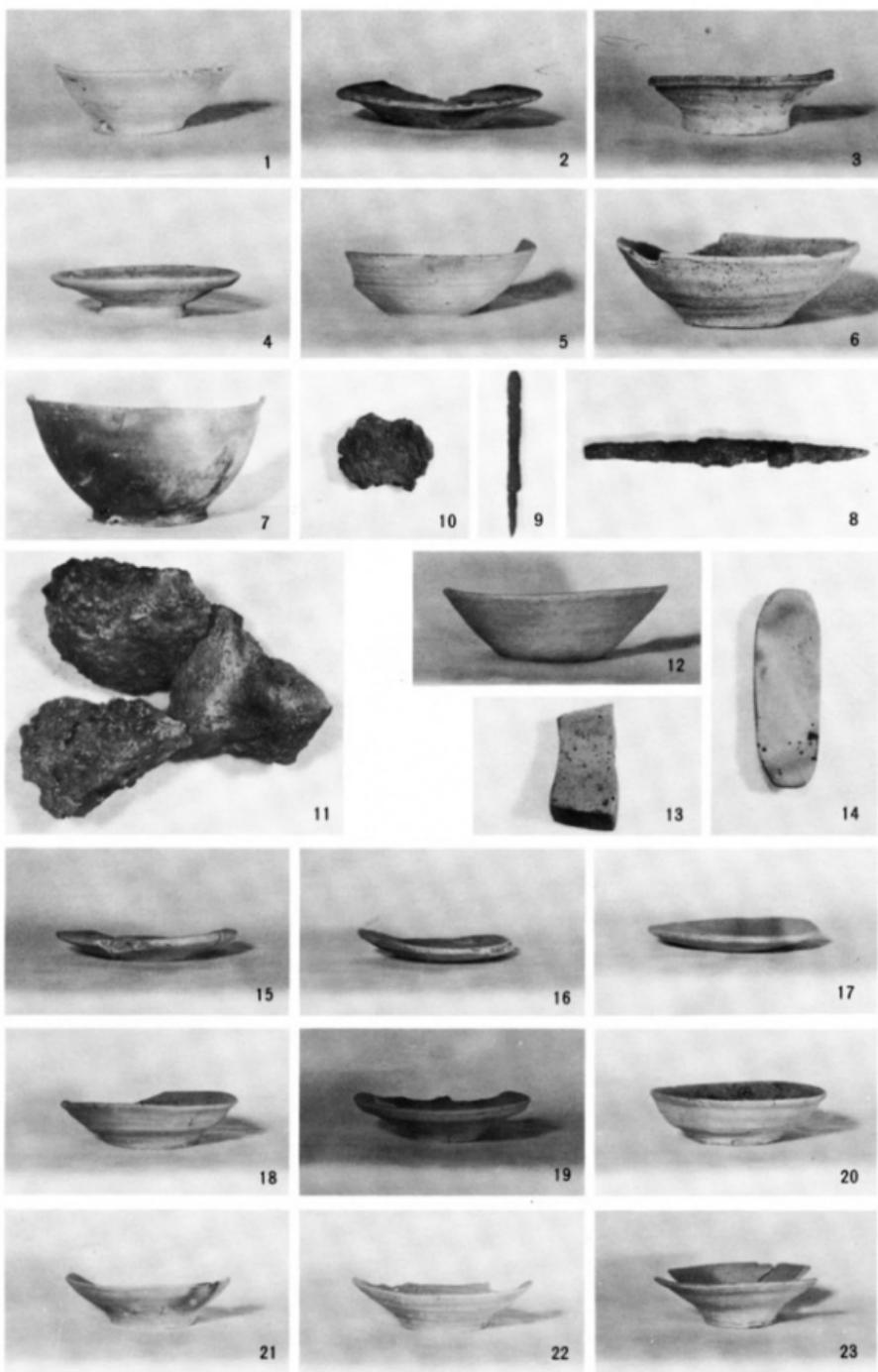


SA407柱列全景
(西から)



左 SA407掘り方断面
右 SA407掘り方断面



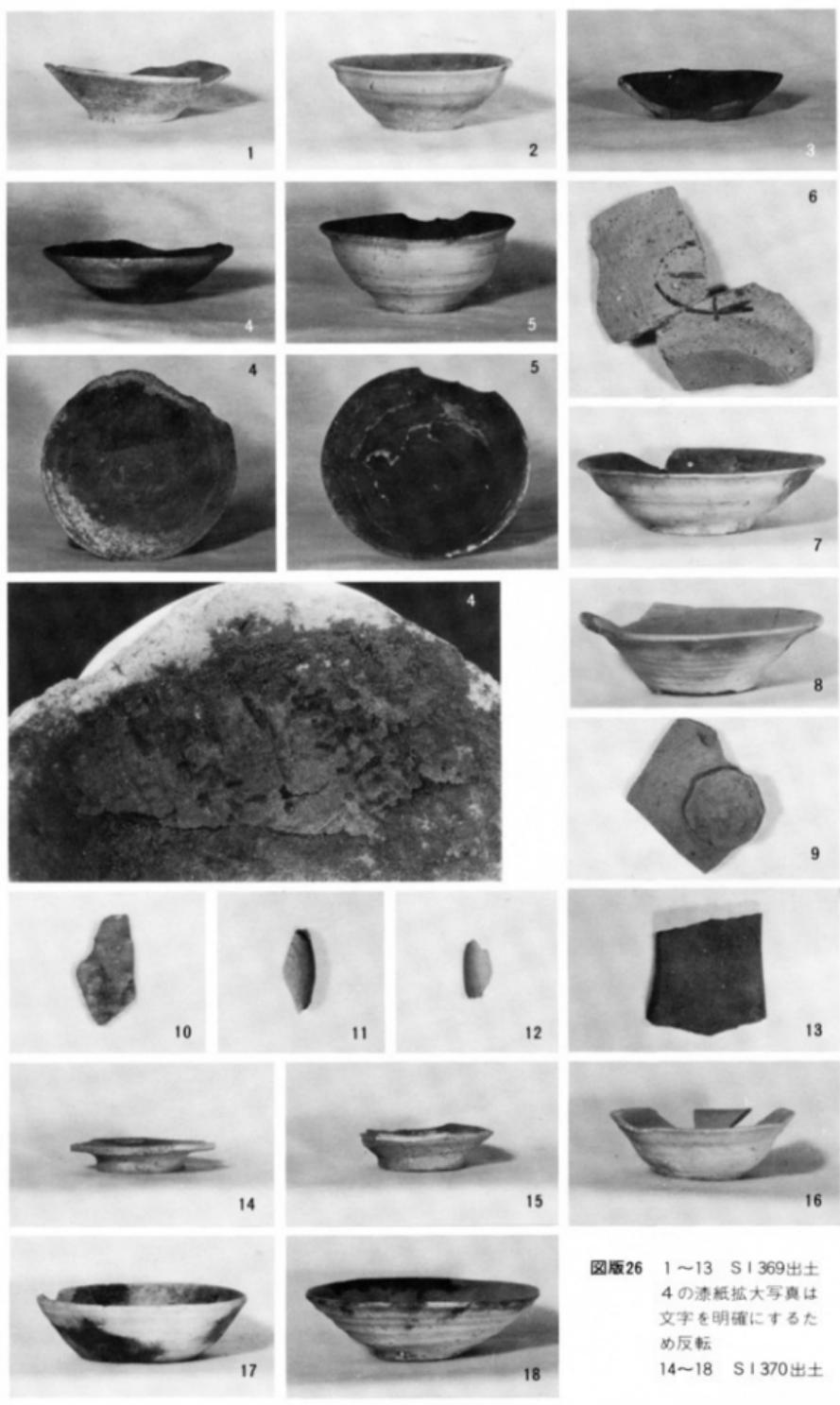


図版25 第二次調査出土遺物

1~11 S 1367

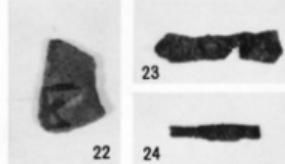
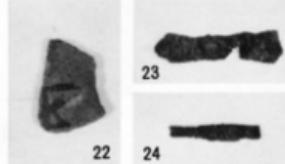
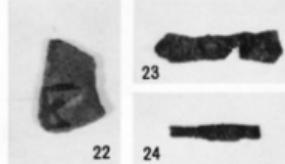
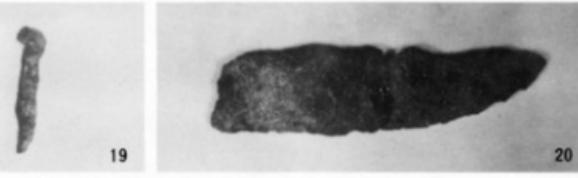
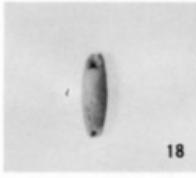
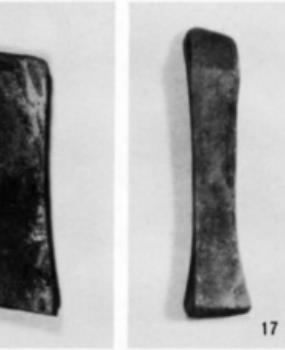
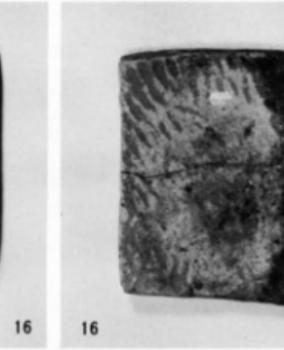
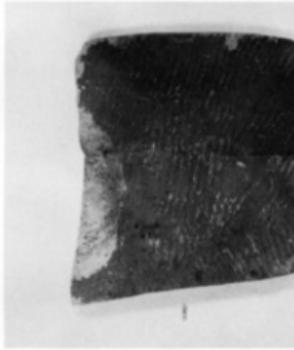
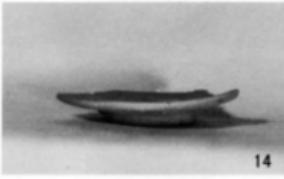
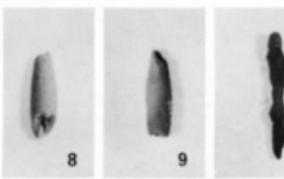
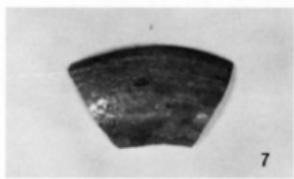
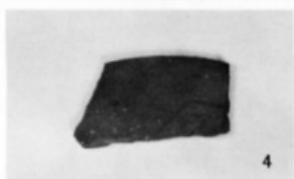
12~14 S 1368

15~23 S 1369出土

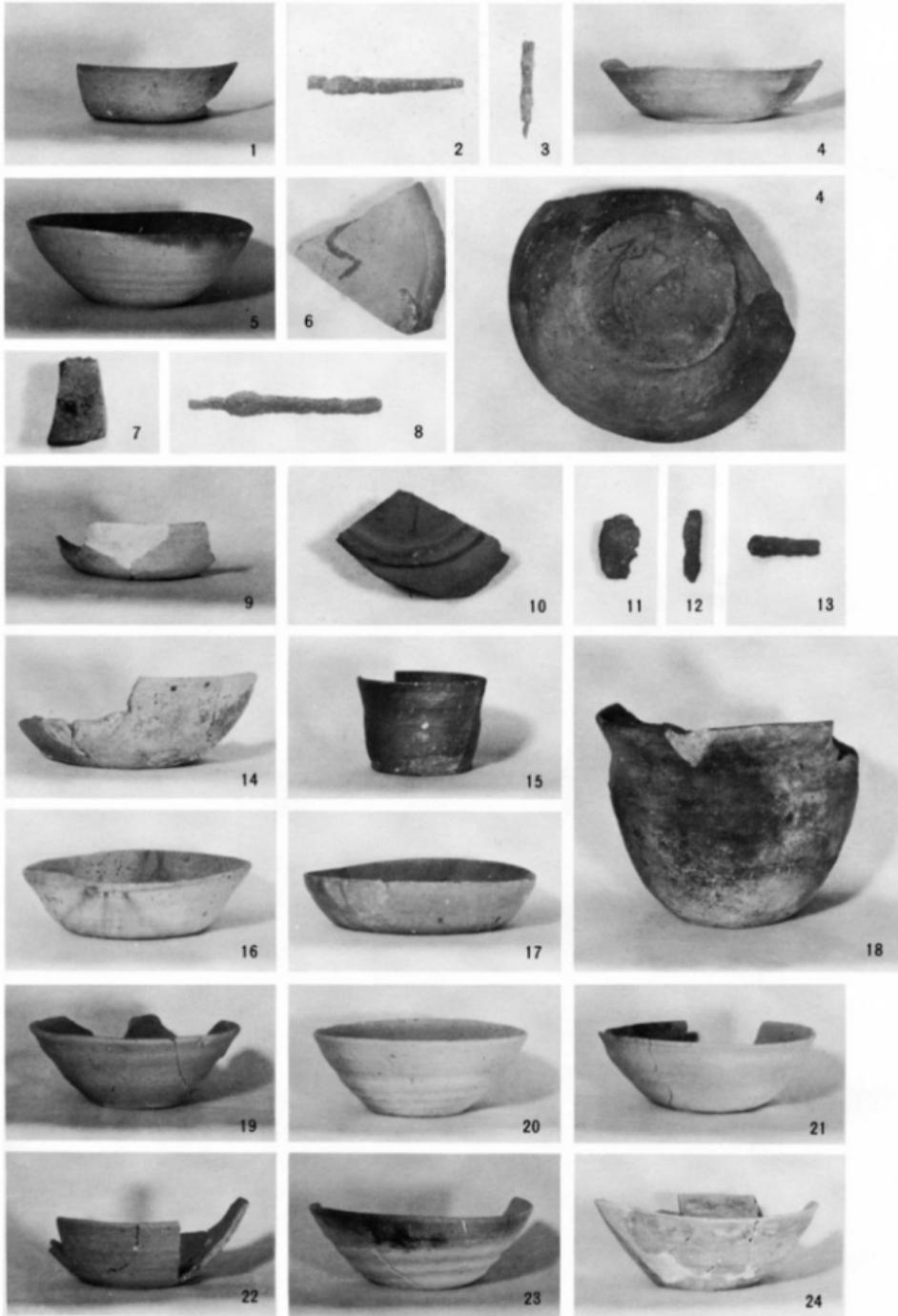


図版26 1~13 S I 369出土
4の漆紙拡大写真は
文字を明確にするた
め反転

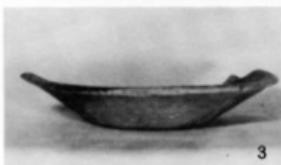
14~18 S I 370出土



図版27 1~12 S I 370出土
13~20 S I 371出土
21~24 S I 372出土

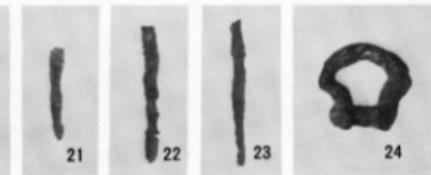
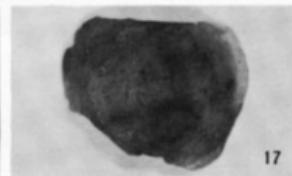
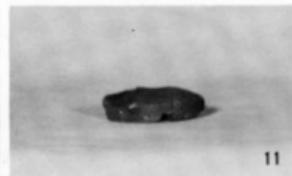
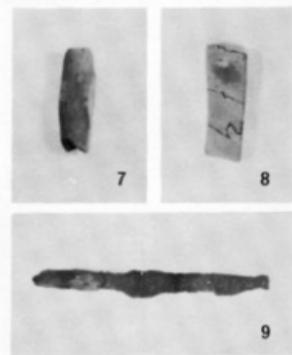


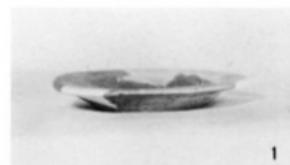
図版28 1～3 S I 374 4 S I 375
5～8 S I 376 9～13 S I 377
14 S I 378 15～18 S I 379
19～24 S I 383出土



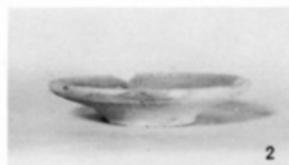
図版29

- 1～9 SI 383出土
10,11,13 SD366A
12 SD366B
14 SK 387
15,23 SK 388
18 SK 390
16 SK 391
21,22 SK 392
17,19,24 SA394A
20 SA394B出土

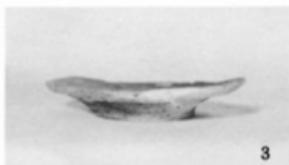




1



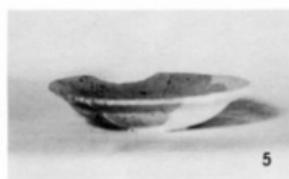
2



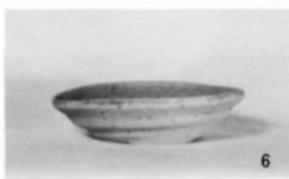
3



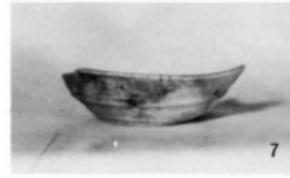
4



5



6



7



8



9



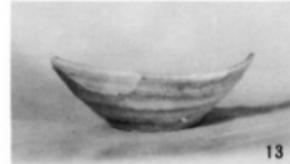
10



11



12



13



14



15



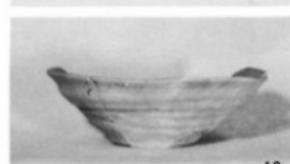
16



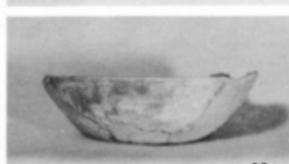
17



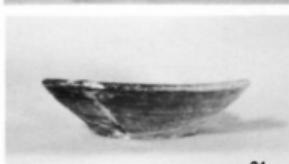
18



19



20



21



22

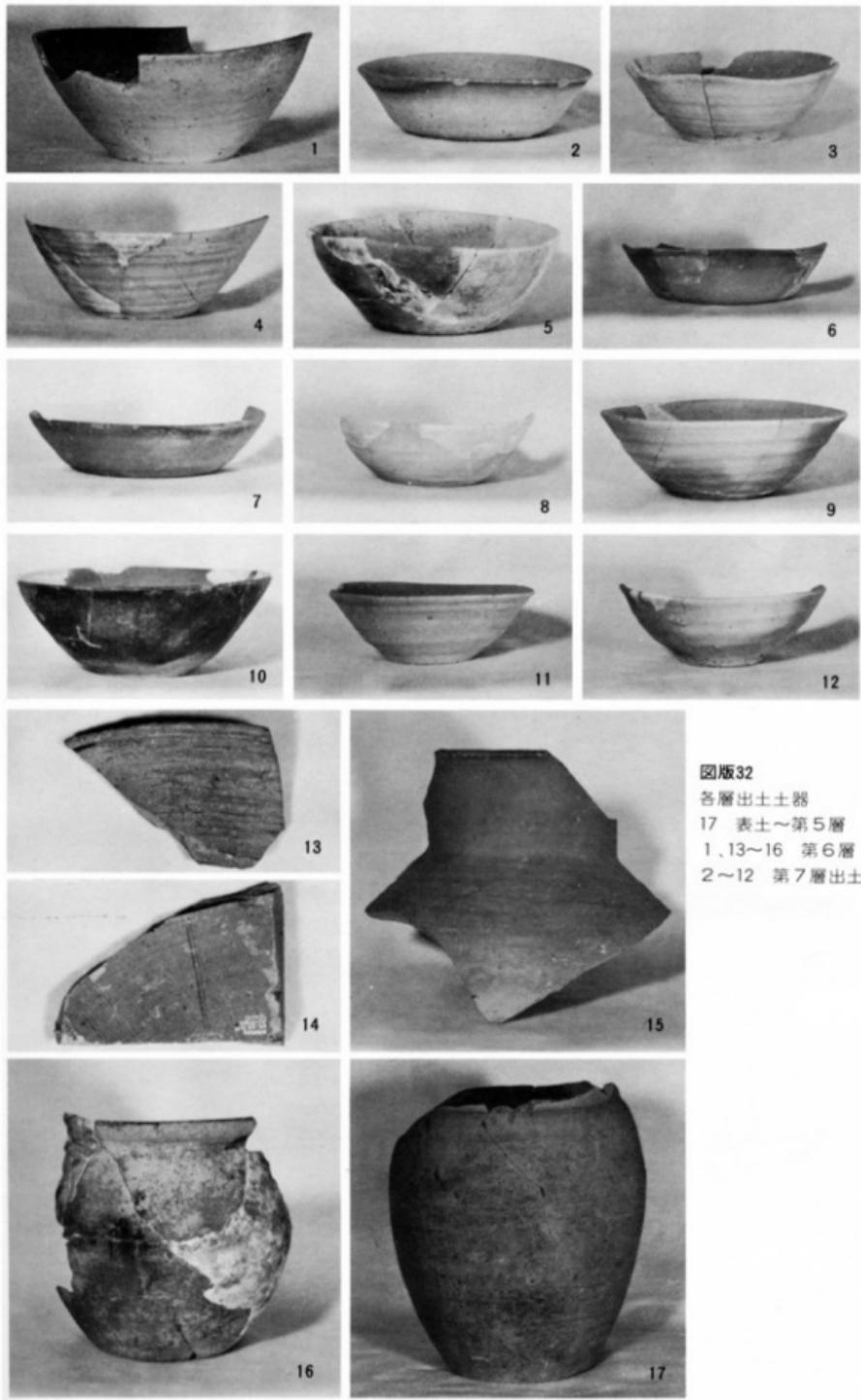


23

圖版31

各層出土土器

1~23 第6層出土



圖版32

各層出土土器

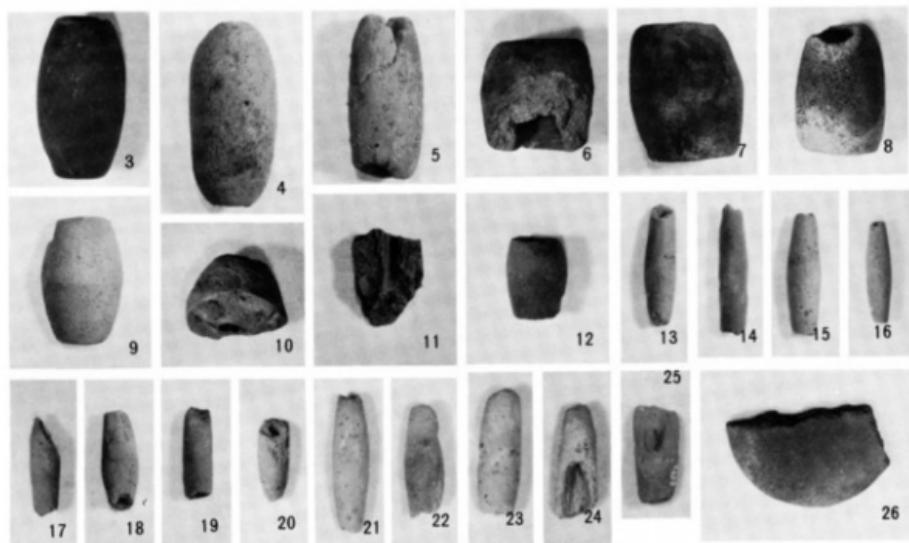
17 表土～第5層

1、13～16 第6層

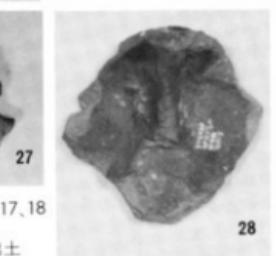
2～12 第7層出土

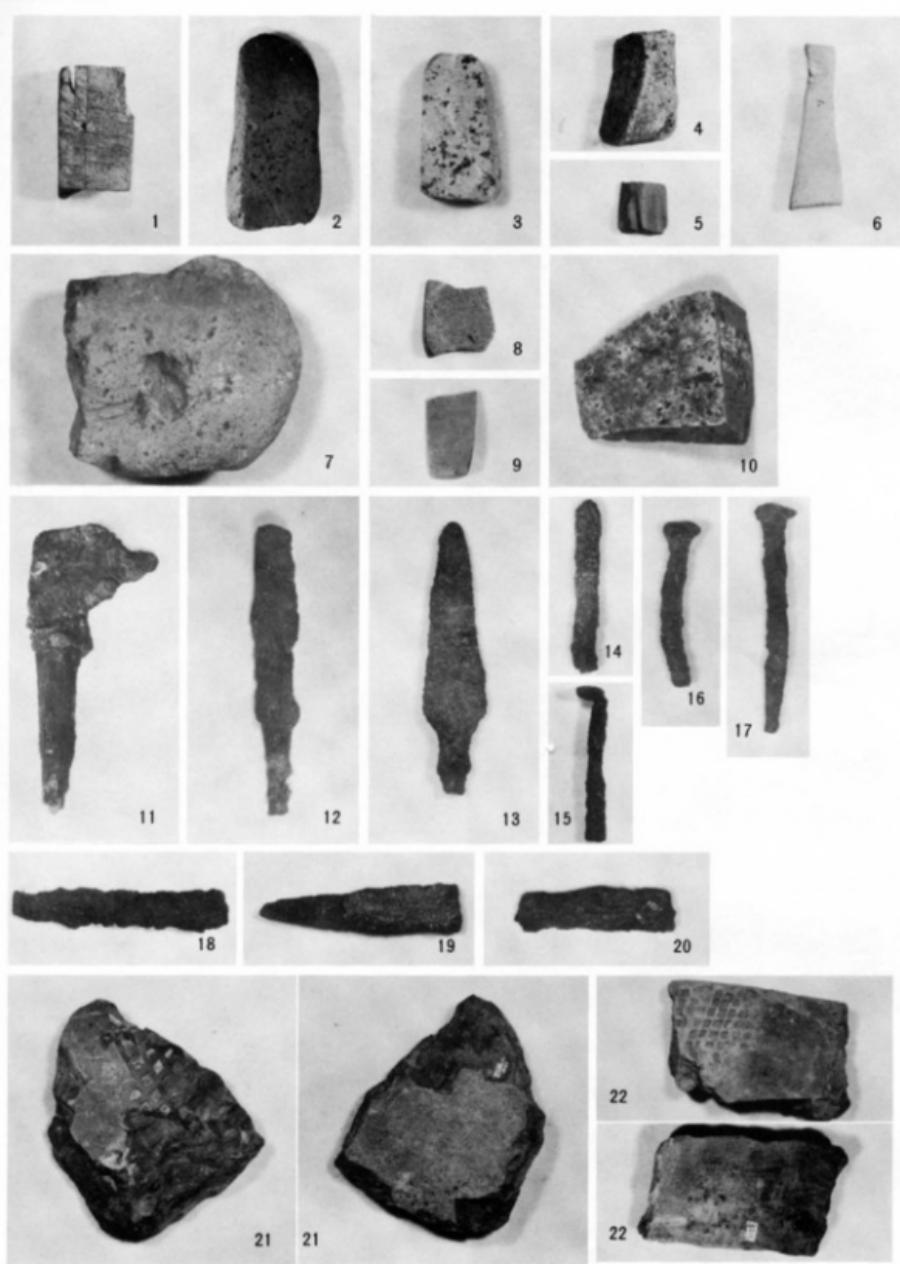


図版33 各層出土遺物
1、2、3、12、19、29
表土～第5層出土

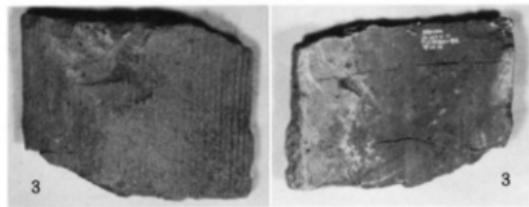
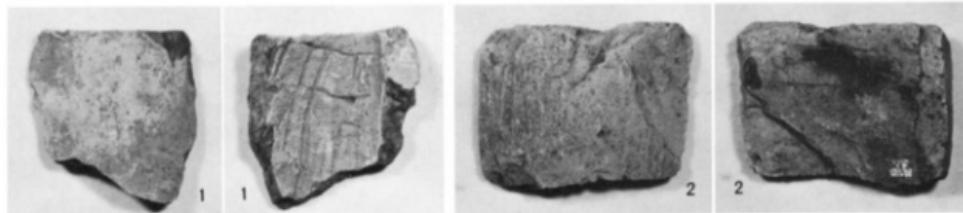


4、6、7、9～11、13、14、17、18
21～28、30第6層出土
5、8、15、16、20第7層出土

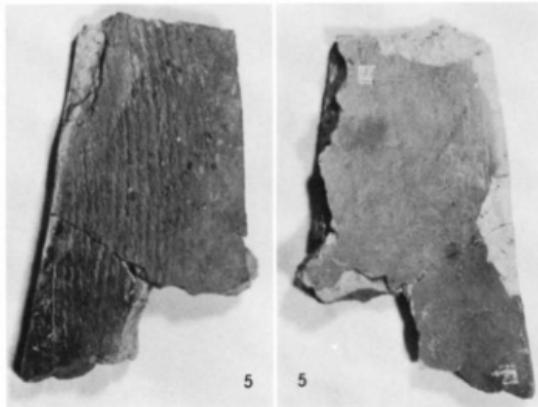
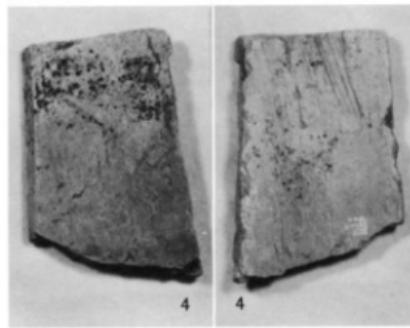




図版34 各層出土遺物
 1, 2, 4, 8, 10, 20 表土～第5層出土
 3, 5～7, 11～13, 15～17 第6層出土
 9, 14 第7層出土
 出土瓦 21 S I 369出土
 22 表土出土



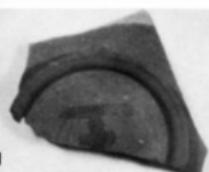
1 第6層出土
2、5 S137出土
3 第4層出土
6 第7層出土



図版35



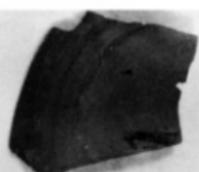
1



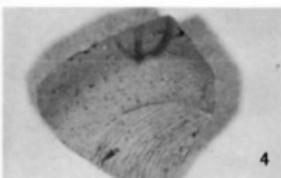
2



3



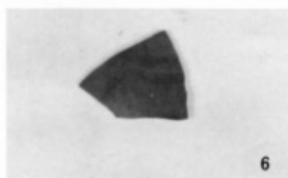
4



5



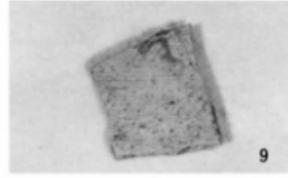
6



7



8

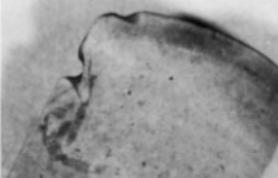
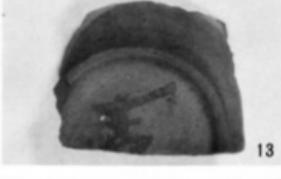


9

10



13

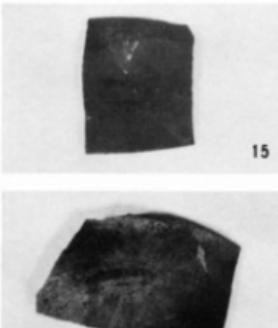


11

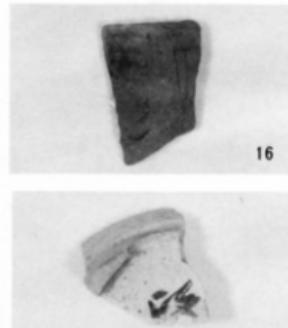


12

14



15



16

17



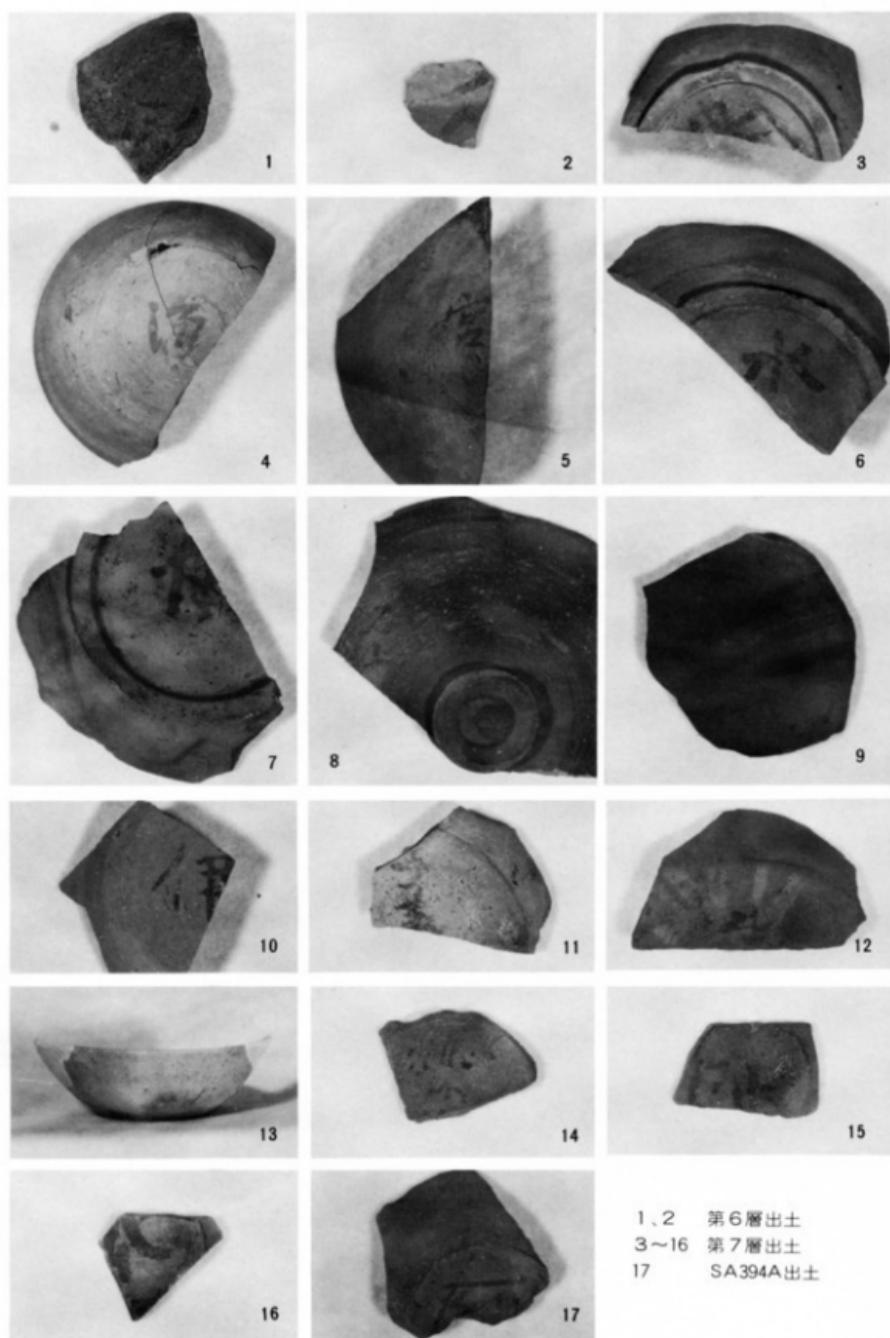
17



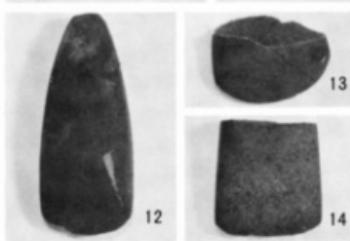
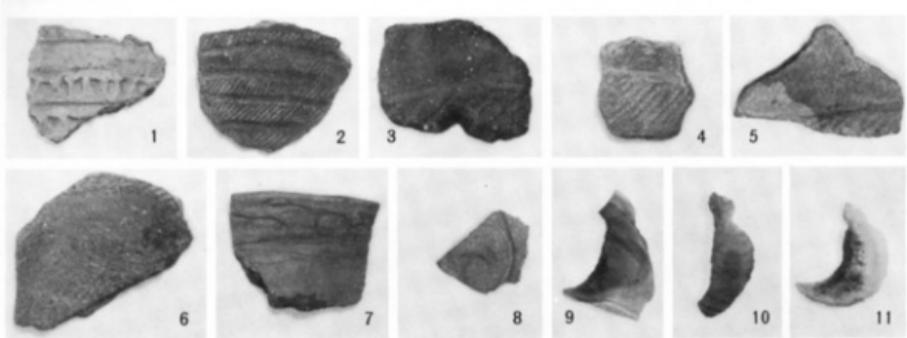
18

図版36 墓書土器 1~11 表土~第5層出土

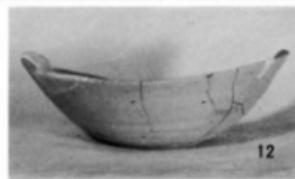
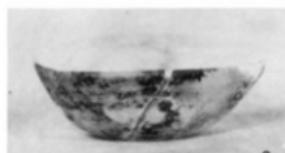
11~18 第6層出土



図版37 墓書土器



圖版38 第24次調查出土繩文式土器、石器
 3、4、9~13、15、16 地山飛砂層出土
 1、2、5~8 表土~第7層出土
 14 S I 370埋土出土

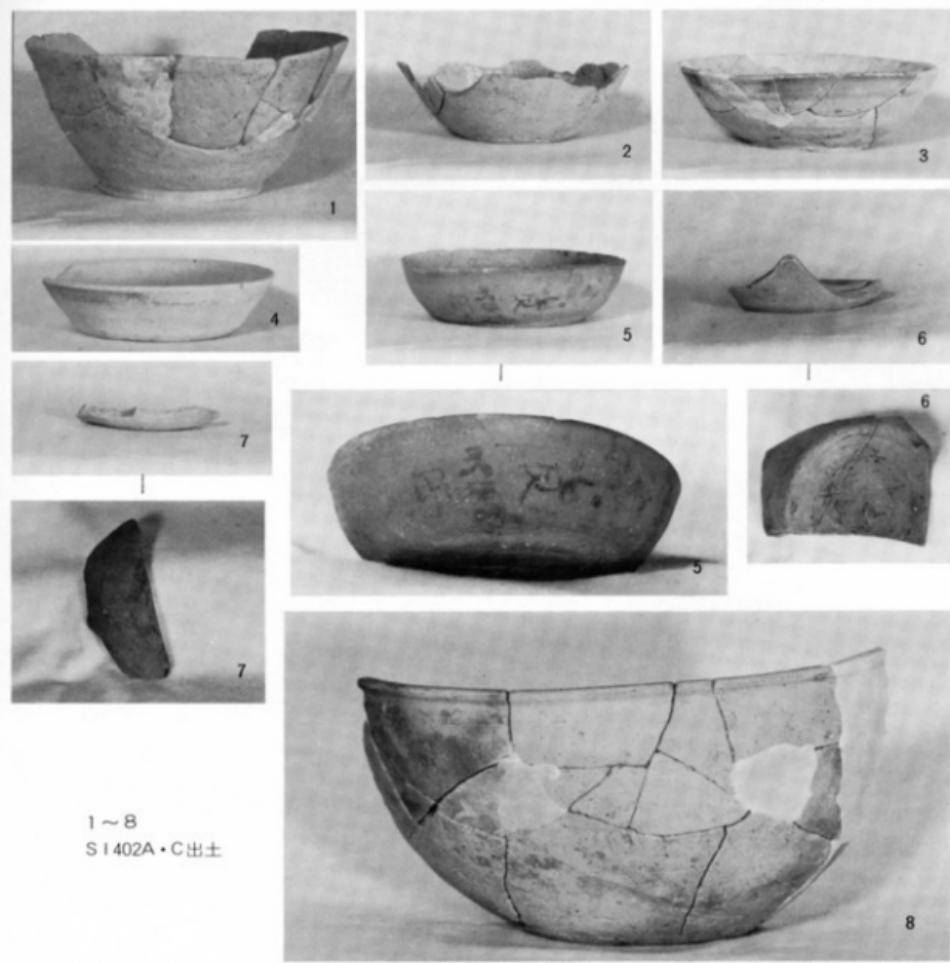


1 第24次調査出土縄文土器

2 第25次調査、S1004出土

3~10 S1400出土

11、12 S1401出土



図版40 第25次調査出土遺物



1



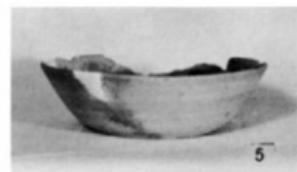
2



3



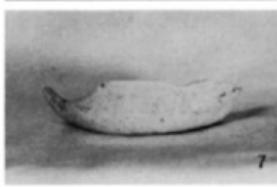
4



5



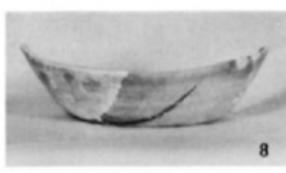
6



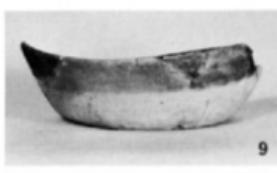
7



10



8



9



11



12



13



14



15



13



16

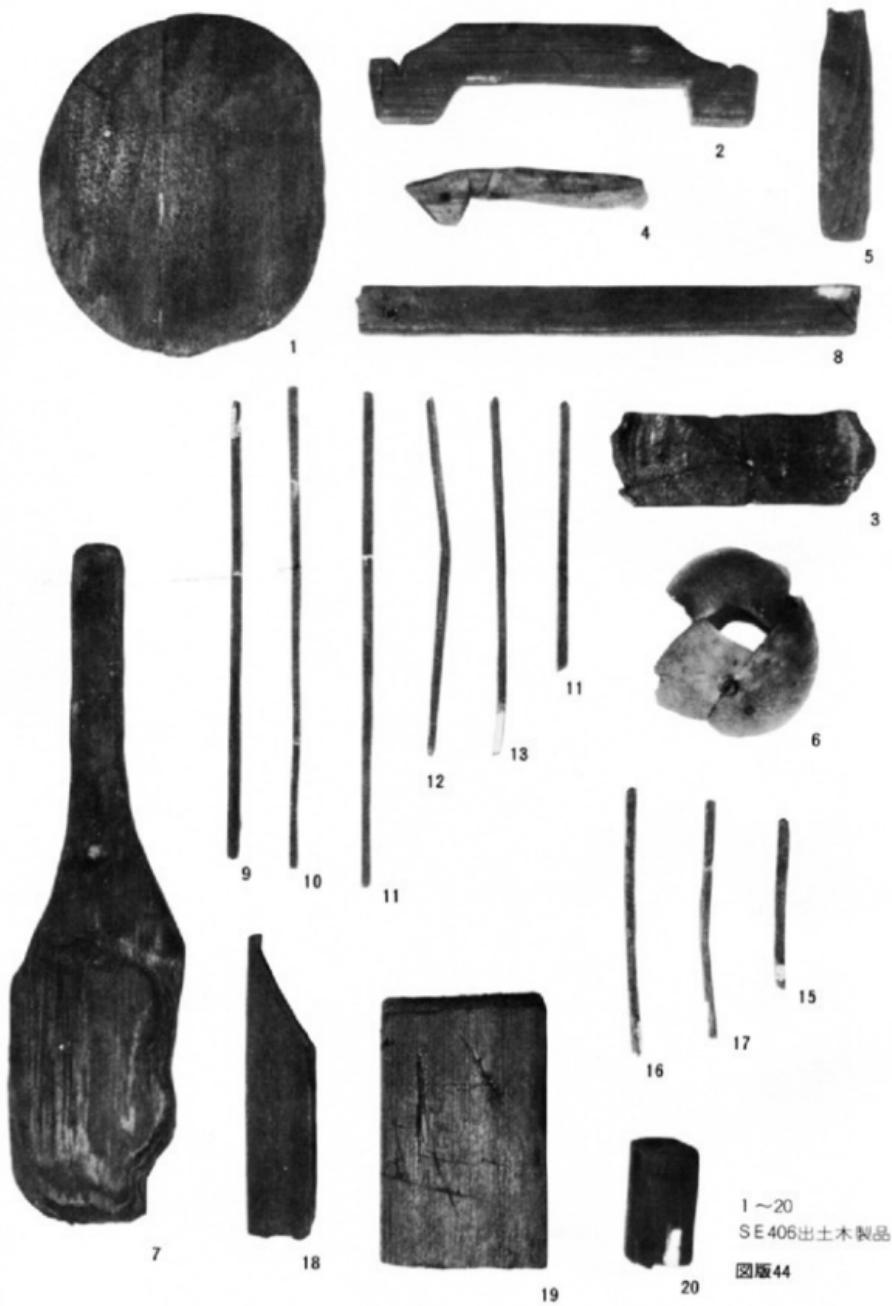
1、2 S1403出土
3~7、10 SE406上面出土
8~12 SE406埋土出土
13~16 SE406井筒内出土

图版41

SE406出土人物船搏
图版42



SE406出土龍繪塙
図版43

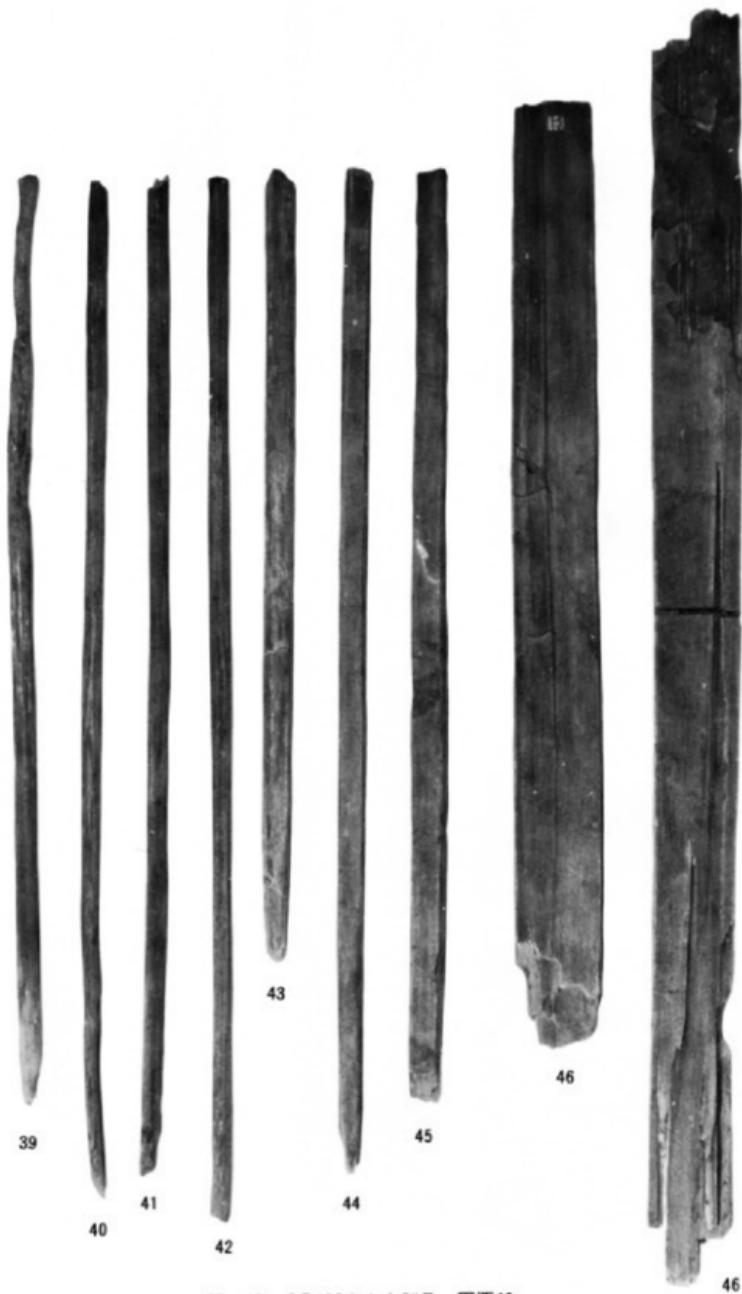


1 ~ 20
SE 406出土木製品
図版44

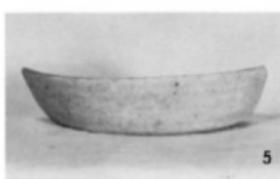
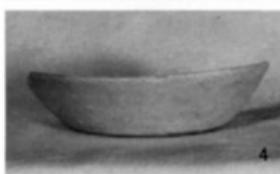
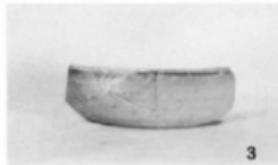


21～38 SE 406出土木製品

図版45

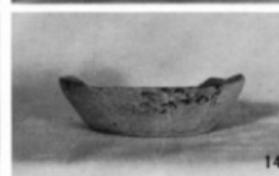
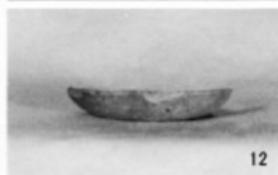
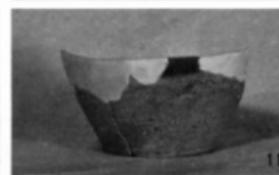


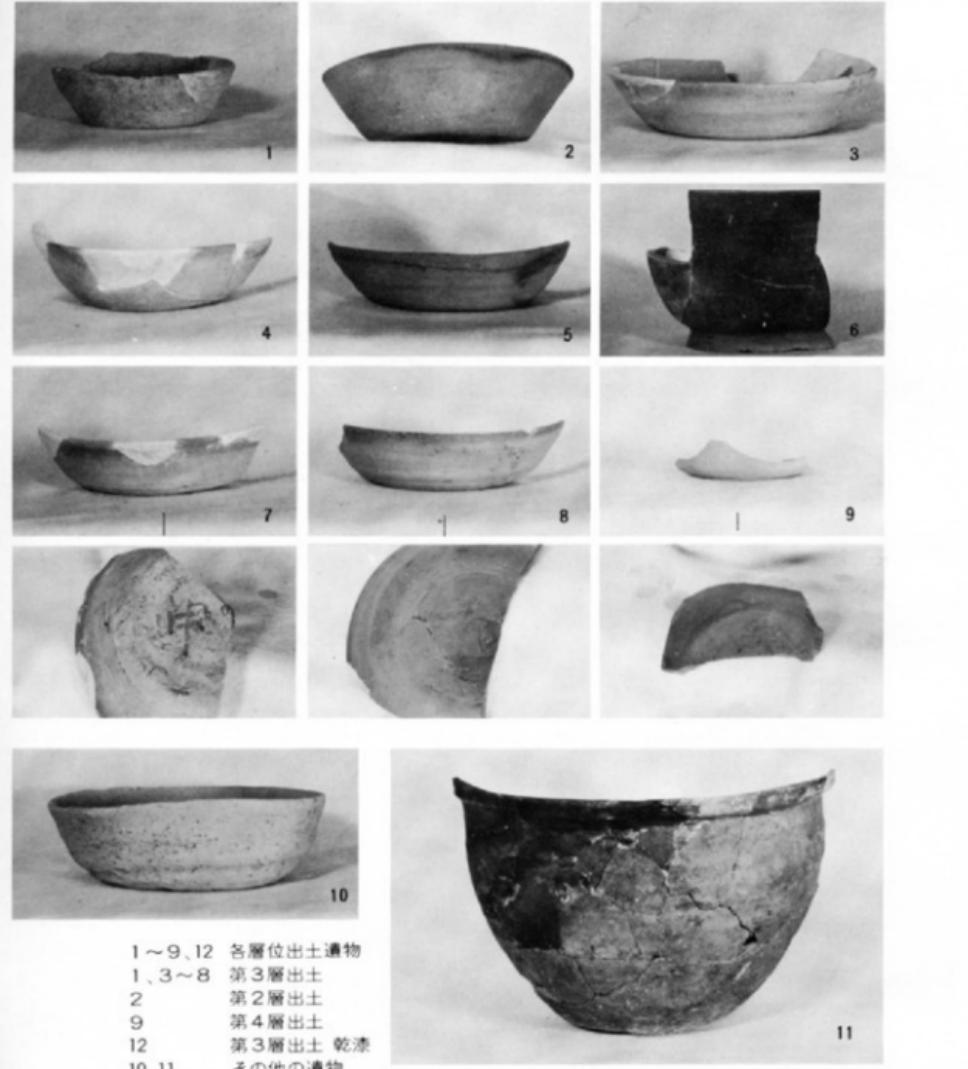
39~46 SE 406出土木製品 図版46



1～4、6 SK417出土
5 SK418出土
7 SK424出土
8～15 各層位出土遺物

12 表土出土
11 第4層出土
8～10、13～15 第3層出土

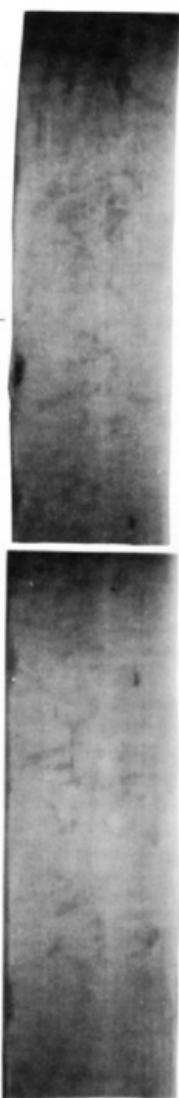




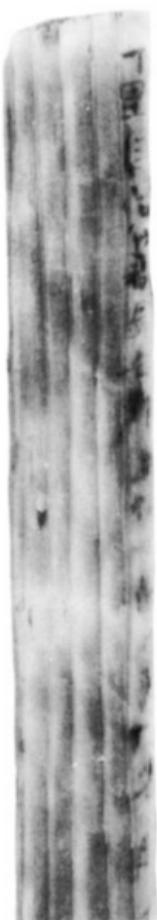
1～9、12 各層位出土遺物
1、3～8 第3層出土
2 第2層出土
9 第4層出土
12 第3層出土 乾漆
10, 11 その他の遺物



1号



2号



3号

4号

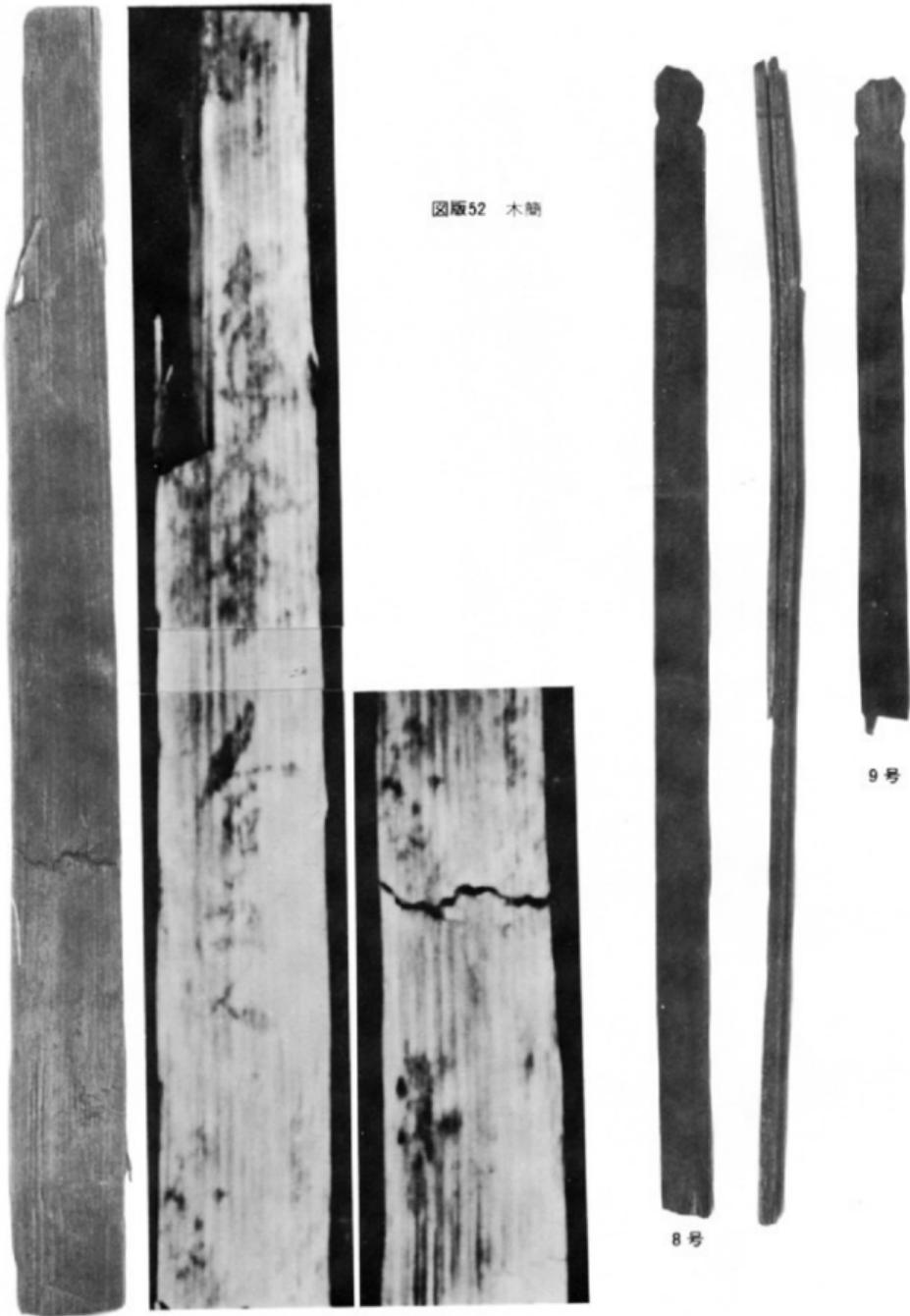


5号



6号

図版52 木簡



7号

8号

9号



10号



11号



12号



13号

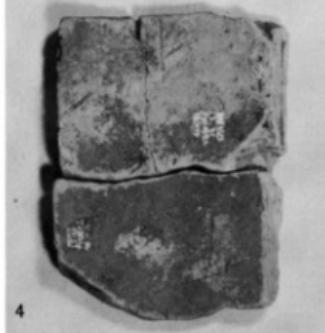


14号



15号

16号



1～3 SE 406井戸跡出土瓦
4 第3層褐色土出土
のし瓦

図版54

秋田城関係史料集

(その二)

凡例

一、この史料集は、秋田城に関する古代文献史料を抄出、収録したものである。秋田城に関しては、中世にも関連史料はあるが、さしあたって、

秋田城跡調査事務所が秋田城跡の調査研究を進めるに際し、基礎史料として必要な古代の史料に収録の範囲を限った。

なお、本史料集は、史跡秋田城跡調査團作成「秋田城関係古文献抄録」（昭和三十六年七月発行）および宮城県多賀城跡調査研究所作成「秋田城史料集成」をもととして、増補改訂したものである。なお、作成に際しては、東北歴史資料館の平川南氏がことにあつた。

二、秋田城をはじめ、秋田郡・（鮑田、鶴田）・秋田村などの関連地名、秋田城介、秋田營なども収録した。

三、参考として、出羽櫛関連資料を付した。

四、出典の下の数字は巻数を示す。

五、年次不詳のものについては、それぞれ、かりに所取し、その理由を簡単に示しておいた。

六、収録した史料は次の通りである。もととした刊本は、もっとも普及していると思われるものをもつてした。

- 日本書紀（新訂増補国史大系）、続日本紀（同上）、日本後紀（同上）、文德実錄（同上）、三代実錄（同上）、類聚國史（同上）、
本朝世紀（同上）、日本紀略（同上）、律（同上）、類聚三代格（同上）、延喜式（同上）、類聚符宣抄（同上）、吾妻鏡（同上）、
大日本古文書編年史料、倭名類聚鈔、侍中群要（丹鶴叢書）、真信公記（大日本古記録）、魚魯愚鈔（大日本史料一の一二）、西宮記
(史籍集覽外編)、權記（史料大成）、御堂関白記（日本古典全集下巻）、北山抄（故実叢書）、陸奥話記（群書類従二十編合戦部）、古
今著聞集（岩波日本古典文学大系）、江家次第四、藤原保則伝（続群書類従伝部）

元慶五年四月二十五日 出羽國元慶二年爲夷虜所燒盜穀類卅二萬五百一束六把八分六毫，糧七百五十斛。革短甲三百卅七領，背

五百卅三枚，鐵鉢一百五十七枚，革鉢五十枚，木鉢三百廿六枚，箭八千三百八十隻，大角六枚，小角八枚，鼓六十面。大刀五十五柄，弓七十一張，鐵鈎五十五柄，弩廿九具，手弩一百具，鉄一十三柄，鐵八柄，櫛五十二枝，槍一百八十一竿，鎗槍七十三竿，鈴尾槍一百八竿。官舍一百六十一宇，城櫓廿八字，城棚櫓廿七基，塔棚櫓六十一基。是日有勅免除以省交替之煩。

〔三代実錄〕三十九

884 元慶八年九月二十九日 ○廿九日丙戌，出羽國司言：「今年六月廿六日秋田城雷雨晦冥，雨石」鐵廿三枚，七月二日飽波郡海濱雨石似

鐵，其鋒皆向南。陰陽寮占云：「彼國之憂應在兵賊疾疫。」

〔三代実錄〕四十六

885 仁和元年十一月二十一日 去六月廿一日出羽國秋田城中，及飽海郡神宮寺西濱雨石鍛，陰陽寮言：「當有凶狄陰謀兵亂之事。」神祇官言：「彼國飽海郡大物忌神。」月山神、田川郡由豆佐乃賣神俱成此性，累在不敬。勅令國宰恭祀諸神兼懲警固。

〔三代実錄〕四十八

仁和三年五月二十日 先是出羽守從五位下坂上大宿称茂樹上言：「國府在出羽郡井口地。」即是去延曆年中，陸奥守從五位上小野朝臣岑守據大將軍從三位坂上大宿称田村麻呂論奏所建也。去嘉祥三年地大震動，形勢變改，既成窪泥，加之海水漲移，迫府六里所，大川崩塌，去陸一町餘兩端受害無力。隣塞壅沒之期，在於旦暮。望請遷建坂上郡大山鄉保寶士野，據其險固，避彼危殆者。太政大臣（第）右大臣，中納言兼左衛門督源朝臣能有，參議左大辨兼行勘解由長官文章博士橘朝臣廣相於左仗頭召民部大輔惟良宿称高尚。大膳大夫小野朝臣春風，左京亮藤原朝臣高松

等間彼國送府之利害所言參差同異難定更召伊豫守藤原朝臣保則以高尙等詞問之保則言國司所請非無理致保則高尙等元任彼國吏應知土地之形勢故召問之太政官因國宰解狀討廢事情曰避水邊府之議雖得其宜去中出外之謀未見其便何者最上郡地在國南邊山有而隔自河而通夏水浮舟縱有漕利寒風結凍曾无向路之期况復秋田雄勝城相去已遙烽候不接又舉納秋髮國司上下必有分頭入一部率衆赴城若沿水而往涉水而還者徵發之煩更倍於尋常遞送之費將加於黎庶晏然無事之時縱能兼濟警急不虞之日何得周旋以此論之南遷之事難可聽許湊擇舊府近側高敞之地閏月遷造不妨農務用其舊材勿勞新採官帳之數不得增減勑宜依官議早令行之

寛平五年閏五月十五日 ○十五日壬午出羽國渡嶋狹與奥地俘囚等依欲致戰鬪之奏狀仰國宰令營固城塞選廉軍士

〔日本紀略〕前篇
〔二代美錄〕五十

師大式赴任

式

凡諸國受領官申赴任之由即以奏聞隨仰垂御御簾歲人仕件官呂御前自仙花門叅入俟南廊壁下傳宣仰旨兼賜祿不呂御前於右近腋陣頭賜之四位給紅

染御一領五位支子染食一条六位襖子一
召內侍所但陸奥守賜御衣或召殿上賜御
自右音環門參上候孫廟南弟一間賜仰及
即於南廊壁下拜舞退出又鎮守府將軍出
城今木雖非受領拜舞退出

(侍中群要の著者橘廣相が寛平二八八九〇〇年に没しているので、便宜ここにおさめた)

〔延喜式〕二十二

民部上

東山道

出羽國上省
船海
河津
田川
出羽
秋田
山本

右爲遠國

兵部省 諸國駅伝馬

出羽國驛馬 最上十五疋村山野後各十疋 遠見十二疋 佐藤四疋 給十疋。
遊佐十疋 鮎方由理各十二疋 白谷七疋 鮎海秋田各十疋。傳馬 最上五疋 野後三疋 船五疋 由理六疋
最上五疋 野後三疋 船五疋 由理六疋

〔延喜式〕二十九

〔倭名類聚鈔〕五

国郡部

出羽國 國一府在平鹿郡行程上管官十一町一千萬亦千百九
四十日下二十日四日 一丁限五十丁步九

出羽國第九十五

王二十萬四千三百二十束公四十萬束本續九十一萬七千七百十二束雜額二十一萬八千三千三百九十九十
平鹿加良山李村山牟良夜未良置賜於伊太三雄勝謂之答合加知有城謂之答合
出羽國秋田阿伊太有河邊乃倍田川波多加
府城金治也毛止未有阿加波多加
縣也毛止未有阿加波多加
村山牟良夜未良置賜於伊太三雄勝謂之答合加知有城謂之答合
山李李也毛止未有阿加波多加
良山李李也毛止未有阿加波多加
村山牟良夜未良置賜於伊太三雄勝謂之答合加知有城謂之答合
山李李也毛止未有阿加波多加
李也毛止未有阿加波多加

量上郡

郡可山友舉上芳寶阿蘇火木山處福有鹿田大創
大耳長耳松山大都稻田德右

福岡

大創稻山長耳大耳

柏山郡

大耳長耳松山大都稻田德右

置勝郡

廣斯屋代赤牛吉城長井餘戶

雄勝郡

雄勝大津中村餘戶

平鹿郡

山鹿

大井

品知

山本

塔甲

御松

鎧刀

餘戶

施海郡

大原

施海

星代

狹田

井手

越佐

雄波

口理

餘戶

河邊郡

川合

中島

邑知

田郡

大泉

榆坂

芹泉

餘戶

田原郡

四川

芋桶

綿家

那津

大泉

榆坂

芹泉

餘戶

出羽郡

大窪

河邊

井上

大田

餘戶

秋田郡

深川

率浦

方上

成相

高泉

(倭名類聚錄の成立は承平年中八九三二と三八〇とされている)

天慶二年四月十一日　十一日、定ニ五月節有無事、以ニ出羽介保利朝臣、爲ニ城司、宣旨仰ニ相職朝臣、

〔白眉公記〕

天慶二年四月十七日　十七日、出羽國馳騒言、口々賊亂達與ニ秋田城、軍合、事等、左衛門督入、夜參入、被ニ關口文、令ニ

〔所力〕

外記述ノ家、

〔貞信公記〕

939 天慶二年五月六日 六日、出羽國馳驛便來、其解文云、賊徒到來秋田郡官舍、掠取官稻、燒亡百姓財物、又率異類可

來云々、

〔貞信公記〕

939 天慶二年七月十八日 ○十八日丁巳、季御讀經竟也。仍親王已下參八省、結願之間、暴雨忽降、仍差左少將源朝忠爲勅使、衆僧給度者各一人。其後上卿著宜陽殿、有內外印事給出羽國官符一枚也。一枚以國庫納器仗戎具下行軍士可充合戰事。并以正稅殺死給軍糧事一枚、殊練精兵追討賊徒并可加謹責於秋田城司介源嘉生朝臣事。」

〔本朝世紀〕三

967 康保四年二月十一日 以秋田城介任出羽守一例

康保四年二月十一日、即召大臣、前任官六人之中、以散位大江澄景（直參）為右衛門權佐、散位実忠

為出羽守、実忠前任出羽介、為秋田城司、造立數十字官舍、委納千餘石不動、依有其勤、准源喜生司任滿之後、任上總守例殊抽任、

〔角書通鑑〕四

980 天元三年七月二十三日 太政官符。出羽國司。

處令介從五位下平朝臣兼忠勤行秋田城務一事。

右從一位行大納言兼陸奥出羽按察使藤原朝臣爲光宣奉勅。宜差遣彼城行勤。固若觸防禦。有レ秀レ請者。隨狀處分。寄事鎮衛。勿節國務者。國宜承知。依宣行之。祥到奉行。

左中弁

右大史

天元三年七月廿二日

〔類聚符宣抄〕八

〔西宮記〕八

○受領赴任事

藏人奏參入由垂御簾經藏人者召南廊壁下賜勅語傳之賜祿或於臘陣給四位染袞五位六位襍子將軍城介同之

諸宣旨

太宰陸奥儀仗上相奉勅 諸官符式部式部中云々

補任府給任符云々(也)

陸奥鎮守府賜兵部威介 同之

帥隨身主人通請文依宣旨御正陪兵衛少選差
文大輔官符四府名二人合八人內印

出羽城介城務事諸官符可行秋田城事由
諸所御牒云々可尋

(西宮記の著者源高明は天元五八九八二▽年に没しているので、便宜ここにおさめた)

995 長徳元年十月二日 二日 參内、藏寮以餅一折樋給殿上、例也、右府給城介信親朝臣申給枉道官符、從海道赴任國文一枚、可奏

事由者、

長保二年一月七日 七日乙酉 秋田城立用不動可作官符、付甘葛煎使、送出羽守義理朝臣許、

長和四年十一月四日 四日庚戌、城介奉好慰馬二疋、參太内、候宿。

〔御室開口記〕

〔權記〕一

〔權記〕一

1015 1000

給官符、但秋田城事、給所牒云々、可尋、

(北山抄の著者藤原公任が長久二八一〇四一▽年に没しているので、便宜ここにおさめた)

(陸奥話記)

六箇郡之司有^ニ安倍賴良者。是同忠良子也。父祖忠賴東夷曾長。威風大振。村落皆服。横行六郡^ニ劫^ニ署^ニ人^ニ民^ニ子孫尤盛。漸出^ニ衣用外^ニ不^レ輸^レ賦貢^ニ無^レ勤^レ徭役^ニ代々^ニ驕奢^ニ。誰人敢不^レ能^レ制^レ之。永承之頃。太守藤原朝臣登任發^ニ數千兵^ニ攻^レ之。出羽秋田城介平朝臣重成爲^ニ前鋒^ニ太守率^ニ夫士^ニ爲^レ後^ニ賴良以^ニ諸部俘囚^ニ拒^レ之。

(永承之頃△一〇四六ノ五三△)

(古今著聞集) 九

伊與守源賴義朝臣、貞任宗任等をせむる間、陸奥に十二年の春秋を送りけり。鎮守府をたちて秋田の城にうつりけるに、雪はだれにふりて、軍のひのこ共の鎧みな白妙に成にけり。

(前九年の役△一〇五一ノ六△) に関するものであるから、ここに収めた)

(江家次第) 四
除 目

允勅任者 納言以下 参議以上 左右太辨 八省卿

東宮傳

彈正尹

太宰帥

六衛府督

至大間者無差別皆書人清書時用黃紙

以上雖載大間久不被任

出羽城介

先生今後給官符於秋田城

鎮守府將軍

接察使只書陸奧國

不書出羽組任符給兩國

出羽城介唯任後給官符

於秋田城

〔江家次第〕四

(江家次第の成立は著者大江匡房死後の天永二(一一一)年であるので、ここにおさめた)

此長茂本名金五
貢茂貞盛胡氏也者、鎮守府將軍維_也男、出羽城介繁成七代督孫也。

〔吾妻鏡〕八

1188 文治四年九月十四日

1190 文治六年正月六日

渡之間、水俄消而五千餘人忽以溺死訖。蒙天祐歟。安兼任送使者於山科中、八絆少之許云。古今問報、六親若夫追庄、或稱左馬頭義仲嫡男朝日冠者、起于同國山北郡、各結逆黨、遂兼任相良嫡子鶴太郎、次男於幾内次郎并七千余騎因徒向鎌倉方合首途、其路歷河北秋田城等越入關山、擬出于多賀國符、而於秋田大方打融志加

婦懲之者尋常事也未有討主人敵之例兼任獨爲始其例所赴鎌倉也者仍垂半騎向于小鹿嶋大社山毛々左田之遙防戰及兩時雜半被討取畢兼任亦向千福山本の方倒于津輕重合戰死豐宇佐美平次以下御家人及雜色澤安寺云依之在國御家人寺面々進飛脚云上事由云々。

〔吾妻鏡〕十

付 出羽柵

統日本紀天平五年十一月己未條の「出羽柵遷置於秋田村高清水岡」の記載から、のちの秋田城につながるものとされているので、ここに出羽柵に関する記事を収録することにした。

令諸國運送兵器於出羽柵爲征蝦夷也。

○丁卯令越前越中越後佐渡四國船一百艘送于征狀所

和銅二年七月丁卯

○丙辰勅割尾張上野信濃越後等國民二

和銅七年十月丙辰

○丁酉以信濃上野越前越後四國百姓各一百戶配出羽柵戶焉

○丙申遷東海東山北陸三道民二百戶配出羽柵焉

養老元年二月丁酉

養老三年七月丙申

天平九年正月丙申

直路於是詔持節大使兵部卿從三位藤原朝臣麻呂副使正五位上佐伯宿称豐人常陸守從五位上勤六守坂本朝臣宇頭麻佐等發遣陸奥國判官四人主典四人

〔統日本紀〕四

〔統日本紀〕七

〔統日本紀〕八

〔統日本紀〕六

〔統日本紀〕十一

○戊午。遣陸奧持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言以去二月十九日到陸奧多賀柵。與鎮守將軍從四位上大

野朝臣東人共平章且追常陸上總下總武藏上野下野等六國騎兵總一千人開山海兩道夷狄等咸懷疑懼仍差田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人遣海道差歸服秋和我君計安豐遣山道並以使旨慰喻鎮撫之仍抽勇健一百九十六人委將軍東人四百五十九人分配玉造等五柵麻呂等帥所餘三百卅五人鎮多賀柵遣副使從五位上坂本朝臣宇頭麻佐鎮玉造柵判官正六位上大伴宿祢美濃麻呂鎮新田柵一國大掾正七位下部宿祢大麻呂鎮牡鹿柵自餘諸柵依舊鎮守廿五日將軍東人從多賀柵發三月一日帥使下判官從七位上紀朝臣武良士等及所委騎兵一百九十六人鎮兵四百九十九人當國兵五千人歸服秋俘一百卅九人從部內色麻柵發即日到出羽國大室驛出羽國守正六位下田邊史難破將部內兵五百人歸服秋一百卅人在此驛相待以三日馬將軍東人共入賊地且開道而行但賊地雪深馬芻難得所以雪消草生方始發道同月十一日將軍東人廻至多賀柵自專新開道一百六十里或剗石伐樹或填澗疏峯從賀美郡至出羽國最上郡玉野八十里雖是山野形勢險阻而人馬往還無大艱難從玉野至賊地比羅保許山八十里地勢平坦無有危嶮秋俘等曰從比羅保許山至雄勝村五十餘里其間亦平唯有兩河每至水漲並用船渡四月四日軍屯賊地比羅保許山先是田邊難波狀稱雄勝村俘長等三人來降拜首云承聞官軍欲入我村不勝危懼故來請降者東人曰夫秋俘者甚多奸謀其言無恒不可徵信而重有歸順之語仍共平章難破議曰發軍入賊地

者爲教喻仔伏，築城居民，非必窮兵殘害。順服若不許其請，凌壓直進者，俘等僵怨遁走山野，勞多功少，恐非上策。不如示官軍之威，從此地而返，然後難破訓以福順懷以寬恩，然則城歸易守，人民永安者也。東人以爲然矣。又東人本計，早入賊地耕種貯穀，省運糧費，而今春大雪，倍於常年，由是不得早入耕種。天時如此，已違元意，其唯營造城郭，一朝可成而守，城以人存，人以食耕種失，城將何取給？且夫兵者見利則爲無利，則止所以引軍而旋，方待後年，始作城郭，但爲東人自入賊地奏請將軍鎮多賀櫛，令新道既通，地形觀視，至於後年，雖不自入，可以成事者，臣麻呂等愚昧不明，事機但東人久將邊要，妙謀不中，加以親臨賊境，察其形勢，深思遠慮，量定如此，謹錄事狀伏聽。勅裁，但今聞無事，時屬農作，所發軍士，且放且奏。

775 宝龜六年十月癸酉

〔續日本紀〕十二

癸酉，出羽國言，蝦夷餘燼，猶未平殄，三年之間，諸鎮兵九百九十六人，且鎮要宮，且還。國府、勅差相摸，武藏、上野、下野四國兵士發遣。」

〔黃老衛禁律〕
越垣及城條

凡越兵庫垣及筑紫城徒一年。陸奥越後出羽等州亦同。曹司垣杖一百。大宰府垣亦同。國垣杖九十。郡垣杖七十。坊市垣笞五十。皆謂有門禁者。縱無垣堵，唯有柵籬，亦是。若從溝瀆內出入者，與越罪同。
〔溝瀆者，通水之渠。從此越而未過，減一等者。從越兵庫垣以下，各得減三等。〕
渠而入出，亦得越罪。越而未過，減一等者。從越兵庫垣以下，各得減三等。餘築未過淮此，謂宮城京城宮殿垣，及閭廡，禁之。卽兵庫及城柵等門，應閑忘誤不下鍵。若應開毀管鍵而開者，各杖六十。

・兵庫及城御等。各有三禁門。應・開・皆・須・下・鑰。其忘
誤不・下・鑰。若應開毀。笞・鑰・而・開。各得一杖六十。

錯・下・鍵。及・不・由・鑰・而・開者。笞・冊。餘門各減二等。

錯・下・鑰。謂・管・鑰・不・相・當・者。及・不・由・鑰・而・開・者。謂・不・用・鑰・而・開。各・管・冊。餘門。謂・國・都・及・坊・市・之・類。官・有・二・門。二

禁・者。若應・開・誤・不・下・鑰。應・開・毀・皆・須・下・鑰。及・不・由・鑰・而・開。各・笞・冊。故云・鑰・門・各・減・二・等。若擅・開・閉・者。

各・加・越・罪・一・等。擅・開・閉・者。卽・城・主・無・故・開・閉・者。與・越・罪・同。謂・國・都・之・城・不・依・法・式・開・閉。與・越・罪・同。

其・坊・市・正・非・時・開・閉。亦・同・城・主・之・例。既・云・城・主・无・故・開・閉。即是・有・故・許・開。若有・微・急・驛・使・及・期・限。告・赴・求・訪・醫・藥・者。務・問・明・知・有・實

質。亦・得・依・法・爲・開。又・候・宮・衛・令。京・路・分・街・立・鋪・夜・鋪・鋪・鋪。即・禁・行・人。若・公・使・及・有・病・廢・疾・病・預・相・爲・有・意。除・此・等・外・擅・開・閉・者。即

笞・冊。

〔養老賊盜律〕

盜節刀條

凡盜節刀者。徒三年。謂・草・帶・出・使・鹽・珍・鹽・明・將・軍・率・頭。宮殿門。庫藏。及倉廩。筑紫城等鑰。徒一年。
國郡。倉庫。陸奧。越後。出羽等櫓。及三關門鑰。亦同。宮城。京城。及官厨鑰。杖一百。公廨。及國厨等鑰。杖六十。諸門鑰笞五十。謂・內・外・百・司・及・諸・關・坊・市・門・等・官・有・三・門。然・皆・是・本・謂・食・利・之・非・施・行・者。

秋田城跡発掘調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則 括弧(昭和37年5月8日 教育規則第3号)
(改正 昭和52年11月21日第11号)

第1条

4. 第3条第4項に掲げる事務を分掌させるため、社会教育課に所属する機関として、秋田城跡発掘調査事務所を置く。

第3条

4. 秋田城跡発掘調査事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりにする。

一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。

二、史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。

II 発掘調査体制

1) 調査体制

秋田市教育委員会 教育長 佐藤博之 社会教育課長 佐藤喜子

秋田城跡発掘調査事務所					
氏名	職名	所属機関			
佐々木 宗孝	所長	秋田市教育委員会	社会教育課	参事(兼)	
小松 正夫	主事	タ	タ	社会教育課(兼)	
菅原 俊行	タ	タ	タ	(タ)	
石郷岡 誠一	タ	タ	タ	(タ)	
日野 久	タ	タ	タ	(タ)	
西谷 隆	調査補佐員				
安田 忠市	タ				
柏谷 光子	調査補助員				

2) 調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所		
後藤 勝彦	所長	
桑原 浩郎	研究員	
進藤 秋輝	技師	
平川 南	タ	
白鳥 良一	タ	
高野 芳宏	タ	
鎌田 俊昭	タ	
古川 雅清	タ	

